



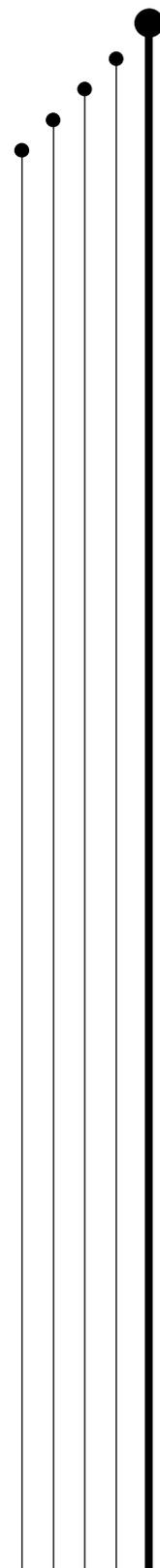
浅口市地域防災計画

資料編

令和7年3月

浅口市防災会議

目次



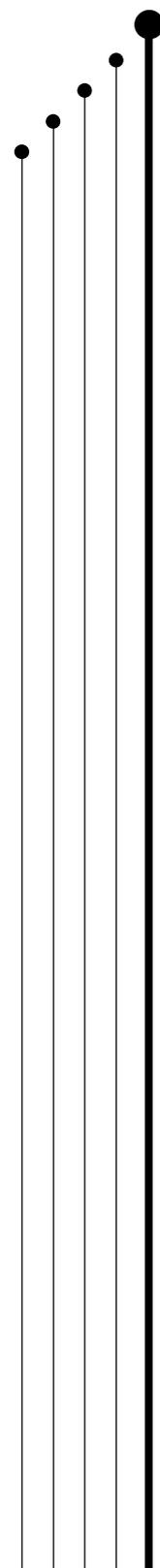
第4編 資料編	251
1 災害危険箇所に関する資料.....	251
〔水防〕	251
1－1 重要水防箇所.....	251
1－2 ため池.....	252
〔土砂災害〕	259
1－3 土石流危険溪流.....	259
1－4 砂防指定地（法律指定箇所）	261
1－5 急傾斜地崩壊危険箇所.....	262
1－6 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所）	263
1－6の2 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域.....	264
〔山地災害〕	268
1－7 山腹崩壊危険地区.....	268
1－8 崩壊土砂流出危険地区.....	270
〔海岸災害〕	272
1－9 海岸保全区域.....	272
2 消防に関する資料.....	273
2－1 消防団の階級別定数.....	273
2－2 消防力一覧表.....	273
2－3 消防現有水利状況.....	274
3 避難誘導に関する資料.....	275
3－1 指定緊急避難場所及び指定避難所.....	275
3－2 福祉避難所.....	277
3－3 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表.....	278
4 医療救護に関する資料.....	280
4－1 市内医療機関一覧.....	280
4－2 災害拠点病院.....	281
5 輸送に関する資料.....	282
5－1 ヘリポート適地.....	282
5－2 県指定ヘリコプター離発着場.....	282
6 給水に関する資料.....	283
6－1 応急給水用資機材等.....	283
7 気象に関する資料.....	284
7－1 予報及び警報等の種類と基準等.....	284
7－2 雨量観測所.....	287
7－3 水位観測所及び危機管理型水位計.....	287
8 災害救助法に関する資料.....	288

8-1	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準.....	288
9	災害履歴に関する資料.....	292
9-1	災害の記録.....	292
10	協 定.....	295
10-1	岡山県下消防相互応援協定.....	295
10-2	欠.....	297
10-3	航空消防応援実施細目.....	298
10-4	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書 [浅口西部建設協力会] .	301
10-5	浅口市災害緊急放送の実施に関する協定書 [笠岡放送株式会社]	303
10-6	浅口市災害緊急放送要領 [笠岡放送株式会社]	305
10-7	欠.....	306
10-8	欠.....	306
10-9	浅口市災害緊急放送に関する協定書 [笠岡地区消防組合・エフエムゆめウェーブ株式会社]	307
10-10	浅口市災害緊急放送要領 [笠岡地区消防組合・エフエムゆめウェーブ株式会社]	309
10-11	防災活動への協力に関する協定書 [マックスバリュ西日本株式会社]	313
10-12	欠.....	314
10-13	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書 [浅口市管工事業協同組合]	315
10-14	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書 [岡山県水難救済会]	317
10-15	欠.....	318
10-16	災害時における情報交換に関する協定書 [国土交通省中国地方整備局長] ...	319
10-17	災害時における連絡体制および協力体制に関する協定 [中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター]	320
10-18	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書 [浅口市建設協力会] ...	323
10-19	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定 [瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会]	325
10-20	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書 [認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会]	329
10-21	災害時の医療救護活動についての協定書 [一般社団法人浅口医師会]	331
10-22	災害時の医療救護活動に係る実施細目 [一般社団法人浅口医師会]	333
10-23	災害時の歯科医療救護活動についての協定書 [一般社団法人浅口歯科医師会] ..	335
10-24	災害時の歯科医療救護活動に係る実施細目 [一般社団法人浅口歯科医師会] .	337
10-25	非常災害時における避難施設利用に関する協定書 [岡山県立鴨方高等学校] .	338
10-26	岡山県消防防災ヘリコプター支援協定.....	341

10-27	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定.....	344
10-28	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定 実施細目.....	348
10-29	福祉避難所の指定に関する協定書 [社会福祉法人岡山千鳥福祉会]	349
10-30	福祉避難所の指定に関する協定書 [社会福祉法人浅口市社会福祉協議会] ...	351
10-31	福祉避難所の指定に関する協定書 [社会福祉法人寿光会]	353
10-32	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書 [西日本電信電話株式会社岡山支店] 355	
10-33	福祉避難所の指定に関する協定書 [社会福祉法人明光会]	358
10-34	災害時における応急生活物資の調達に関する協定書 [生活協同組合おかやまコー プ]	360
10-35	災害時における行政書士業務相談に関する協定書 [岡山県行政書士会]	363
10-36	非常災害時における備蓄品使用に関する協定書 [岡山県立鴨方高等学校] ...	365
10-37	笠岡市浅口市、里庄町及び岡山県西南水道企業団の相互間における非常用給水袋 等備蓄品及び資機材等の貸出協定.....	367
10-38	災害時における応急対策活動に関する協定書 [岡山県エルピーガス協会 玉島支 部]	369
10-39	災害発生時における浅口市と郵便局の協力に関する協定 [日本郵便株式会社浅口 市内郵便局及び笠岡郵便局]	371
10-40	災害時における法律相談業務に関する協定書 [岡山弁護士会]	373
10-41	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 [株式会社ゼンリン] ...	378
10-42	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書 [公益社団法人岡山県柔 道整復師会]	381
10-42 の 2	岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定.....	383
10-42 の 3	岡山県内消防広域応援計画.....	386
10-43	災害に係る情報発信等に関する協定 [ヤフー株式会社]	396
10-44	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定 [社会福祉法人浅口市社 会福祉協議会]	398
10-45	災害時における段ボール製品の調達等に関する協定 [神免紙器株式会社] ...	402
10-46	包括連携に関する協定 [大塚製薬株式会社]	405
10-47	災害時における電動車両等の支援に関する協定 [西日本三菱自動車販売(株)、三 菱自動車工業(株)]	407
10-48	災害時における支援協力に関する協定書 [岡山県西部ヤクルト販売株式会社] .. 411	
10-49	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定 [佐川急便株式会社] .. 414	
10-50	災害等の発生時における岡山県建設業協会浅口支部等との応急・復旧活動の支援 に関する協定 [岡山県建設業協会浅口支部]	418

10-51	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書〔一般社団法人岡山県キッチンカー協会〕	421
10-52	災害時における物資供給に関する協定書〔株式会社ナンバホームセンター〕	423
10-53	災害時における物資供給に関する協定書〔株式会社ナフコ〕	425
10-54	災害時における物資供給に関する協定書〔NPO法人コメリ災害対策センター〕	427
10-55	災害時における物資供給に関する協定書〔コーナン商事株式会社〕	430
10-56	災害時における無人航空機を活用した協力に関する協定〔一般社団法人岡山県ドローン協会〕	432
10-57	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定〔株式会社H I - L I N E〕	434
11	条 例	437
11-1	浅口市防災会議条例	437
11-2	浅口市災害対策本部条例	439
11-3	浅口市災害対策本部規程	440
11-4	浅口市防災行政無線施設条例	450
11-5	浅口市水島地区大量流出油災害対策本部規程	454
11-6	浅口市消防団条例	455
11-7	浅口市消防団規則	459
11-8	浅口市災害弔慰金の支給等に関する条例	466
11-9	笠岡地区消防組合理約	470
11-10	浅口市と倉敷市との間における消防事務の委託に関する規約	473

第4編 資料編



1 災害危険箇所に関する資料

〔水 防〕

1-1 重要水防箇所

県管理河川

(令和4年度 岡山県水防計画書)

河川 海岸 番号	水系名	河川名 海岸名	区域	延長 (m)		危険状況		担当水防 管理団体	水防工法	所要資材	担 当 県 民 局 地域事務所
1	里見川	里見川	金光町八重～ 金光町大谷	左岸	100	要	旧川跡	浅口市			井笠地域 事務所
2	里見川	里見川	金光町大谷	左岸	50	要	旧川跡	浅口市			井笠地域 事務所
3	里見川	里見川	金光町占見	左岸	100	B	漏 水	浅口市	釜 段 工	土のう150 鋼杭26 木杭4	井笠地域 事務所
4	里見川	里見川	金光町占見	左岸	50 (100)	要	旧川跡	浅口市			井笠地域 事務所
5	里見川	里見川	金光町地頭下	左岸	350	B	漏 水	浅口市	釜 段 工	土のう525 鋼杭91 木杭14	井笠地域 事務所
6	里見川	里見川	金光町地頭下	左岸	(350)	要	旧川跡	浅口市			井笠地域 事務所
7	里見川	里見川	金光町地頭下	左岸	(50)	要	新 堤	浅口市			井笠地域 事務所
8	里見川	里見川	金光町佐方	右岸	50	要	旧川跡	浅口市			井笠地域 事務所
9	里見川	里見川	金光町佐方～ 鴨方町六条院東	右岸	100	B	漏 水	浅口市	釜 段 工	土のう150 鋼杭26 木杭4	井笠地域 事務所
10	里見川	里見川	金光町佐方～ 鴨方町六条院東	右岸	50 (100)	要	旧川跡	浅口市			井笠地域 事務所
11	里見川	里見川	鴨方町六条院東	右岸	250	要	新 堤	浅口市			井笠地域 事務所
1	里見川	堅 川	鴨方町六条院東	右岸	2,100	A	漏 水	浅口市	積土のう工	土のう4,200 木杭840	井笠地域 事務所
			左岸	2,100	月の輪工						

重要水防箇所判定基準

A：水防上最も重要な区間

B：水防上重要な区間

要：要注意区間

1-2 ため池

(令和4年3月31日現在)

金光地域

番号	名 称	所 在 地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	備考
1	二ツ又池	上竹	6	26	3.0	
2	谷池	上竹	9	61	8.5	防災重点農業用ため池
3	蔵目池	上竹	5	78	27.0	防災重点農業用ため池
4	福柵池	上竹	4	33	1.2	
5	畑ヶ谷池	上竹	4	35	0.6	
6	矢の谷池	上竹	4	26	5.0	
7	新池	上竹	12	97	44.8	
8	藤岩下池	上竹	9	51	12.4	防災重点農業用ため池
9	藤岩上池	上竹	6	77	11.9	
10	池床池	上竹	8	53	7.6	
11	一ノ段下池	上竹	8	57	5.3	
12	一ノ段上池	上竹	8	62	8.1	
13	大谷池	上竹	5	43	1.4	
14	孝津井池	上竹	4	69	8.9	
15	切戸池	上竹	5	132	7.9	防災重点農業用ため池
16	三ツ子岩池	上竹	3	24	1.0	
17	地迫池	上竹	10	60	25.9	防災重点農業用ため池
18	正面池	下竹	3	32	1.2	
19	竹坂下池	下竹	5	150	30.7	防災重点農業用ため池
20	竹坂上池	下竹	4	84	14.7	防災重点農業用ため池
21	門石池	下竹	3	175	8.8	防災重点農業用ため池
22	西池	下竹	3	165	12.6	防災重点農業用ため池
23	白井原池	下竹	4	46	1.5	
24	井戸池	下竹	4	36	0.8	
25	横部淵池	下竹	2	94	1.0	
26	小山池	八重	3	41	1.1	防災重点農業用ため池
27	道木下池	占見新田	3	188	17.2	防災重点農業用ため池
28	道木上池	占見新田	3	136	46.3	防災重点農業用ため池
29	兵庫池	占見新田	4	33	1.1	
30	権現下池	占見新田	3	30	2.3	
31	権現上池	占見新田	5	63	1.7	
32	皿池	占見新田	4	32	2.9	
33	神迫池	占見新田	3	35	3.1	
34	幸水池	占見新田	5	74	49.8	防災重点農業用ため池
35	東城ヶ前池	占見新田	5	44	1.7	
36	宮地池	占見新田	7	62	21.6	防災重点農業用ため池
37	西城ヶ前池	占見新田	5	40	3.2	防災重点農業用ため池
38	加賀池	占見新田	7	103	28.8	防災重点農業用ため池
39	迫池	占見	5	69	2.3	防災重点農業用ため池
40	大西池	占見	4	141	9.3	防災重点農業用ため池
41	小池	占見	1	85	1.2	防災重点農業用ため池
42	安井池	占見	4	45	1.8	
43	西谷池	占見	1	13	0.9	
44	金地池	占見	8	136	24.9	防災重点農業用ため池
45	山下池	占見	1	8	0.6	
46	柵池	占見	6	1140	224.0	防災重点農業用ため池
47	似茂津下池	占見	5	42	5.0	防災重点農業用ため池
48	似茂津上池	占見	4	40	5.1	
49	下池	地頭下	4	37	1.1	

番号	名 称	所 在 地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	備考
50	中池	地頭下	4	24	1.0	
51	上池	地頭下	4	32	1.0	
52	前田池	地頭下	3	26	1.0	
53	草田池	地頭下	4	46	1.6	
54	西ノ坊池	地頭下	4	73	1.9	防災重点農業用ため池
55	新池	地頭下	5	373	60.8	防災重点農業用ため池
56	古池	地頭下	4	353	33.3	防災重点農業用ため池
57	丸池	地頭下	3	159	7.3	防災重点農業用ため池
58	内守池	佐方	3	48	2.4	
59	杭木池	佐方・須恵	4	101	11.0	防災重点農業用ため池
60	神田池	佐方	4	133	2.1	防災重点農業用ため池
61	大位池	佐方	4	61	5.0	
62	長津池	佐方	3	41	1.1	
63	小村池	佐方	3	132	24.7	
64	大附池	佐方	2	33	0.2	
65	権現池	佐方	3	35	1.3	
66	王子池	佐方	4	64	8.8	防災重点農業用ため池
67	皿池	佐方	2	17	5.0	防災重点農業用ため池
68	塚池	佐方	6	57	21.9	防災重点農業用ため池
69	中池	佐方	11	110	147.9	防災重点農業用ため池
70	稻荷池	佐方	2	40	1.1	
71	大鳥池	佐方	2	45	1.7	
72	池田池	佐方	4	81	8.9	防災重点農業用ため池
73	鯛ヶ市池	佐方	2	19	0.3	
74	新池	佐方	5	164	30.5	防災重点農業用ため池
75	殿部下池	須恵	5	67	9.8	防災重点農業用ため池
76	殿部中池	須恵	3	19	1.0	
77	殿部上池	須恵	3	19	2.0	防災重点農業用ため池
78	花ノ池	須恵	3	307	17.3	防災重点農業用ため池
79	岸名池	須恵	3	20	1.0	
80	田原下池	須恵	3	39	0.9	
81	狐山中池	須恵	3	46	1.1	
82	狐山新池	須恵	4	53	3.5	
83	土瓶谷池	須恵	3	43	1.9	
84	胎金寺池	須恵	10	77	32.2	防災重点農業用ため池
85	畑池	須恵	6	86	17.3	防災重点農業用ため池
86	砂池	須恵	5	54	5.2	
87	奥池	須恵	7	30	5.1	
88	殿開池	須恵	2	30	0.1	
89	薬師池	大谷	2	50	1.0	
90	横池	大谷	7	120	22.0	防災重点農業用ため池
91	笹池	大谷	5	71	7.4	
92	別所池	大谷	4	72	1.5	
93	別所奥池	大谷	2	51	0.8	
94	鍛冶屋上池	大谷	4	66	1.6	
95	鍛冶屋下池	大谷	7	78	12.6	
96	釜人池	大谷	2	48	0.7	
97	新之池	大谷	3	114	2.5	
98	中津池	大谷	3	100	1.6	
99	藻塩池	大谷	5	88	17.8	
100	弁天池	大谷	5	83	24.9	防災重点農業用ため池
101	奥池	大谷	6	61	5.1	防災重点農業用ため池

鴨方地域

番号	名 称	所 在 地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	備考
1	平石池	鴨方	3	55	5.2	
2	天草池	鴨方	4	168	63.4	防災重点農業用ため池
3	道幸替地池	鴨方	2	20	0.3	
4	日入池	鴨方	1	41	0.3	
5	樋壺池	鴨方	4	66	2.0	
6	小迫池	鴨方	5	112	8.1	防災重点農業用ため池
7	松井上池	益坂	4	50	0.7	防災重点農業用ため池
8	午王池	益坂	4	23	0.4	
9	阿坂新池	益坂	5	97	2.9	
10	藤波下池	益坂	6	61	21.4	防災重点農業用ため池
11	藤波大池	益坂	7	51	42.4	防災重点農業用ため池
12	藤波小池	益坂	6	50	14.8	防災重点農業用ため池
13	上原小池	益坂	3	65	5.0	
14	上原上池	益坂	6	82	12.4	
15	上原下池	益坂	7	56	7.3	
16	栄主ヶ谷池	益坂	8	25	7.7	
17	泉池	地頭上	6	36	1.5	
18	塚地池	地頭上	6	45	0.8	
19	茂登池	地頭上	8	93	23.8	防災重点農業用ため池
20	山ノ奥池	地頭上	4	68	2.3	
21	守屋池	地頭上	1	23	0.5	
22	宮ノ奥池	地頭上	4	41	1.0	
23	部屋池	地頭上	2	13	0.7	
24	仁後池	地頭上	4	98	5.8	防災重点農業用ため池
25	大向池	地頭上	2	36	0.4	
26	桶路池	地頭上	2	48	0.7	
27	光林坊池	地頭上	3	27	0.6	
28	馬出池	地頭上	3	58	8.3	防災重点農業用ため池
29	上名口池	本庄	6	67	5.7	防災重点農業用ため池
30	熊池	本庄	5	306	28.5	防災重点農業用ため池
31	米沢池	本庄	2	28	0.5	
32	奥迫池	本庄	4	63	5.2	
33	明治下池	本庄	2	36	0.5	
34	明治上池	本庄	2	30	0.6	
35	神田池	本庄	4	47	1.7	
36	原田池	本庄	4	219	13.6	防災重点農業用ため池
37	奥ノ谷西池	本庄	2	49	0.7	
38	深見池	本庄	4	129	4.4	
39	砂池	本庄	2	29	0.7	
40	大峠池	本庄	13	91	28.1	防災重点農業用ため池
41	大門池	本庄	9	101	12.8	
42	大田池	本庄	9	112	16.7	
43	新池上池	本庄	14	56	19.5	
44	新池下池	本庄	8	38	6.5	
45	大峠下池	本庄	2	29	1.0	
46	宇月原池	小坂東	4	51	5.1	防災重点農業用ため池
47	杉谷池	小坂東	29	102	356.0	防災重点農業用ため池
48	引木池	小坂東	12	56	33.5	
49	阿部山池7号	小坂東	3	44	0.7	
50	阿部山池5号	小坂東	2	20	0.3	
51	昭和池	小坂東	7	52	6.7	
52	阿部山池1号	小坂東	3	37	0.4	

番号	名 称	所 在 地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	備考
53	阿部山池2号	小坂東	2	46	0.3	
54	阿部山池3号	小坂東	3	14	0.7	
55	阿部山池4号	小坂東	2	21	0.3	
56	釜口池	小坂東	8	75	21.9	
57	御役池	小坂東	4	28	1.3	
58	大日原池	小坂東	2	25	0.6	
59	シイノウ池	小坂東	3	30	0.6	
60	弓池	小坂東	2	18	0.1	
61	ゴボゴボ池	小坂東	2	17	0.3	
62	キイサ池	小坂東	2	20	0.3	
63	ハヤサ池	小坂東	3	14	0.3	
64	日原引木池	小坂東	3	38	2.5	
65	日原大池	小坂東	8	86	22.3	防災重点農業用ため池
66	土井谷下池	小坂東	9	70	18.6	防災重点農業用ため池
67	本谷池	小坂東	7	46	14.6	防災重点農業用ため池
68	西ヶ迫下池	小坂東	4	41	2.6	
69	西ヶ迫上池	小坂東	4	28	1.7	
70	原池	小坂東	3	37	1.1	
71	菰池	小坂東	5	148	13.8	防災重点農業用ため池
72	ドヂョウ池	小坂東	3	16	0.5	
73	亀折下池	小坂東	5	28	1.7	
74	亀折上池	小坂東	7	48	5.9	防災重点農業用ため池
75	十九谷池	小坂東	3	19	0.3	
76	順才池	小坂東	4	36	0.3	
77	日原引木上池	小坂東	3	22	2.0	
78	大内新池	小坂西	7	244	49.7	防災重点農業用ため池
79	大内下池	小坂西	7	54	5.1	防災重点農業用ため池
80	大内上池	小坂西	7	70	14.6	防災重点農業用ため池
81	大岩池	小坂西	10	56	12.1	
82	明治池	小坂西	7	37	8.3	
83	株池	小坂西	9	66	10.1	
84	雲池	小坂西	8	56	16.3	
85	龍王山大池	小坂西	7	68	15.3	
86	仁古池	小坂西	4	55	2.0	
87	鍛冶屋迫池	小坂西	4	77	5.0	防災重点農業用ため池
88	丘の原池	小坂西	4	38	1.0	
89	かくれ池	小坂西	3	24	0.6	
90	七原池	小坂西	2	44	0.2	
91	穴角池	小坂西	4	30	0.5	
92	滝ノ奥池	小坂西	7	36	0.7	
93	箕峠池	小坂西	2	44	0.6	防災重点農業用ため池
94	指田大池	小坂西	7	129	28.5	防災重点農業用ため池
95	順迫池	小坂西	3	32	0.9	
96	山ノ奥池	小坂西	6	32	0.8	
97	神子迫池	小坂西	6	31	2.3	
98	大平池	小坂西	4	68	1.3	
99	古見池	小坂西	3	52	3.4	
100	稚児才池	小坂西	5	75	18.4	
101	惣良田下池	小坂西	5	137	34.3	防災重点農業用ため池
102	和部池	小坂西	3	45	0.4	
103	正徳池	小坂西	3	43	0.4	防災重点農業用ため池
104	荒神池	小坂西	4	48	0.9	
105	清水池	小坂西	2	50	1.1	
106	深間池	小坂西	4	36	1.8	

番号	名 称	所 在 地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	備考
107	才峠池	小坂西	3	40	0.6	
108	引野大池	小坂西	5	83	21.9	防災重点農業用ため池
109	木舟池	小坂西	3	34	5.0	
110	上迫池	小坂西	2	38	0.8	
111	降矢上池	小坂西	3	36	1.0	
112	降矢下池	小坂西	2	35	1.6	
113	深田奥池	深田	2	71	1.8	
114	清水池	深田	4	61	2.5	防災重点農業用ため池
115	蓮池	深田	3	59	4.2	
116	福池	深田	3	123	5.1	防災重点農業用ため池
117	古池	深田	2	74	5.6	
118	平石池	深田	4	94	37.5	防災重点農業用ため池
119	仁池	深田	5	77	21.5	防災重点農業用ため池
120	紺屋池	深田	2	29	0.2	
121	大戸池	深田	2	70	2.0	
122	西ノ谷新池	深田	2	190	22.0	防災重点農業用ため池
123	俵池	深田	2	159	13.5	
124	前池	深田	2	32	0.4	
125	北迫池	六条院西	3	43	0.6	
126	皿池	六条院西	4	66	9.8	
127	鷺池	六条院西	4	87	51.0	防災重点農業用ため池
128	宗真崎池	六条院西	2	44	0.6	
129	五ノ助池	六条院西	3	41	1.0	
130	榊池	六条院西	4	402	33.7	防災重点農業用ため池
131	藪田池	六条院西	4	36	1.6	
132	寺池	六条院西	3	50	1.3	
133	佐古池	六条院西	3	24	0.5	
134	新池	六条院西	2	50	1.5	
135	奥池	六条院西	3	66	1.6	
136	土居新池	六条院西	6	52	5.5	防災重点農業用ため池
137	瓢箪池	六条院西	6	34	3.1	防災重点農業用ため池
138	中池	六条院西	5	60	7.0	
139	田中池	六条院西	8	42	7.5	
140	峠池	六条院西	3	38	2.0	
141	和田谷池	六条院西	3	27	0.2	
142	荒神池	六条院西	6	63	7.9	防災重点農業用ため池
143	皿池	六条院西	3	48	0.6	
144	金井池	六条院西	5	66	3.8	
145	板井迫池	六条院西	4	47	2.1	
146	僧都池	六条院西	4	61	2.7	
147	六道池	六条院西	3	69	0.7	
148	北谷池	六条院西	4	80	5.5	
149	先八木池	六条院中	2	60	5.1	防災重点農業用ため池
150	丁池	六条院中	3	32	0.7	
151	中田池	六条院中	5	157	24.9	防災重点農業用ため池
152	二子池	六条院中	2	126	20.7	防災重点農業用ため池
153	龍王池	六条院中	5	237	14.4	防災重点農業用ため池
154	極楽池	六条院中	3	119	5.3	
155	谷迫下池	六条院中	5	29	2.5	
156	谷迫上池	六条院中	4	38	5.0	
157	畑奥池	六条院中	3	34	1.5	
158	畑横池	六条院中	4	88	1.5	防災重点農業用ため池
159	畑出張池	六条院中	3	81	2.2	
160	観請池	六条院中	5	95	5.1	

番号	名 称	所 在 地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	備考
161	栗源寺池	六条院中	4	97	3.0	
162	栗源寺下池	六条院中	2	23	0.2	
163	栗源寺上池	六条院中	3	28	0.3	
164	切場池	六条院中	2	47	0.5	
165	新池	六条院中	2	65	0.9	
166	峠後池	六条院中	4	64	1.9	
167	正原池	六条院中	3	166	20.1	防災重点農業用ため池
168	仏堂池	六条院中	3	324	24.5	
169	中原池	六条院中	2	60	0.6	
170	天満池	六条院中	3	124	6.6	
171	前田東池	六条院中	2	10	0.9	
172	前田西池	六条院中	2	56	0.3	
173	明地池	六条院中	4	73	2.8	防災重点農業用ため池
174	森藤池	六条院中	2	25	0.9	
175	宝池	六条院中	4	36	1.7	
176	大池	六条院中	2	23	0.5	
177	四位村西池	六条院中	5	55	3.2	
178	四位村東池	六条院中	4	41	2.3	
179	四位村池	六条院中	4	13	0.9	
180	上池	六条院東	6	46	2.9	
181	中池	六条院東	5	50	1.7	
182	砂池	六条院東	5	63	8.1	防災重点農業用ため池
183	奥池	六条院東	3	45	2.5	
184	浦峠上池	六条院東	5	30	2.1	
185	浦峠下池	六条院東	3	39	1.0	
186	吉池	六条院東	2	223	62.2	
187	奈良井池	六条院東	1	28	0.3	
188	隅田池	六条院東	4	58	1.4	
189	連大寺池	六条院東	5	260	62.4	防災重点農業用ため池
190	森脇池	六条院東	1	12	0.2	
191	地頭明池	六条院東	2	28	0.6	

寄島地域

番号	名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	備考
1	大谷池	字大谷	4	36	1.0	
2	与八池	字峠池ノ内	9	76	4.5	
3	荒神池	字荒神谷	4	48	0.5	
4	西安倉下池	字坂折	4	99	2.1	
5	西安倉中池	字坂折	5	65	4.0	
6	西安倉上池	字坂折	6	51	2.0	
7	福知池	字福知	8	25	1.0	
8	福井新池	字金地池尻	6	128	16.2	防災重点農業用ため池
9	金地池	字福井西平	6	96	23.4	防災重点農業用ため池
10	小池原池	字小池原	3	30	1.0	防災重点農業用ため池
11	築地池	字築地	2	42	0.8	
12	亀川池	字亀川	4	33	1.4	
13	寺尾池	字大前ヶ市	3	42	0.5	
14	清改池	字柴木	5	101	15.2	防災重点農業用ため池
15	後谷池	字後谷	2	20	0.5	
16	東光坊池	字東光坊	4	32	1.7	
17	管尾池	字東光坊	5	27	1.7	
18	西の坊池	字東光坊	3	43	0.6	
19	東砂池	字実盛	7	45	0.9	
20	実盛新池	字実盛	6	39	8.7	防災重点農業用ため池
21	実盛上池	字実盛	3	26	1.0	
22	小別所池	字南小別所	4	42	1.4	
23	観定池	字大砂	4	27	1.0	
24	尾焼大池	字箇市	7	180	28.7	防災重点農業用ため池
25	下菰池	字菰池	5	37	9.9	
26	中菰池	字鏡東	4	60	7.5	
27	上菰池	字才峠	3	38	2.9	
28	谷池	字谷	4	25	1.0	
29	有正池	字鏡	2	56	0.5	
30	鏡池	字鏡	3	44	0.8	
31	大和坊池	字鏡	3	30	0.4	
32	唐水池	字唐水	3	44	0.2	
33	ヒーゴ池	字郷谷	4	47	1.1	防災重点農業用ため池

〔土砂災害〕

1-3 土石流危険溪流

(平成17年8月1日現在)

区分	溪流番号	水系名	幹川名	溪流名	所在地	
I	31002	里見川	新川	西谷川	金光	西谷
I	31003	里見川	新川	西谷西川	金光	西谷
I	31004	里見川	新川	大三宅川	金光	大三宅
I	31005	里見川	新川	小三宅川	金光	小三宅
I	31006	里見川	佐方川	佐方川	金光	佐方
I	31008	里見川	龍王川	寂光寺西川	金光	別所
I	31009	里見川	鴨方川	阿坂川	金光	上竹
I	31010	里見川	里見川	夕崎川	金光	夕崎
II	31001	里見川	新川	福原川	金光	宮東
II	31012	里見川	里見川	大谷川	金光	大谷
II	31013	里見川	里見川	別所川	金光	別所
II	31014	里見川	里見川	堂の池川	金光	別所
III	31007	里見川	佐方川	佐方川支川①	金光	佐方
III	31011	里見川	里見川	笹池東川	金光	大谷
I	32001	里見川	日原川	日原川	鴨方	土井谷
I	32004	里見川	杉谷川	谷口川	鴨方	町小路
I	32005	里見川	杉谷川	谷口川	鴨方	谷口
I	32006	里見川	杉谷川	谷口川	鴨方	谷口
I	32015	里見川	鴨方川	奥ノ谷川	鴨方	奥ノ谷
I	32016	里見川	本庄川	吉宗川	鴨方	吉宗
I	32020	里見川	本庄川	本庄川支流①	鴨方	山ノ神
I	32026	里見川	益坂川	山田川①	鴨方	山田
I	32028	里見川	阿坂川	午王川	鴨方	午王
I	32029	里見川	益坂川	山田川	鴨方	山田
I	32034	里見川	指田川	上ノ谷川	鴨方	西町
I	32035	里見川	鴨方川	長谷通川	鴨方	長谷通
I	32037	里見川	指田川	山の奥川	鴨方	指田
I	32038	里見川	指田川	柏部川	鴨方	中谷
I	32039	里見川	太子川	柏部川	鴨方	柏部
I	32044	里見川	堅川	北平川	鴨方	北平
I	32045	里見川	里見川	荒張川	鴨方	荒張
I	32046	里見川	檜川	中四条原川	鴨方	中四条原
I	32050	里見川	生石川	生石川	鴨方	生石
I	32053	里見川	鳩岡川	龍王川	鴨方	高井
I	32055	里見川	富幸太川	真山戸山川⑦	鴨方	真山戸山
I	32057	里見川	鳩岡川	高井川	鴨方	高井
I	32058	里見川	鳩岡川	寺谷川	鴨方	高井
II	32002	里見川	杉谷川	谷口川	鴨方	谷口
II	32003	里見川	杉谷川	谷口川	鴨方	谷口
II	32008	里見川	日原川	土井谷川	鴨方	土井谷
II	32009	里見川	杉谷川	西ヶ迫川	鴨方	犬飼
II	32012	里見川	本庄川	曲田北川	鴨方	曲田
II	32013	里見川	本庄川	曲田川	鴨方	曲田
II	32014	里見川	曲田川	木ノ元川	鴨方	木ノ元
II	32017	里見川	本庄川	山ノ神川	鴨方	山ノ神
II	32018	里見川	本庄川	本庄川	鴨方	山ノ神
II	32019	里見川	本庄川	本庄川支流②	鴨方	山ノ神
II	32022	里見川	益坂川	益坂川	鴨方	山田
II	32023	里見川	益坂川	益坂川支流	鴨方	山田

区分	溪流番号	水系名	幹川名	溪流名	所在地	
Ⅱ	32024	里見川	本庄川	仁後川	鴨方	仁後
Ⅱ	32027	里見川	益坂川	山田川	鴨方	山田
Ⅱ	32030	里見川	益坂川	山田下川	鴨方	山田
Ⅱ	32031	里見川	阿坂川	阿坂川支流	鴨方	阿坂
Ⅱ	32032	里見川	阿坂川	阿坂川支流	鴨方	阿坂
Ⅱ	32033	里見川	益坂川	広畑川	鴨方	広畑
Ⅱ	32036	里見川	指田川	指田川	鴨方	指田
Ⅱ	32040	里見川	指田川	指田川支流①	鴨方	指田
Ⅱ	32041	里見川	指田川	指田川支流③	鴨方	指田
Ⅱ	32042	里見川	指田川	指田川支流②	鴨方	指田
Ⅱ	32043	里見川	指田川	指田川支流④	鴨方	指田
Ⅱ	32048	里見川	富幸太川	真山戸山川①	鴨方	真山戸山
Ⅱ	32049	里見川	富幸太川	真山戸山川③	鴨方	真山戸山
Ⅱ	32051	里見川	富幸太川	真山戸山川④	鴨方	真山戸山
Ⅱ	32052	里見川	富幸太川	真山戸山川⑤	鴨方	真山戸山
Ⅱ	32054	里見川	富幸太川	真山戸山川⑥	鴨方	真山戸山
Ⅲ	32007	里見川	杉谷川	犬飼川	鴨方	犬飼
Ⅲ	32010	里見川	宮ノ前川	宮ノ前川	鴨方	宮ノ前
Ⅲ	32011	里見川	曲田川	曲田川本川	鴨方	曲田
Ⅲ	32021	里見川	本庄川	茂登池奥川	鴨方	山ノ神
Ⅲ	32025	里見川	阿坂川	阿坂川	鴨方	阿坂
Ⅲ	32047	里見川	富幸太川	真山戸山川②	鴨方	真山戸山
Ⅲ	32056	里見川	富幸太川	真山戸山川⑧	鴨方	真山戸山
Ⅰ	33001	里見川	鳩岡川	根奥川	寄島	根奥
Ⅰ	33002	その他	その他	大谷川	寄島	東安倉
Ⅰ	33003	その他	その他	鳴滝川支川	寄島	東安倉
Ⅰ	33004	その他	その他	鳴滝川	寄島	東安倉
Ⅰ	33005	その他	その他	戒川	寄島	中安倉
Ⅰ	33006	その他	その他	大川	寄島	福井
Ⅰ	33007	その他	その他	月田川	寄島	西安倉
Ⅰ	33008	その他	その他	戒西谷川	寄島	西安倉
Ⅰ	33009	その他	その他	立川	寄島	中安倉
Ⅰ	33010	その他	その他	下池東川	寄島	福井
Ⅰ	33011	その他	その他	西安倉下川	寄島	西安倉
Ⅰ	33012	その他	その他	国頭東川	寄島	国頭
Ⅰ	33013	その他	その他	宮通り川	寄島	宮通
Ⅰ	33015	その他	その他	山根川	寄島	山根
Ⅰ	33016	その他	その他	上尾焼川	寄島	尾焼
Ⅰ	33017	その他	その他	中尾焼川	寄島	尾焼
Ⅰ	33018	その他	その他	北尾焼川	寄島	尾焼
Ⅰ	33019	その他	その他	青佐川	寄島	青佐
Ⅱ	33014	その他	その他	下池西川	寄島	福井
Ⅱ	33020	その他	その他	青佐南川	寄島	青佐

1-4 砂防指定地（法律指定箇所）

（令和4年1月5日現在）

水系級	水系名	溪流名	位置		告示年月日	告示番号
2級	里見川	阿坂川	金光	上竹	昭44/02/26	建00416
2級	里見川	笠倉川	金光	占見	昭50/03/06	建00229
2級	里見川	佐方川	金光	佐方	昭41/10/20	建03497
2級	里見川	佐方川	金光	佐方	昭50/03/06	建00229
2級	里見川	大西川	金光	占見	昭47/11/17	建01929
2級	里見川	竹川	金光	上竹	昭25/11/17	建01177
2級	里見川	福原川	金光	占見	昭40/07/05	建01698
2級	里見川	龍王川	金光	須恵	昭57/03/13	建00411
その他	その他	西谷川	金光	占見	昭52/02/04	建00098
2級	里見川	阿坂川	鴨方	益坂	昭39/09/21	建02722
2級	里見川	益坂川	鴨方	益坂	昭26/11/27	建00994
2級	里見川	宮ノ前川	鴨方	小坂東	昭44/02/26	建00416
2級	里見川	曲田川	鴨方	本荘	昭25/09/01	建01022
2級	里見川	堅川	鴨方	六条院東	昭07/10/19	内00273
2級	里見川	堅川	鴨方	六条院東	昭25/11/17	建01177
2級	里見川	犬飼川	鴨方	小坂東	昭44/02/26	建00416
2級	里見川	犬飼川	鴨方	小坂東	平10/07/16	建01481
2級	里見川	山の奥川	鴨方	小坂西	昭43/02/17	建00199
2級	里見川	山の奥川	鴨方	指田	平05/03/25	建00944
2級	里見川	山田川	鴨方	益坂	昭57/01/28	建00113
2級	里見川	指田川	鴨方	小坂西	昭27/09/17	建01226
2級	里見川	新川	鴨方	六条院中	昭44/02/26	建00416
2級	里見川	新川	鴨方	六条院中	昭57/03/13	建00411
2級	里見川	森迫川	鴨方	六条院東	昭14/10/18	内00501
2級	里見川	杉谷川	鴨方	小坂東	昭23/09/11	内00079
2級	里見川	生石川	鴨方	六条院中	昭44/02/26	建00416
2級	里見川	生石川	鴨方	六条院中	昭60/06/22	建00950
2級	里見川	大師川	鴨方	小坂西	昭44/02/26	建00416
2級	里見川	日原川	鴨方	小坂東	昭34/10/29	建02162
2級	里見川	鳩岡川	鴨方	六条院西	昭26/11/27	建00994
2級	里見川	富幸太川	鴨方	六条院中	昭28/01/26	建00082
2級	里見川	本庄川	鴨方	本庄	昭28/11/21	建01425
2級	里見川	竜王川	鴨方	六条院西	昭44/02/26	建00416
その他	その他	戒西谷川	寄島	白髪の上	昭34/05/20	建01094
その他	その他	戒川	寄島	堂の奥	昭28/01/26	建00082
その他	その他	月田川	寄島	池尻	昭52/02/04	建00098
その他	その他	御門川	寄島	青佐	昭50/03/06	建00229
その他	その他	国頭東川	寄島	砂	昭47/11/17	建01929
その他	その他	新十郎川	寄島	青佐	昭55/03/29	建00681
その他	その他	大川	寄島	福井	昭38/08/16	建02099
その他	その他	大谷川	寄島	大谷	昭42/03/31	建01020
その他	その他	尾焼川	寄島	東新開	昭50/12/15	建01567
その他	その他	鳴滝川	寄島	鳴滝の西	昭28/11/21	建01425
その他	その他	鳴滝川支川	寄島	峠池ノ内	昭44/02/26	建00416
その他	その他	相部川	鴨方	小坂西	令4/01/05	防192

1-5 急傾斜地崩壊危険箇所

(平成18年4月1日現在)

斜面区分	区分	箇所番号	箇所名	位置	
自然	I	1165	松本	金光	上竹
自然	I	1166	阿坂	金光	上竹
自然	I	1167	高原	金光	上竹
自然	I	1168	小脇	金光	上竹
自然	I	1169	土井	金光	上竹
自然	I	1170	寺尾	金光	下竹
自然	I	1171	道木	金光	占見新田
自然	I	1172	小三宅	金光	地頭下
自然	I	1173	八重西	金光	八重
自然	I	1174	八重	金光	八重
自然	I	1176	宗本	金光	地頭下
自然	I	2359	森	金光	小村
自然	I	2360	別所	金光	大谷
自然	II	910	園崎	金光	下竹
自然	II	911	聖ヶ丘	金光	大谷
自然	II	912	別所(A)	金光	大谷
自然	II	913	別所(B)	金光	大谷
自然	III	162	阿坂(A)	金光	上竹
自然	III	163	阿坂(B)	金光	上竹
自然	III	164	釜人	金光	大谷
自然	III	165	横池尻	金光	須恵
自然	I	1178	日原東	鴨方	小坂東
自然	I	1179	吉宗	鴨方	本庄
自然	I	1180	山の奥	鴨方	地頭上
自然	I	1181	谷口北	鴨方	小坂東
自然	I	1182	仁後	鴨方	地頭上
自然	I	1183	谷口南	鴨方	小坂東
自然	I	1184	町小路	鴨方	小坂東
自然	I	1185	阿坂	鴨方	益坂
自然	I	1186	鴨地	鴨方	益坂
自然	I	1187	宮ノ前	鴨方	小坂東
自然	I	1188	長谷	鴨方	鴨方
自然	I	1190	みどりヶ丘北	鴨方	小坂東
自然	I	1191	みどりヶ丘南	鴨方	小坂東
自然	I	1192	駅前	鴨方	六条院中
自然	I	1194	三ヶ田	鴨方	六条院中
自然	I	1195	北平	鴨方	六条院中
自然	I	1196	真山戸山	鴨方	六条院中
自然	II	914	日原西	鴨方	小坂東
自然	II	915	谷口	鴨方	小坂東
自然	II	916	曲田	鴨方	本庄
自然	II	917	奥ノ谷	鴨方	本庄
自然	II	918	土居谷	鴨方	小坂東
自然	II	919	益坂山田	鴨方	益坂
自然	II	920	石井	鴨方	深田
自然	II	921	上ノ町	鴨方	鴨方
自然	II	922	丁	鴨方	六条院中
自然	II	923	森迫(A)	鴨方	六条院東
自然	II	924	森迫(B)	鴨方	六条院東
人工	I	46	赤鉢	鴨方	六条院東

斜面区分	区分	箇所番号	箇所名	位置	
自然	I	1197	山本	寄島	東安倉
自然	I	1198	大明神前	寄島	東安倉
自然	I	1199	根奥 (A)	寄島	中屋
自然	I	1200	岡之前 (A)	寄島	中安倉
自然	I	1201	箇市	寄島	尾焼
自然	I	1202	頃末	寄島	山根
自然	I	1203	国頭	寄島	国頭
自然	I	1205	早崎	寄島	早崎
自然	I	1206	片本 (A)	寄島	片本
自然	I	1207	浜の崖	寄島	青佐
自然	I	2361	根奥 (B)	寄島	根奥
自然	I	2362	宮通 (A)	寄島	宮通
自然	I	2363	宮通 (B)	寄島	宮通
自然	I	2364	岡之前 (B)	寄島	中安倉
自然	I	2365	片本 (B)	寄島	片本
自然	I	2366	片本 (C)	寄島	片本
自然	II	925	中屋	寄島	中屋
自然	II	926	実盛 (A)	寄島	尾焼
自然	II	927	実盛 (B)	寄島	尾焼
自然	II	928	実盛 (C)	寄島	尾焼
自然	II	929	宮通	寄島	宮通
自然	II	930	片本	寄島	片本
人工	II	8	三郎	寄島	三郎

1-6 急傾斜地崩壊危険区域 (法律指定箇所)

(平成28年12月27日現在)

箇所番号	区域名	位置		告示年月日	告示番号	面積 (ha)
31	八重	金光	八重	S48-3-31	346	1.4349
32	長谷	鴨方	鴨方	S48-3-31	346	0.1331
145	浜の崖	寄島	大原	S56-3-13	193	1.6
146	早崎	寄島	早崎	S56-3-13	193	1.7
174	八重西	金光	八重・占見新田	S57-3-31	362	1.05
222	小脇	金光	上竹	S60-3-30	346	0.961
223	阿坂	金光	上竹	S60-3-30	346	0.431
241	山本	寄島	山本	S61-2-27	135	1.072
146-1	早崎	寄島	早崎	H5-1-29	51	0.3
320	大明神前	寄島	東安倉	H1-3-31	356	0.23
389	片本	寄島	南片本	H5-1-29	51	0.4
417	高原	金光	上竹	H6-3-4	130	1.554
418	国頭	寄島	国頭	H6-3-4	130	0.6
462	岡之前	寄島		H8-2-23	126	0.11
480	片本丘	寄島	片本	H9-1-10	9	0.175
528	赤鉢	鴨方	六条院東	H12-9-14	497	0.272
545	実盛	寄島		H14-8-27	467	0.372

1-6の2 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

(令和3年3月20日現在)

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害警戒区域		公示日	基礎調査 番号
			特別警戒区域			
鴨方町鴨方	216K 鴨方町鴨方 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I-1188
	216K 鴨方町鴨方 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	II-921
	216D 鴨方町鴨方 001	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	I-32034
	216D 鴨方町鴨方 002	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-32035
鴨方町小坂西	216D 鴨方町小坂西 001	土石流	○	○	平成 23 年 3 月 4 日	I-32037
	216D 鴨方町小坂西 002	土石流	○	○	平成 23 年 3 月 4 日	I-32038
	216D 鴨方町小坂西 003	土石流	○	○	平成 23 年 3 月 4 日	I-32039
	216D 鴨方町小坂西 004	土石流	○	○	平成 23 年 3 月 4 日	II-32036
	216D 鴨方町小坂西 005	土石流	○	○	平成 23 年 3 月 4 日	II-32040
	216D 鴨方町小坂西 006	土石流	○	○	平成 23 年 3 月 4 日	II-32041
	216D 鴨方町小坂西 007	土石流	○	○	平成 23 年 3 月 4 日	II-32042
	216D 鴨方町小坂西 008	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	II-32043
鴨方町小坂東	216K 鴨方町小坂東 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I-1178
	216K 鴨方町小坂東 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I-1181
	216K 鴨方町小坂東 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I-1183
	216K 鴨方町小坂東 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I-1184
	216K 鴨方町小坂東 005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I-1187
	216K 鴨方町小坂東 006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	II-914
	216K 鴨方町小坂東 007	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	II-915
	216K 鴨方町小坂東 008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	II-918
	216D 鴨方町小坂東 001	土石流	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I-32001
	216D 鴨方町小坂東 002	土石流	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I-32004
	216D 鴨方町小坂東 003	土石流	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I-32005a
	216D 鴨方町小坂東 004	土石流	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I-32005b
	216D 鴨方町小坂東 005	土石流	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I-32006
	216D 鴨方町小坂東 006	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	II-32002
	216D 鴨方町小坂東 007	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	II-32003
	216D 鴨方町小坂東 008	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	II-32008
	216D 鴨方町小坂東 009	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	II-32009
	216D 鴨方町小坂東 010	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	III-32007
	216D 鴨方町小坂東 011	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	III-32010
	216D 鴨方町六条院東 011	土石流	○	○	令和3年3月30日	堅川
鴨方町地頭上	216K 鴨方町地頭上 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I-1180
	216K 鴨方町地頭上 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I-1182
	216D 鴨方町地頭上 001	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	I-32020
	216D 鴨方町地頭上 002	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	II-32019
	216D 鴨方町地頭上 003	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	II-32024
鴨方町深田	216K 鴨方町深田 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	II-920
鴨方町本庄	216K 鴨方町本庄 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I-1179
	216K 鴨方町本庄 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	II-916
	216K 鴨方町本庄 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	II-917
	216D 鴨方町本庄 001	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I-32016
	216D 鴨方町本庄 002	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-32015-1
	216D 鴨方町本庄 003	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-32015-2
	216D 鴨方町本庄 004	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	II-32012
	216D 鴨方町本庄 005	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	II-32013
	216D 鴨方町本庄 006	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	II-32014
	216D 鴨方町本庄 007	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	II-32017
	216D 鴨方町本庄 008	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	II-32018
216D 鴨方町本庄 009	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	III-32011	

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害警戒区域		公示日	基礎調査番号
			特別警戒区域	警戒区域		
	216D 鴨方町本庄 010	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅲ-32021
鴨方町益坂	216K 鴨方町益坂 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 11 日	I-1185
	216K 鴨方町益坂 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 11 日	I-1186
	216K 鴨方町益坂 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-919
	216K 鴨方町益坂 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-1172
	216D 鴨方町益坂 001	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	I-32026
	216D 鴨方町益坂 002	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	I-32028
	216D 鴨方町益坂 003	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	I-32029
	216D 鴨方町益坂 004	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-32022
	216D 鴨方町益坂 005	土石流	○	○	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-32023
	216D 鴨方町益坂 006	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-32027
	216D 鴨方町益坂 007	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-32030
	216D 鴨方町益坂 008	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-32031
	216D 鴨方町益坂 009	土石流	○	○	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-32032
	216D 鴨方町益坂 010	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-32033
	216D 鴨方町益坂 011	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅲ-32025
鴨方町みどりヶ丘	216K 鴨方町みどりヶ丘 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-1190
	216K 鴨方町みどりヶ丘 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-1191
鴨方町六条院中	216K 鴨方町六条院中 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-1192
	216K 鴨方町六条院中 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-1194
	216K 鴨方町六条院中 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-1195
	216K 鴨方町六条院中 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-1196
	216K 鴨方町六条院中 005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-922
	216D 鴨方町六条院中 001	土石流	○	○	平成 25 年 3 月 22 日	I-32044
	216D 鴨方町六条院中 002	土石流	○	○	平成 25 年 3 月 22 日	I-32045
	216D 鴨方町六条院中 003	土石流	○	○	平成 25 年 3 月 22 日	I-32046
	216D 鴨方町六条院中 004	土石流	○	—	平成 25 年 3 月 22 日	I-32050-1
	216D 鴨方町六条院中 005	土石流	○	○	平成 25 年 3 月 22 日	I-32050-2
	216D 鴨方町六条院中 006	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-32055
	216D 鴨方町六条院中 007	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-32048
	216D 鴨方町六条院中 008	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-32049
	216D 鴨方町六条院中 009	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-32051
	216D 鴨方町六条院中 010	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-32052
	216D 鴨方町六条院中 011	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-32054
	216D 鴨方町六条院中 012	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅲ-32047
	216D 鴨方町六条院中 013	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅲ-32056
	鴨方町六条院西	216D 鴨方町六条院西 001	土石流	○	○	平成 24 年 3 月 27 日
216D 鴨方町六条院西 002		土石流	○	○	平成 24 年 3 月 27 日	I-32057
216D 鴨方町六条院西 003		土石流	○	○	平成 24 年 3 月 27 日	I-32058
鴨方町六条院東	216K 鴨方町六条院東 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 25 年 3 月 22 日	I-46
	216K 鴨方町六条院東 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-923
	216K 鴨方町六条院東 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-924
金光町占見	216D 金光町占見 001	土石流	○	—	平成 21 年 3 月 27 日	I-31002
	216D 金光町占見 002	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I-31003
金光町占見新田	216K 金光町占見新田 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-1171
	216D 金光町占見新田 001	土石流	○	○	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-31001
金光町大谷	216K 金光町大谷 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I-2360
	216K 金光町大谷 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-911
	216K 金光町大谷 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-912
	216K 金光町大谷 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-913
	216K 金光町大谷 005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅲ-164

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害警戒区域		公示日	基礎調査番号
			特別警戒区域	警戒区域		
	216K 金光町大谷 006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅲ-165
	216D 金光町大谷 001	土石流	○	○	平成 25 年 3 月 22 日	I -31010
	216D 金光町大谷 002	土石流	○	○	平成 25 年 3 月 22 日	Ⅱ-31012
	216D 金光町大谷 003	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I -31008
	216D 金光町大谷 004	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-31013
	216D 金光町大谷 005	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-31014
金光町上竹	216K 金光町上竹 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I -1165
	216K 金光町上竹 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I -1168
	216K 金光町上竹 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I -1169
	216K 金光町上竹 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -1166
	216K 金光町上竹 005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -1167
	216D 金光町上竹 001	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -31009
金光町佐方	216K 金光町佐方 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -1176
	216K 金光町佐方 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I -2359
	216D 金光町佐方 001	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I -31006
	216D 金光町佐方 002	土石流	○	○	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅲ-31007
金光町下竹	216K 金光町下竹 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 25 年 3 月 22 日	Ⅱ-910
	216K 金光町下竹 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I -1170
金光町地頭下	216D 金光町地頭下 001	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -31004a
	216D 金光町地頭下 002	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -31004b
	216D 金光町地頭下 003	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -31004c
	216D 金光町地頭下 004	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -31005a
	216D 金光町地頭下 005	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -31005b
金光町八重	216K 金光町八重 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -1174
	216K 金光町八重 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I -1173
寄島町	216K 寄島町 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I -1207
	216K 寄島町 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21 年 3 月 27 日	I -1197
	216K 寄島町 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -1198
	216K 寄島町 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -1200
	216K 寄島町 005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -1203
	216K 寄島町 006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -2364
	216K 寄島町 007	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-925
	216K 寄島町 008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 3 月 27 日	I -1205
	216K 寄島町 009	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 25 年 3 月 22 日	I -1206
	216K 寄島町 010	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 25 年 3 月 22 日	I -2365
	216K 寄島町 011	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 25 年 3 月 22 日	I -2366
	216K 寄島町 012	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 25 年 3 月 22 日	Ⅱ-930
	216K 寄島町 013	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 11 日	I -2362
	216K 寄島町 014	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 11 日	I -2363
	216K 寄島町 015	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 26 年 3 月 11 日	Ⅱ-929
	216K 寄島町 016	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I -1199
	216K 寄島町 017	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	I -1201
	216K 寄島町 018	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I -1202
	216K 寄島町 019	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I -2361
	216K 寄島町 020	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-8
	216K 寄島町 021	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-927
	216K 寄島町 022	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	Ⅱ-928
	216D 寄島町 001	土石流	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I -33019a
	216D 寄島町 002	土石流	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	I -33019b
	216D 寄島町 003	土石流	○	○	平成 19 年 11 月 20 日	Ⅱ-33020
	216D 寄島町 004	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -33003a
	216D 寄島町 005	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -33003b
	216D 寄島町 006	土石流	○	—	平成 21 年 3 月 27 日	I -33004

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害警戒区域		公示日	基礎調査 番号
			特別警戒区域	警戒区域		
	216D 寄島町 007	土石流	○	—	平成 21 年 3 月 27 日	I -33005
	216D 寄島町 008	土石流	○	—	平成 21 年 3 月 27 日	I -33007
	216D 寄島町 009	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -33008
	216D 寄島町 010	土石流	○	—	平成 21 年 3 月 27 日	I -33009
	216D 寄島町 011	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -33011a
	216D 寄島町 012	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -33011b
	216D 寄島町 013	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -33012a
	216D 寄島町 014	土石流	○	○	平成 21 年 3 月 27 日	I -33012b
	216D 寄島町 015	土石流	○	○	平成 23 年 3 月 4 日	I -33001
	216D 寄島町 016	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I -33006
	216D 寄島町 017	土石流	○	○	平成 23 年 3 月 4 日	I -33010
	216D 寄島町 018	土石流	○	○	平成 23 年 3 月 4 日	II -33014
	216D 寄島町 019	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I -33016
	216D 寄島町 020	土石流	○	○	平成 24 年 3 月 27 日	I -33017
	216D 寄島町 021	土石流	○	○	平成 24 年 3 月 27 日	I -33018
	216D 寄島町 022	土石流	○	○	平成 25 年 3 月 22 日	I -33015
	216D 寄島町 023	土石流	○	—	平成 26 年 3 月 11 日	I -33013
	216D 寄島町 024	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 13 日	I -33002-1
	216D 寄島町 025	土石流	○	○	平成 27 年 3 月 13 日	I -33002-2

〔山地災害〕

1-7 山腹崩壊危険地区

(令和5年2月1日現在)

危険地区 番 号	地 区 名	位 置		保安林の 指 定
		大 字	字	
216-001-001	鴨之下通	鴨方町鴨方	鴨之下通	有
216-001-002	長谷	鴨方町鴨方	長谷	有
216-002-001	西原	鴨方町小坂西	西原620	有
216-002-002	指田	鴨方町小坂西	指田	無
216-002-003	大内	鴨方町小坂西	大内	無
216-003-001	宇月原	鴨方町小坂東	宇月原620	有
216-003-003	杉谷池	鴨方町小坂東	谷口3856	有
216-003-004	谷口	鴨方町小坂東	谷口1215-1	有
216-004-001	宮ノ脇	鴨方町地頭上	宮ノ脇	有
216-004-002	山ノ奥	鴨方町地頭上	山ノ奥1454	無
216-004-003	佐古	鴨方町地頭上	佐古1448-2	無
216-006-001	石井	鴨方町深田	石井205-1	有
216-007-001	山ノ神	鴨方町本庄	山ノ神2621	有
216-007-002	木ノ元	鴨方町本庄	木ノ元2178-1	有
216-007-003	下名口	鴨方町本庄	下名口26	有
216-007-004	奥迫	鴨方町本庄	奥迫	無
216-007-005	井内	鴨方町本庄	井内	無
216-008-001	松井	鴨方町益坂	松井1757-1	有
216-008-002	広畑	鴨方町益坂	広畑1764-2	有
216-008-003	阿坂トンネル	鴨方町益坂	阿坂1840-1	無
216-008-004	阿坂	鴨方町益坂	阿坂1931-1	有
216-008-005	山田	鴨方町益坂	山田	無
216-008-006	午王	鴨方町益坂	午王	有
216-008-007	山田	鴨方町益坂	山田	無
216-010-001	生石	鴨方町六条院中	生石1121	有
216-010-002	畑	鴨方町六条院中	畑2553	有
216-010-003	徳浄寺	鴨方町六条院中	徳浄寺3197	有
216-010-004	荒張	鴨方町六条院中	荒張4860	有
216-010-005	中四	鴨方町六条院中	中四6132-1	無
216-010-006	真山戸山西	鴨方町六条院中	真山戸山 (B) 6777	有
216-010-007	水広	鴨方町六条院中	水広	有
216-010-008	明王院	鴨方町六条院中		有
216-010-009	真山戸山東	鴨方町六条院中	真山戸山	有
216-010-010	北平 1	鴨方町六条院中	北平	有
216-010-011	北平 2	鴨方町六条院中	北平	有
216-011-001	寺谷	鴨方町六条院西	寺谷	無
216-011-002	朝倉	鴨方町六条院西	朝倉	有
216-011-003	丁	鴨方町六条院西	柳原西	有
216-011-004	池ノ平	鴨方町六条院西	池ノ平	有
216-012-001	鴻之巢	鴨方町六条院東	鴻之巢	有
216-013-001	西谷 4	金光町占見	西谷	有
216-013-002	西谷11	金光町占見	西谷	有
216-013-003	小三宅	金光町占見	小三宅	有
216-013-004	金地	金光町占見	金地	無
216-015-001	別所上	金光町大谷	別所	無
216-015-002	夕崎	金光町大谷	夕崎	無
216-015-003	加茂	金光町大谷	加茂	無
216-015-004	横地尻	金光町大谷	横地尻	無

危険地区 番号	地区名	位置		保安林の 指定
		大字	字	
216-015-005	別所	金光町大谷	別所	無
216-015-006	夕崎	金光町大谷	夕崎	無
216-016-001	阿坂	金光町上竹	阿坂	有
216-016-002	高原	金光町上竹	高原	無
216-016-003	土井	金光町上竹	土井	無
216-016-004	阿坂 9	金光町上竹	阿坂	無
216-017-001	宮原	金光町佐方	宮原	有
216-017-002	宗本	金光町佐方	宗本	有
216-017-003	平松	金光町佐方	平松	有
216-022-001	灯明岩	寄島町	東安倉	有
216-022-002	八幡神社	寄島町	中安倉2677	無
216-022-003	青佐山	寄島町	青佐	有
216-022-004	早崎	寄島町	早崎5592	無
216-022-005	宮通	寄島町	宮通	無
216-022-006	清改池	寄島町	柴木	有
216-022-007	大池北	寄島町	大池北	無
216-022-008	尾焼上	寄島町	尾焼	有
216-022-009	鏡	寄島町	鏡	無
216-022-010	片本	寄島町	片本	無
216-022-011	柴木	寄島町	柴木	無
216-022-012	築地	寄島町	築地	無
216-022-013	山根	寄島町	山根	無
216-022-014	福井 1	寄島町	福井	有
216-022-015	福井 2	寄島町	福井	無

1-8 崩壊土砂流出危険地区

(令和4年1月5日現在)

危険地区 番 号	地 区 名	位 置		保安林の 指 定
		大 字	字	
216-002-001	大内	鴨方町小坂西	大内261-9	有
216-002-002	栢部	鴨方町小坂西	栢部914	有
216-002-003	山ノ奥	鴨方町小坂西	山ノ奥261-10	有
216-002-004	指田	鴨方町小坂西	指田2144-2	有
216-002-005	惣良田	鴨方町小坂西	惣良田2919	有
216-002-006	大内	鴨方町小坂西	大内	有
216-003-001	入寺	鴨方町小坂東	入寺417	有
216-003-002	杉谷池東	鴨方町小坂東	杉谷978-1	有
216-003-003	引木池	鴨方町小坂東	杉谷5816-3	有
216-003-004	杉谷西	鴨方町小坂東	杉谷1032-2	有
216-003-005	杉谷池下	鴨方町小坂東	杉谷	有
216-003-006	池ノ内	鴨方町小坂東	池ノ内3856	有
216-003-007	西ヶ迫	鴨方町小坂東	西ヶ迫3294-2	有
216-004-001	殿界地6	鴨方町地頭上	殿界地1488-2	有
216-004-002	塚地	鴨方町地頭上	塚地1436~1445	有
216-004-003	休床	鴨方町地頭上	休床14071417-1	有
216-004-004	都留	鴨方町地頭上	都留1401	有
216-004-005	込山	鴨方町地頭上	込山1384	有
216-004-006	殿界地42	鴨方町地頭上	殿界地1491	有
216-004-007	山ノ奥	鴨方町地頭上	山ノ奥	無
216-007-001	山ノ上の上	鴨方町本庄	山ノ上3030	有
216-007-002	市平	鴨方町本庄	市平3022	有
216-007-003	加丈神	鴨方町本庄	加丈神2467	有
216-007-004	天文台	鴨方町本庄	曲田3042	有
216-007-005	大田池	鴨方町本庄	曲田3043-2	有
216-007-006	天満宮	鴨方町本庄	曲田	有
216-007-007	奥ノ谷	鴨方町本庄	奥ノ谷407	無
216-008-001	遙照山	鴨方町益坂	阿坂	有
216-008-002	新末	鴨方町益坂	新末	有
216-008-003	藤波	鴨方町益坂	藤波2005	有
216-008-004	山田奥	鴨方町益坂	山田1881	有
216-008-005	上原	鴨方町益坂	上原1890-1	有
216-010-001	北平	鴨方町六条院中	北平5500	有
216-010-002	明王院	鴨方町六条院中	明王院4567	有
216-010-003	栗源寺	鴨方町六条院中	栗源寺4470	有
216-010-004	四位村	鴨方町六条院中	四位村7012-2	有
216-010-005	山王峠	鴨方町六条院中	真山戸山7242-3	有
216-010-006	真山戸山	鴨方町六条院中	真山戸山7249-2	有
216-010-007	真山戸山下	鴨方町六条院中	真山戸山	有
216-010-008	安倉峠	鴨方町六条院中	安倉峠25	有
216-010-009	真山戸山北	鴨方町六条院中	真山戸山6760	有
216-010-010	生石	鴨方町六条院中	極楽池	無
216-011-001	峠下	鴨方町六条院西	峠下2061-2	有
216-011-002	峠下2	鴨方町六条院西	峠下	有
216-012-001	森迫	鴨方町六条院東	森迫854	有
216-012-002	浦峠	鴨方町六条院東	浦峠868	有
216-013-001	西谷	金光町占見	西谷	有
216-016-001	土井	金光町上竹	土井	有
216-016-002	大石山	金光町上竹	大石山	有

危険地区 番号	地区名	位置		保安林の 指定
		大字	字	
216-016-003	新池上	金光町上竹	逢照裏	有
216-016-004	考津井奥	金光町上竹	考津井池	有
216-017-001	宗本奥	金光町佐方	宗本奥	無
216-018-001	大三宅	金光町地頭下	三宅谷	有
216-022-001	大谷	寄島町	東安倉	有
216-022-002	鳴滝	寄島町	東安倉	有
216-022-003	中安倉上	寄島町	中安倉	無
216-022-004	西安倉東	寄島町	西安倉	無
216-022-005	西安倉西	寄島町	西安倉	無
216-022-006	国頭	寄島町	国頭	有
216-022-008	中安倉下	寄島町	中安倉	有
216-022-009	青佐	寄島町	青佐	有
216-022-010	西安倉中	寄島町	西安倉	有

〔海岸災害〕

1－9 海岸保全区域

(1) 海岸保全区域（国土交通省所管）

番号	海岸名	区 域	延長	管理者	告示年月日 番 号
51	寄 島 海 岸	浅口市寄島町字大原～字釜口	m 2,576.2	岡山県知事	S63. 3.29 315

(2) 海岸保全区域（水産庁所管）

番号	海岸名	区 域	延長	管理者	告示年月日 番 号
12	寄島漁港海岸	浅口市寄島町東安倉字崖の下 ～三郎	m 3,646.0	岡山県知事	H25. 2.22 715

2 消防に関する資料

2-1 消防団の階級別定数

区 分	消 防 団員数	階級別団員数									
		団長	副団長	方面団長	方面副団長	本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
団 本 部	1(6)	1	(6)								
金光方面団	315			1	1	1	2	2	12	65	231
鴨方方面団	349			1	1	1	2	2	13	72	257
寄島方面団	269			1	1	1	2	2	16	61	185
予防啓発部	6								1	1	4
総 計	940	1	(6)	3	3	3	6	6	42	199	677

2-2 消防力一覧表

(令和4年4月1日現在)

1 浅口市消防団

区 分	消防ポンプ 自 動 車	小型動力ポンプ 積載車(普通)	小型動力ポンプ 積載車(軽四)	指令車	資機材搬送車	小型動力ポンプ
金光方面団	3	10		1	1	11
鴨方方面団	2	11	1	1	1	14
寄島方面団		15	1	1	1	16
総 計	5	36	2	3	3	41

種 別	所 在 地 等
浅口市消防団本部機庫	浅口市鴨方町六条院中3050
浅口市消防団金光方面団本部機庫	浅口市金光町占見新田751
浅口市消防団寄島方面団本部機庫	浅口市寄島町16010

2 倉敷市玉島消防署西出張所

種 別	台 数	所 在 地 等
消防ポンプ車	1	浅口市金光町占見新田787-1
救急車	1	浅口市金光町占見新田787-1

3 笠岡地区消防組合鴨方消防署

種 別	台 数	所 在 地 等
消防ポンプ車	2	浅口市鴨方町六条院中2144-1
消防タンク車	1	浅口市鴨方町六条院中2144-1
救助工作車	1	浅口市鴨方町六条院中2144-1
貨物車	1	浅口市鴨方町六条院中2144-1
救急車	1	浅口市鴨方町六条院中2144-1
広報車	1	浅口市鴨方町六条院中2144-1

4 笠岡地区消防組合鴨方消防署寄島出張所

種 別	台 数	所 在 地 等
消防ポンプ車	1	浅口市寄島町7540-11
救急車	1	浅口市寄島町7540-11
広報車	1	浅口市寄島町7540-11

2 - 3 消防現有水利状況

(令和4年4月1日現在)

消 防 水 利		個 数	備 考
消火栓	公 設	689	
防火水槽	20~40m ³	33	
	40~60m ³	69	
	60m ³ ~	12	

3 避難誘導に関する資料

3-1 指定緊急避難場所及び指定避難所

指定緊急避難場所：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるために緊急的に避難する場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに指定するもの。

指定避難所：災害の危険性があり避難した住民を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として指定するもの。

※指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

金光地域

番号	指定避難所名	電話	所在地	収容人員		避難区分(※)			指定緊急避難場所との重複	収容地区
				屋内(人)	屋外(人)	地震津波	洪水	土砂災害		
1	金光竹小学校	42-2071	金光町下竹315	250	1,500	○	○	○	○	上竹、下竹、八重
2	金光中学校	42-2127	金光町占見61-1	200	1,800	○	×	○	○	道木、福永
3	金光小学校	42-2049	金光町占見新田288-1	400	1,600	○	×	○	○	駅 胡麻屋、占見地頭下
4	金光幼稚園	42-3016	金光町占見新田288-1	50	100	○	×	○	○	
5	金光吉備小学校	42-2068	金光町須恵160	250	1,750	○	○	○	○	佐方、須恵
6	金光教本部	42-3111	金光町大谷320	200	2,000	○	○	○	○	大谷西、大谷東
7	金光公民館	42-2845	金光町占見新田790-1	450	0	○	○	○	○	全域対象
8	金光保健センター	42-7302	金光町占見新田790-1	50	0	○	○	○	○	

(※避難区分：○=避難可、×=避難不可)

鴨方地域

番号	指定避難所名	電話	所在地	収容人員		避難区分※1			指定緊急避難場所との重複	収容地区
				屋内(人)	屋外(人)	地震	洪水	土砂災害		
1	鴨方東小学校	44-2020	鴨方町地頭上65	250	2,500	○	○※2	○	○	鴨方、益坂、地頭上、本庄
2	鴨方東幼稚園	44-3435	鴨方町鴨方141	50	800	○	○	○	○	
3	鴨方中学校	44-3135	鴨方町鴨方780	400	7,000	○	○	○	○	鴨方、深田、みどりヶ丘
4	鴨方高等学校	44-2158	鴨方町鴨方819	560	8,000	○	○※2	○	○	
5	鴨方西小学校	44-2015	鴨方町小坂東2223-2	200	3,500	○	○	○	○	小坂東、小坂西
6	鴨方西幼稚園	44-3650	鴨方町小坂東2207	50	1,000	○	○	○	○	
7	鴨方西小学校阿部山分校	—	鴨方町小坂東5030-208	30	700	×	○	○	○	日原、阿部山地区
8	六条院小学校	44-2243	鴨方町六条院中2072	300	2,500	○	×	○	○	六条院西、六条院中、六条院東、鳩ヶ丘
9	六条院こども園	44-2376	鴨方町六条院中2072	50	500	○	×	○	○	
10	中央公民館	44-7001	鴨方町鴨方2244-2	200	20,000	○	○	○	○	鴨方、深田、六条院中、六条院東
11	健康福祉センター	44-7007	鴨方町鴨方2244-26	300		○	○	○	○	
12	天草公園体育館	44-7002	鴨方町鴨方2244-6	500		○	○	○	○	
13	天草公園武道館	44-7003	鴨方町鴨方2244-12	200		○	○	○	○	

(※1 避難区分：○=避難可、×=避難不可)

(※2 雨量によって避難できないことがある)

寄島地域

番号	指定避難所名	電話	所在地	収容人員		避難区分(※)				指定緊急避難場所との重複	収容地区
				屋内(人)	屋外(人)	高潮	地震津波	洪水	土砂災害		
1	寄島学園	54-2035	寄島町16089-3	200	5,000	○	×	○	○	○	寄島町西部地区
2	ファジアーノ岡山スポーツパーク寄島 (旧寄島中学校)	54-2017	寄島町7551	200	5,000	○	×	○	○	○	
3	寄島こども園	54-3925	寄島町16089-4	80	400	○	×	○	○	○	
4	寄島公民館	54-2114	寄島町16091-23	150	300	○	×	○	○	○	
5	ふれあい交流館サンパレア	54-3110	寄島町16091-23	200	1,000	○	×	○	○	○	
6	寄島老人福祉センター	54-5114	寄島町16010	100	200	○	×	○	○	○	
7	寄島コミュニティセンター	—	寄島町7703	30	300	○	×	○	○	○	
8	寄島武道場	—	寄島町7676	200	1,000	○	×	○	○	○	
9	寄島B&G海洋センター体育館	54-4841	寄島町7555-2	200	5,000	○	×	○	○	○	
10	竜南保育園	54-2601	寄島町3203-1	30	0	○	○	○	×	○	寄島町安倉地区
11	寄島東公民館	54-5656	寄島町3203-1	30	1,000	○	○	○	×	○	
12	寄島東体育館	—	寄島町3202	200	100	○	×	○	×	○	

(※避難区分：○＝避難可、×＝避難不可)

3-2 福祉避難所

施設名	電話	所在地	備考
健康福祉センター	44-7007	鴨方町鴨方2244-26	
特別養護老人ホーム寿光園	42-6300	金光町下竹1775-1	
寿光園短期入所生活介護事業所	42-6304	金光町下竹1775-1	
寿光園デイサービスセンター通所介護事業所	42-6702	金光町下竹1775-1	
特別養護老人ホームオペラハウス鴨方	44-6336	鴨方町地頭上567	
オペラハウス鴨方デイサービスセンター	44-6336	鴨方町地頭上567	
カニ丸の家デイサービスセンター	54-3113	寄島町16089-17	
障害者支援施設あお空	42-6306	金光町佐方2130	

3-3 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

(令和7年4月1日現在)

社会福祉施設

施設種別	施設名称	所在地	浸水想定	土砂災害	現象	原因溪流
障害者支援施設	あお空	浅口市金光町佐方2130	警戒区域外	土砂災害特別警戒区域	急傾斜	宗本
生活介護	あお空	浅口市金光町佐方2130	警戒区域外	土砂災害特別警戒区域	急傾斜	宗本
短期入所 (ショートステイ)	あお空	浅口市金光町佐方2130	警戒区域外	土砂災害特別警戒区域	急傾斜	宗本
共同生活援助 (グループホーム)	菩提樹の花	浅口市金光町占見新田426-8	3.0~5.0m	警戒区域外		
地域活動支援センター	ワーク菩提樹	浅口市金光町大谷301-1	3.0~5.0m	警戒区域外		
老人デイサービスセンター	デイサービスおとなりさん	浅口市金光町佐方363-49	0.5~3.0m	警戒区域外		
	機能訓練専門デイサービス一歩	浅口市金光町佐方56	0.0~0.5m	警戒区域外		
小規模多機能型居宅介護事業所	おとなりさんきらり小規模多機能型居宅介護事業所	浅口市金光町佐方363-143	0.5~3.0m	警戒区域外		
複合型サービス	さつきの里看護小規模ケアホーム	浅口市金光町地頭下284-1	警戒区域外	土砂災害警戒区域	土石流	小三宅川
放課後等デイサービス	楽修空間せるふいっしゅ 金光教室 (日中一時支援事業所) 放課後等デイサービス	浅口市金光町占見新田237	3.0~5.0m	警戒区域外		
	放課後等デイサービス 夢門塾ゆうゆう浅口	浅口市金光町占見新田54-3	3.0~5.0m	警戒区域外		
保育所	竜南保育園	浅口市寄島町3203-1	警戒区域外	土砂災害警戒区域	土石流	戎川
幼保連携型	金光学園こども園	浅口市金光町大谷499-1	0.0~0.5m	警戒区域外		
	六条院こども園	浅口市鴨方町六条院中2072	0.5~3.0m	警戒区域外		
介護老人保健施設	ケアリゾート金光	浅口市金光町占見新田740	0.5~3.0m	警戒区域外		
	介護療養型老人保健施設八紘会	浅口市鴨方町鴨方1081-1	0.5~3.0m	土砂災害警戒区域	土石流	上ノ谷川
	サンパレス桃花	浅口市鴨方町六条院中1329	0.0~0.5m	警戒区域外		

医療施設

施設種別	施設名称	所在地	浸水想定	土砂災害	現象	原因溪流
病院	金光病院	浅口市金光町占見新田740	0.5～3.0m	警戒区域外		
	みわ記念病院	浅口市金光町佐方80-1	0.0～0.5m	警戒区域外		
診療所	福嶋医院	浅口市寄島町3072	警戒区域外	土砂災害警戒区域	土石流	戎西谷川

学校

施設種別	施設名称	所在地	浸水想定	土砂災害	現象	原因溪流
市立幼稚園	金光幼稚園	浅口市金光町占見新田288-1	3.0～5.0m	警戒区域外		
市立小学校	浅口市立金光小学校	浅口市金光町占見新田288-1	3.0～5.0m	警戒区域外		
	浅口市立六条院小学校	浅口市鴨方町六条院中2072	0.5～3.0m	警戒区域外		
	浅口市立鴨方東小学校	浅口市鴨方町地頭上65	0.0～0.5m	警戒区域外		
市立中学校	浅口市立金光中学校	浅口市金光町占見61-1	3.0～5.0m	警戒区域外		
私立中学校	金光学園中学校	浅口市金光町占見新田1350	3.0～5.0m	警戒区域外		
私立高等学校	金光学園高等学校	浅口市金光町占見新田1350	3.0～5.0m	警戒区域外		
県立全日制高等学校	岡山県立鴨方高等学校	浅口市鴨方町鴨方819	0.5～3.0m	警戒区域外		
専修学校	岡山自動車大学校	浅口市鴨方町六条院中2045	0.5～3.0m	警戒区域外		

4 医療救護に関する資料

4-1 市内医療機関一覧

(令和7年3月1日現在)

金光地域

医療機関名	診療科目	電話番号	所在地
金光病院	内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、肛門科(肛門外科)、眼科、耳鼻咽喉科、循環器内科、糖尿病内科、腎臓内科、人工透析、リハビリテーション科、消化器内科	0865-42-3211	金光町占見新田740
たけ耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科	0865-42-5287	金光町占見新田398-1
ほかま医院	内科、小児科、リハビリテーション科	0865-42-6616	金光町占見新田1166-1
みわ記念病院	内科、糖尿病内科、消化器内科、肝臓内科、外科、肛門外科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科	0865-42-5000	金光町佐方80-1

鴨方地域

医療機関名	診療科目	電話番号	所在地
上田内科クリニック	内科、胃腸科、循環器科、小児科、神経内科、放射線科	0865-44-3147	鴨方町鴨方1081-1
鴨方クリニック	内科、循環器科(循環器内科)、胃腸科、小児科	0865-44-2602	鴨方町深田991-1
鴨方第一内科クリニック	内科、消化器内科、呼吸器内科、泌尿器科	0865-44-9333	鴨方町六条院中1329
くにもと内科小児科医院	内科、小児科	0865-44-9565	鴨方町六条院中2326-1
すくすくこどもクリニック	小児科	0865-44-5400	鴨方町鴨方1635-4
さかの整形外科	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	0865-45-8881	鴨方町鴨方1108-7
高山医院	内科、胃腸科、小児科	0865-44-2332	鴨方町鴨方2210-1
田中眼科医院	眼科	0865-44-2261	鴨方町六条院中3235-1
ナガヒロ医院	内科、小児科、呼吸器科(呼吸器内科)	0865-44-5665	鴨方町鴨方1837-1
こいつ耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科	0865-45-9211	鴨方町鴨方1645-1
にしした泌尿器科クリニック	泌尿器科	0865-44-1010	鴨方町鴨方1092-5

寄島地域

医療機関名	診療科目	電話番号	所在地
白神医院	内科	0865-54-2025	寄島町5660
福嶋医院	内科、消化器科	0865-54-3177	寄島町3072
よりしま中西医院	内科、リハビリテーション科	0865-54-2324	寄島町7543-11

【歯科】

金光地域

医療機関名	診療科目	電話番号	所在地
岡本歯科医院	歯科	0865-54-0056	金光町地頭下319-7
雀部歯科医院	歯科	0865-42-2237	金光町占見新田391-1
ふじい歯科	歯科	0865-42-9180	金光町占見267-6
ふちの歯科医院	歯科、小児歯科	0865-42-6480	金光町占見新田721-1

鴨方地域

医療機関名	診療科目	電話番号	所在地
あかり歯科クリニック池田 歯科医院	歯科、歯科口腔外科、小 児歯科	0865-44-8050	鴨方町六条院中3551-3
鴨方歯科クリニック	歯科	0865-44-1118	鴨方町鴨方152-1
こうづき歯科	歯科、小児歯科	0865-44-0030	鴨方町鴨方969
小坂歯科医院	歯科	0865-44-5773	鴨方町鴨方2078-11
ささべ歯科医院	歯科、小児歯科	0865-44-7878	鴨方町六条院中2301-1
しろやま歯科クリニック	歯科	0865-44-2314	鴨方町六条院西2281-7
森歯科医院	歯科	0865-44-2220	鴨方町六条院中3879
横山みちよ歯科	歯科、矯正歯科、小児歯 科	0865-44-8001	鴨方町六条院中2965

寄島地域

医療機関名	診療科目	電話番号	所在地
山本歯科医院	歯科	0865-54-2015	寄島町7323-1

4-2 災害拠点病院

1 基幹災害拠点病院（令和元年7月17日現在）

医療機関名	電話番号	所在地
総合病院岡山赤十字病院	086-222-8811	岡山市北区青江2丁目1-1

2 地域災害拠点病院（令和元年9月30日現在）

医療機関名	電話番号	所在地
岡山済生会総合病院	086-252-2211	岡山市北区国体町2-25
国立病院機構岡山医療センター	086-294-9911	岡山市北区田益1711-1
岡山大学病院	086-223-7151	岡山市北区鹿田町2-5-1
岡山市立市民病院	086-737-3000	岡山市北区北長瀬表町3-20-1
川崎医科大学附属病院	086-462-1111	倉敷市松島577
倉敷中央病院	086-422-0210	倉敷市美和1-1-1
高梁中央病院	0866-22-3636	高梁市南町53
総合病院落合病院	0867-52-1133	真庭市落合垂水251
津山中央病院	0868-21-8111	津山市川崎1756

5 輸送に関する資料

5-1 ヘリポート適地

地域	番号	名称	所在地	地積 (m)	備考
金光 (3箇所)	1	金光小学校	金光町占見新田288-1	80×50	
	2	金光スポーツ公園	金光町八重10-1他	100×100	
	3	遙照山総合公園	金光町上竹2536-12	100×80	
鴨方 (3箇所)	1	鴨方中学校	鴨方町鴨方780	100×100	
	2	鴨方高等学校	鴨方町鴨方819	200×100	
	3	天草総合公園	鴨方町鴨方2244-3	90×70	
寄島 (2箇所)	1	寄島運動場	寄島町7555-11	120×80	
	2	三ツ山スポーツ公園	寄島町16089-24	30×30	

5-2 県指定ヘリコプター離発着場

No.	名称	所在地	種別	土質	散水	影響度	最大機種	最大機数	照明
1	浅口市遙照山総合公園	浅口市金光町上竹2536-12	一般	真砂土	要	小	CH-47	5	防犯用
2	浅口市金光スポーツ公園	浅口市金光町八重10-1他	防災	真砂土	要	大	CH-47	3	無
3	金光小学校	浅口市金光町占見新田288-1	防災	転圧土	要	大	B-412	2	行事用
4	金光吉備小学校	浅口市金光町須恵160	防災	転圧土	要	中	B-412	1	無
5	金光竹小学校	浅口市金光町下竹315	防災	転圧土	要	中	B-412	1	無
6	金光中学校	浅口市金光町占見61-1	防災	転圧土	要	大	CH-47	3	行事用
7	金光学園	浅口市金光町占見新田1350	一般	転圧土	要	大	CH-47	4	行事用
8	天草総合公園	浅口市鴨方町鴨方2244-3	一般	アスファルト	不要	無	CH-47	10	防犯用
9	寄島運動場	浅口市寄島町7555-11	一般	真砂土	要	大	CH-47	4	競技用
10	三ツ山スポーツ公園	浅口市寄島町16089-24	防災	アスファルト	不要	無	B-412	1	防犯用

※影響度：散水をしなかった場合、周囲又はヘリに与える影響の度合い
機体の大きさ：CH-47>B-412>BK117

6 給水に関する資料

6-1 応急給水用資機材等

(令和5年2月1日現在)

応 急 給 水 用 資 機 材					
輸送用タンク		タンク車等		その他	
容量 (リットル)	数量	容量 (リットル)	数量	容量 (リットル)	数量
1,500以上	1				
1,000～1,499	8				
500～ 999	6				
31～ 499	2				
5～ 30	145				

7 気象に関する資料

7-1 予報及び警報等の種類と基準等

1 警報・注意報発表基準一覧表

〔 令和6年5月23日現在 〕
発表官署 岡山地方気象台

浅口市	府県予報区		岡山県			
	一次細分区域		南部			
	市町村等をまとめた地域		井笠地域			
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14		
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	123		
	洪水	流域雨量指数基準		里見川流域=11.2		
		複合基準 ^{*1}		里見川流域=(6, 10.6)		
		指定河川洪水予報による基準		—		
	暴風	平均風速		陸上	20m/s	
				海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速		陸上	20m/s 雪を伴う	
				海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm		
	波浪	有義波高		2.5m		
高潮	潮位		3.2m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準		8		
		土壌雨量指数基準		97		
	洪水	流域雨量指数基準		里見川流域=8.9		
		複合基準 ^{*1}		里見川流域=(5, 8.6)		
		指定河川洪水予報による基準		—		
	強風	平均風速		陸上	12m/s	
				海上	15m/s	
	風雪	平均風速		陸上	12m/s 雪を伴う	
				海上	15m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ5cm			
波浪	有義波高		1.5m			

高潮	潮位	2.4m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪			
濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	最小湿度35%で実効湿度60%		
なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温12℃以上又はかなりの降雨※ ²		
低温	最低気温 - 3℃以下※ ³		
霜	晩霜期に最低気温 2℃以下		
着氷			
着雪	24時間降雪の深さ：平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温：- 1℃～3℃		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は岡山地方气象台、津山特別地域気象観測所の値

※3 気温は岡山地方气象台の値

[注] 現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない注意報についてはその欄を空白で示す。

2 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 (参考:雨に関する浅口市の50年に一度の値(令和3年3月25日現在) R48(48時間降水量):255mm R03(3時間降水量):91mm SWI(土壌雨量指数):177)	
	注1)「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWIいずれも浅口市にかかる5km格子の値の平均値をとったもの。 注2)大雨特別警報は、50年に一度の値以上となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

現象の種類	基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

[注] 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標（発表条件）を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

3 火災気象通報

火災気象通報の基準

	南部	北部
1	実効湿度が60% [×] 以下で、最小湿度が35% [×] 以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。	実効湿度65% [×] 以下で、最小湿度が40% [×] 以下となり最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
2	実効湿度が55% [×] 以下で最小湿度が30% [×] 以下となる見込みのとき。	実効湿度が60% [×] 以下で最小湿度が35% [×] 以下となる見込みのとき。
3	平均風速が10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しない。	平均風速が10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しない。

[注] 1. [×]印は、岡山地方気象台（南部）及び津山特別地域気象観測所（北部）における値とする。

2. 実効湿度とは「木材（生木でない例えば柱）の乾燥度」を表わすものであり、最小湿度とは「その日の外気における最小の湿度」を表わすものである。

3. 区域細分は、予報及び警報等の対象区域細分の一次細分区域とする。

4 火災警報

市町村長（消防組合管理者）が火災気象通報を受けたとき、火災警報の発令等火災予防上の措置を行う。

火災警報発令基準〔市町村条例で地域の実状に応じ規定〕

区分	気 象 状 況 の 基 準	
1	実効湿度	50%以下
	最小湿度	30%以下
2	実効湿度	60%以下
	最小湿度	40%以下
	最大風速	7 mを超える。
3	平均風速	10m/s 以上で1時間以上連続して吹く見込みのとき。

7-2 雨量観測所

県関係雨量観測所

観測所名	位置	設置場所	水系	所属	観測人氏名	通報連絡方法	種別
金光	浅口市金光町占見新田	金光総合支所	里見川	岡山県	県民局職員		テレメーター
寄島	浅口市寄島町	寄島総合支所	海岸	岡山県	県民局職員		テレメーター

7-3 水位観測所及び危機管理型水位計

県関係水位観測所

水系		観測所名	位置	水防団 待機 水位	はん濫 注意 水位	避難 判断 水位	はん濫 危険 水位	零点 標高	観測者	備考
本流	支流									
里見川	里見川	金光	浅口市金光町 占見新田	2.10	2.70	3.10	3.50	1.80	県民局職員	水位周知 テレメーター
里見川	里見川	里見川-H	浅口市鴨方町 六条院中						県民局職員	川の水位情報
里見川	鴨方川	鴨方-U	浅口市鴨方町 鴨方						県民局職員	川の水位情報
里見川	佐方川	大井手橋-U	浅口市金光町 佐方						県民局職員	川の水位情報

注意) U：超音波式、R：電波、H：水圧式

8 災害救助法に関する資料

8-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和4年4月1日現在)

救助の種別		対象		期間	費用の限度額			備考
避難所の設置 (法第4条第1項)		災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。		災害発生の日から7日以内	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。			
炊き出しその他による食品の給与		1 避難所に避難された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者		災害発生の日から7日以内	1人1日当たり1,180円以内			食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給		現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)		災害発生の日から7日以内	当該地域における通常の実費			輸送費、人件費は別途計上
避難所の設置 (法第4条第1項)		全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者		災害発生の日から10日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに	
全壊 全焼 流出	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300	
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600	
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600	
医療		医療の途を失った者 (応急的処置)		災害発生の日から14日以内	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内			患者等の移送費は、別途計上
助産		災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)		分べんした日から7日以内	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種別	対象	期間	費用の限度額	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	当該地域における通常の実費	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から10日以内	1 体当たり 大人（12歳以上） 213,800 円以内 小人（12歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種別	対象	期間	費用の限度額	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	災害発生の日から 10 日以内	（洗淨、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	災害発生の日から 10 日以内	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300 円以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第 4 条第 2 項）	避難者の避難に係る支援	救助の実施が認められる期間以内	当該地域における通常の実費	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	救助の実施が認められる期間以内	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種別	対象	期間	費用の限度額	備考
	イ		3 千万円以下の部分の金額については100 分の 10	
	ロ		3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9	
	ハ		6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8	
	ニ		1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7	
	ホ		2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6	
	ヘ		3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5	
	ト		5 億円を超える部分の金額については100 分の 4	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

9 災害履歴に関する資料

9-1 災害の記録

年月日	災害の種類	原因	事象
昭和 51. 9. 8 ～13	大雨害	台風17号	<p>台風17号は9日から10日にかけて、沖縄の東海上を通り、九州南西海上に達したあと、10日21時から12日9時に至る36時間の間ほとんど停滞状態を続け、13日1時40分長崎市付近に上陸した後、次第に加速しながら福岡市西方を通り抜けた。</p> <p>台風が九州南西海上で長時間停滞したため、台風に伴う暖湿気流が瀬戸内東部に停滞していた前線を刺激し、記録的な豪雨となった。このため、全県的に各種被害が大規模に発生し、なかでも、県南東部及び南西部の被害が最も激しかった。</p>
昭和 54. 10. 18 ～19	風水害	台風20号	<p>トラック島の南東海上で発生した台風20号は、九州南東海上から四国沖を通過し、19日9時40分ごろ和歌山県白浜付近に上陸した。</p> <p>岡山県地方では台風が九州南海上に達した18日22時ごろから強い雨が降り始め、強い風とともに被害をもたらした。</p>
昭和 60. 6. 21 ～30	大雨害	梅雨前線	<p>本州南岸に停滞していた梅雨前線は、太平洋高気圧の強まりにより北上し、21日から30日にかけて瀬戸内を中心に南北に移動した。この間、前線上を小低気圧が東進し、その都度前線の活動が活発となった。</p> <p>特に顕著な雨のピークは24日夜から25日午後にかけてであり、市内の多いところでは21日から29日までの総雨量が376mmに達し、大きな被害をもたらした。</p>
平成 3. 9. 27 ～28	風水害	台風19号	<p>台風19号は沖縄の南海上から西海上を進み、27日16時過ぎ佐世保市の南に上陸した。その後は、中国地方西部をかすめて日本海を速い速度で北東に進んだ。</p> <p>岡山県では、台風が九州西海上に進んだ27日昼前ごろから次第に風が強くなり、台風が最も接近した22時前後を中心に非常に強い風が吹いた。風が強く、雨が少なかったことで、塩風害が内陸まで及び、台風が去った後も停電が発生した。沿岸部では、台風の接近と満潮とが重なり、高潮が発生し被害が出た。</p>
平成 7. 7. 2 ～6	大雨害	梅雨前線	<p>山陰沿岸に停滞していた梅雨前線が活動を強めながら中国地方をゆっくり南下し、四国付近に停滞した後、再び山陰沿岸まで北上した。</p> <p>この間、岡山県では断続的に激しい雨が降り、市内の多いところでは降り始めからの総雨量が265mmに達し、多くの被害が発生した。</p>
平成 10. 10. 16 ～18	風水害	台風10号	<p>ヤップ島付近の海上で発生した台風10号は、17日16時30分ごろ鹿児島県枕崎市に上陸した。その後四国を縦断した後、同日23時30分ごろ玉野市付近に再上陸、18日1時過ぎに日本海へ抜けた。</p>

年月日	災害の種類	原因	事象
			岡山県では、10月16日後半から台風前面の厚い雨雲がかかり、17日明け方までに県内各地で40～50mmのまとまった雨が降った。その後しばらく小康状態があったが、台風が九州に接近する15時ごろから再び強い雨雲が中国地方西部にかかり始め、玉野市付近に再上陸した23時ごろには1時間に30～40mmの強い雨が降り、県中部を中心に大きな被害をもたらされた。
平成 16. 8. 30 ～31	風水害	台風16号	マースシャル諸島付近の海上で発生した台風16号は、南西諸島を通過し、8月30日9時に鹿児島県に上陸した。その後ゆっくりとした速度で九州、中国地方を縦断し、30日夜に日本海に達し北東に進んだ。 岡山県内では、30日夕方から暴風雨域に入り、記録的な強風（岡山市、最大瞬間風速38.5m/s）が吹いた。このとき、台風接近時の気圧低下による吸い上げ効果と、強い南風による吹き寄せ効果に、大潮が重なり、岡山県沿岸部では過去最大の潮位（宇野検潮所、30日22時47分、東京湾平均海面上254cm）を記録し、寄島町においても高潮が発生し、被害は過去最大のものとなった。
平成 16. 10. 20 ～21	風水害	台風23号	奈義町で局地風である広戸風が発生。津山で最大瞬間風速50.4m/sを記録。 岡山県内では、死者7人、負傷者354人、全壊13戸、半壊54戸、床上浸水352戸、床下浸水1,465戸の被害が出た。
平成 17. 9. 6 ～7	風水害	台風14号	8月に発生し、広い暴風域を維持したまま、ゆっくりとした速度で進んだため、各地に甚大な被害を与えた。岡山県内では、死者1人、負傷者15人、床上浸水4戸、床下浸水210戸の被害が出た。
平成 21. 8. 9 ～10	風水害	台風9号	8月に日本に接近して豪雨をもたらし、被害を出した台風である。岡山県内では、死者1人、全壊14戸、半壊114戸、床上浸水204戸、床下浸水311戸の被害が発生し、美作市で、8月15日まで最大2,280世帯で断水の被害をもたらした。
平成 23. 9. 2 ～4	風水害	台風12号	9月3日に高知県東部に上陸し、広い範囲で記録的な大雨となった。岡山県内では、玉野市で高潮のおそれがあるとして、すべての住民に避難勧告が出たほか、全壊2戸、半壊133戸、床上浸水952戸、床下浸水8,869戸の被害が出た。
平成 25. 6. 19 ～26	大雨害	梅雨前線	中国地方から四国沖に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、19日夕方から21日にかけて断続的に強い雨が降り、大雨となった。浅口市、井原市、高梁市、玉野市では法面崩壊や崩土が6ヶ所で発生した。 また、26日には、大雨により路肩が陥没した市道に車が転落したが、運転手に怪我はなかった。
平成 25. 9. 4	風水害	台風17号	東シナ海を北上した台風17号から変わった温帯低気圧の影響で、西日本付近に停滞する秋雨前線に向かって暖かく湿った空気が流入し、1日から4日にかけて断続的に強い雨が降り、大雨となった。高梁市では住宅が全壊するなど、9市3町で床上、床下浸水の被害があった。 市内では六条院中地区で里見川が越水したほか、道路冠水やがけ崩れの被害があった。

年月日	災害の種類	原因	事象
平成 26. 8. 9 ～10	風水害	台風11号	<p>台風11号が西日本を縦断し、岡山県では強風や大雨となり、沿岸では台風通過と満潮が重なり高潮となった。</p> <p>県内では、高潮により瀬戸内市で床上・床下浸水が合わせて64棟発生したほか、県道3ヶ所で道路冠水（全面通行止め）が発生した。大雨による被害では、瀬戸内市で市道の法面崩壊、勝央町で町道の路肩崩壊、真庭市で道路陥没が合わせて7ヶ所発生した。</p>
平成 27. 7. 16 ～17	風水害	台風11号	<p>台風11号は、16日夜から四国東部に上陸した後四国を縦断して17日6時頃倉敷市に再上陸した。この後岡山県を北上して日本海に抜けた。</p> <p>県内では、床上浸水1棟、床下浸水16棟発生し、12市町で約22,600戸で停電が発生した。倉敷市では斜面崩壊による土砂災害が発生し、家屋損壊1棟、非住家の全壊2棟、半壊1棟があった。県道では玉野市と瀬戸内市の2ヶ所で路肩崩壊により全面通行止めとなった。</p>
平成 28. 6. 21 ～25	大雨害	梅雨前線	<p>19日から25日にかけて、本州付近に梅雨前線が停滞し、その前線上を次々と低気圧が通過したため岡山県では県南西部（主に笠岡市）で総雨量が200㍓を超える大雨となった。</p> <p>22日から25日にかけて笠岡市、高梁市を中心に土砂崩れや道路損壊の被害が多発し、特に笠岡市では家屋の全壊が2棟発生するなど、大きな被害を受けた。</p> <p>市内においては、床上浸水1棟、床下浸水6棟のほか、がけ崩れや道路損壊などの被害が多数発生した。</p>
平成 30. 7. 5 ～7	大雨害	梅雨前線	<p>3日から4日にかけて九州西方海上から対馬海峡を通り、日本海で温帯低気圧になった台風第7号の影響を受け、梅雨前線の活動が活発化し、複数の線状降水帯が発生して、広範囲かつ長期にわたる記録的大雨となったことに加え、局地的な豪雨が同時多発的に発生し、西日本各地に平成最悪の豪雨災害とされる甚大な被害をもたらした。</p> <p>特に5日から7日にかけての大雨により、歴史的に災害が少ないと言われていた岡山県においても、初めてとなる特別警報が発表され、多くの観測地点で時間降水量の極値を記録するなど、甚大な水害・土砂災害が発生し、市内金光雨量観測所で総雨量329mm、寄島雨量観測所で350mmを記録した。</p> <p>市内においては、重傷1名のほか、全壊1棟、半壊2棟、一部破損10棟、床上浸水5棟、床下浸水71棟などの被害が多数発生した。</p>

10-1 岡山県下消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
- (4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により特に必要があるときは、この限りでない。

3 第4条に規定する県に対する通報及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。

4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。

5 応援要請（第1項第4号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費（現地調達分）

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

- ア 応援隊の旅費及び出動手当
 - イ 車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）及び応援活動中における故障又は小破損の修理費
 - ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償
 - エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償
- 2 前項以外の経費又は同項の定めにより難しい場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

（実施細目）

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

（疑義）

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

（協定書の保管）

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。
- 2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。

平成20年3月31日

〔県下27市町村長、4消防組合管理者 記名、押印〕

10-3 航空消防応援実施細目

(趣旨)

第1条 平成20年3月31日付けで締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用いた消防応援（以下「航空消防応援」という。）については、この実施細目の定めるところによる。

(航空消防応援の要請対象)

第2条 航空消防応援の対象とする災害は、協定第3条に規定する災害のうち、消防ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害
- (2) 中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビニナート火災、船舶・航空機・危険物・車両火災及び特殊火災
- (3) 水難、山岳遭難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を要する事故
- (4) 緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うため、救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空消防応援の種別)

第3条 航空消防応援の種別は、主な任務により、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、警戒、指揮支援、火災調査等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合に出動（これに付随した救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出動 重篤傷病者等の搬送及び緊急医療を行うため、救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる場合の出動
- (5) 救援出動 救援資材、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空消防応援の出動限定条件)

第4条 航空消防応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態
 - ア 災害の発生場所において雲高（地表面又は水面から雲までの高さをいう。）300メートル以上であること
 - イ 視程5,000メートル以上であること
 - ウ 風速毎秒17メートル以下であること
 - エ 凍結気象状態でないこと

オ 雷電が発生していないこと

(航空消防応援の要請手続き)

第5条 航空消防応援の要請は、航空消防応援を要請する市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、岡山県知事（以下「県知事」という。）を経由して、航空消防応援を行う市町村（以下「応援市町村等」という。）の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 必要とする応援の具体的内容
- (2) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (3) 現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況
- (4) その他必要な事項

2 緊急を要する航空消防応援の要請は、前項の規定にかかわらず、直接応援市町村等の長に行うことができるものとする。この場合、事後、速やかに応援要請内容について県知事に報告するものとする。

3 消防ヘリコプターの要請連絡先は、別表1のとおりとする。

4 航空消防応援の要請は、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（別紙様式1）に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

(航空消防応援の中断)

第6条 応援市町村等の長は、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、発災市町村等の長と協議の上、航空消防応援を中断することができる。

(応援出動した消防ヘリコプターに対する指揮等)

第7条 航空消防応援のため出動した消防ヘリコプターに対する指揮は、発災市町村等の消防機関の長又は消防機関の長が指定した現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が消防ヘリコプターに搭乗している応援市町村等の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

2 応援隊長は、発災市町村等の消防機関の長等による指揮の内容が、ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めたときは、その旨を発災市町村等の消防機関の長等に通告するものとする。

3 応援隊長は、活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。

4 前項の連絡を無線を通じて行う場合は、第1に主運用波7、第2に統制波1、2、3、第3にその他によるものとし、無線の運用統制については、発災市町村の統制に従うものとする。

(応援市町村等の情報提供)

第8条 応援市町村等の長は、消防ヘリコプターを新規に所有し、若しくは変更したとき、又はその性能等に変更があったときは、その情報を発災市町村等の長へ提供するものとする。

(消防ヘリコプターの事故発生時の報告)

第9条 発災市町村等の長は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次の各号に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を応援市町村等の長に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故

(2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故

(3) 救難対策を必要とする事故

附 則

この実施細目は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成10年2月19日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成12年3月15日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成28年9月30日から施行する。

別表 1

要請連絡先

	連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
岡 山 県	※岡山県消防保安課 (岡山県消防防災航空センター)	岡山市北区 日応寺761-1	緊 急 (086)250-5119 通 常 (086)250-0330 F A X (086)294-7885

※ 第5条（航空消防応援の要請手続き）に係る要請経由先として岡山県知事が定められているため、上記の連絡先を指定するもの。

緊急を要する場合の要請連絡先

	連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
岡 山 市	消防局情報指令課	岡山市北区 野殿西町427-1	電 話 (086)253-9978 F A X (086)253-9984

要請後の調整連絡先

	連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
岡 山 市	消防局警防課航空隊	岡山市南区 浦安南町671-1	電 話 (086)261-0119 F A X (086)261-1190

様式 [略]

10-4 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と浅口西部建設協力会（以下「乙」という。）は、甲の所管する公共施設、公共土木施設及び土地改良施設（以下「公共施設等」という。）において、地震災害、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 障害物の除去及び応急対策等

(2) その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速、かつ、的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急対策実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに浅口西部建設協力会の会員の内から応急対策業務を実施する者（以下「応急対策実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第6条 応急対策実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急対策実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかにその実施した業務内容等を甲に文書により報告するものとする。

（費用負担）

第8条 応急対策業務の実施に要した費用（以下「委託料」という。）については、甲が負担するものとする。

(支払)

第9条 甲は、第7条の報告が提出されたときは、その内容を審査し、合格した場合、乙は甲に対して請求書を提出するものとする。甲は、請求書を受理してから40日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては当該業務を実施する産業建設部長を、乙にあつては会長を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議のうえ、別にさだめるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月11日

「甲」 浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 田 主 智 彦

「乙」 浅口市寄島町12155-54
〔(株)竹本組内〕
浅口西部建設協力会
会 長 竹 本 浩 司

10-5 浅口市災害緊急放送の実施に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と笠岡放送株式会社（以下「乙」という。）とは、浅口市災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浅口市の区域に災害及び事故その他市民の生活に影響を与える緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがあると予想される場合の、これに関する情報（以下「災害情報等」という。）の適切な提供及び放送（以下「災害緊急放送」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 甲及び乙は、互いに浅口市地域防災計画の趣旨を遵守し、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報等を提供するよう努めるものとする。

（緊急放送の実施）

第3条 災害緊急放送は、乙が所有する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、災害緊急情報伝達装置の設備及び修理に要する費用を負担するものとする。

2 乙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う乙の人件費、その他災害緊急放送に要する一切の費用を負担するものとする。

3 乙は、災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、自己の責任と負担においてその解決を図るものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

2 協定期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙から何らの申出のない場合は、協定期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年8月18日

甲 浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 田主智彦

乙 笠岡市笠岡4295番地の6
笠岡放送株式会社
代表取締役社長 枝 木 恭 平

10-6 浅口市災害緊急放送要領

第1 総則

1 目的

災害緊急放送は、浅口市における突発的な災害に際し、災害その情報、被害の状況、ライフラインに関する情報、災害救助及び災害支援の状況等災害に関する情報を正確かつ迅速に報道し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

2 基本姿勢

災害緊急放送に際しての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報に関しては、浅口市（以下「甲」という。）及び笠岡放送（以下「乙」という。）は、市民に対して可能な限り情報提供に努めるものとする。
- (2) 情報提供において、報道機関の公平性を確保するものとする。

3 災害緊急放送

災害緊急放送とは、浅口市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、甲は災害の種類及び災害緊急放送基準に基づき、乙の所有する放送設備を利用し、乙が予定する放送番組に優先して臨時に行う放送をいう。

(1) 災害緊急放送方式

災害緊急放送方式は、次のとおりとする。

スタジオ	乙のアナウンサーは、災害情報をスタジオから放送する。但し、現場からリポートを行う場合もある。
緊急放送テロップ	状況及び必要性に応じて、乙で使用するものとする。

(2) 災害の種類及び災害緊急放送基準

災害の種類及び災害緊急放送基準は、次のとおりとする。

災害の種類	災害緊急放送基準
火災	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災
地震及び津波	甲又は乙が必要と判断したとき。
風水害	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
大規模な事故 その他の災害	突発的な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

(3) 災害緊急放送時間帯

スタジオ放送	必要に応じて対応
緊急テロップ放送	24時間

(4) 試験放送の実施

甲は、乙と協議の上必要に応じ、放送設備の点検を兼ねて試験放送を行うものとする。

第2 報 告

- 1 甲は、災害対策本部を設置又は解散したときは、遅滞なく乙にその旨を連絡する。
- 2 甲及び乙は、放送終了等の場合、相互にその旨を連絡する。

附 則

この要領は、平成18年8月18日から施行する。

10-7 欠

10-8 欠

10-9 浅口市災害緊急放送に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）、笠岡地区消防組合（以下「乙」という。）及びエフエムゆめウェーブ株式会社（以下「丙」という。）は、浅口市災害緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浅口市の区域に災害及び事故その他市民の生活に影響を与える緊急事態（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合の、これに関する情報（以下「災害情報等」という。）の適切な提供及び放送（以下「災害緊急放送」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（遵守）

第2条 甲、乙及び丙は、互いに浅口市地域防災計画等の趣旨を遵守し、市民生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報等を提供するよう努めるものとする。

（緊急放送の実施）

第3条 災害緊急放送は、丙が管理する放送設備を使用し、丙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

2 災害緊急放送は、浅口市災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

（費用負担）

第4条 災害緊急情報伝達装置の設備及び修理に要する費用は、原則として丙の負担とする。

2 丙は、放送設備の使用料、災害緊急放送の実施に伴う丙の人件費、その他災害緊急放送に要する一切の費用を甲又は乙に対して請求しないものとする。

3 前2項にかかわらず、甲又は乙が緊急情報伝達を行う上で、新たな装置を導入する必要があると認めた場合はこの限りでない。

なお、この場合の導入費用の負担は、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

4 丙は、災害緊急放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、自己の責任と負担においてその解決を図るものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。

2 協定期間満了日の1箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの申し出のない場合は、協定期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年 8月18日

甲 浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 田 主 智 彦

乙 笠岡市十一番町4番地の3
笠岡地区消防組合
管理者 笠岡市長 高 木 直 矢

丙 笠岡市笠岡4295番地の6
エフエムゆめウェーブ株式会社
代表取締役社長 小 寺 惣 一

10-10 浅口市災害緊急放送要領

第1 総則

1 目的

災害緊急放送は、浅口市の区域における突発的な災害に際し、災害そのものの情報、被害の状況、ライフラインに関する情報、災害救助及び災害支援の状況等災害に関する情報を正確かつ迅速に報道し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

2 基本姿勢

災害緊急放送に際しての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報等に関しては、浅口市（以下「甲」という。）、笠岡地区消防組合（以下「乙」という。）及びエフエムゆめウェーブ株式会社（以下「丙」という。）は、市民に対して可能な限り情報提供に努めるものとする。
- (2) 情報提供において、報道機関の公平性を確保するものとする。

3 災害緊急放送

災害緊急放送とは、浅口市の区域において災害及び事故、その他市民の生活に影響を与える緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあると予想される場合、災害の種類及び災害緊急放送基準に基づき、丙の管理する放送設備を使用し、丙が予定する放送番組に優先して臨時に行う放送をいうものとする。

(1) 災害緊急放送実施者及び災害緊急放送方式

災害緊急放送実施者及び災害緊急放送方式は、次のとおりとする。

災害緊急放送	災害緊急放送方式	
エフエムゆめウェーブ株式会社	スタジオ放送	災害情報を丙のアナウンサーがスタジオから放送する。
浅口市 笠岡地区消防組合	割り込み放送	災害情報を甲又は乙の職員が職場から割り込み放送する。

(2) 災害の種類及び災害緊急放送基準

ア 災害の種類及び災害緊急放送基準は、次のとおりとする。

災害の種類	災害緊急放送基準
火災	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災
地震	震度4以上の地震（津波に関する情報を含む。）
風水害等	警報が発表されたとき。 甲が必要と判断したとき。
大規模な事故 その他の災害	突発的な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

イ アに掲げるものの他、災害の種類及び災害緊急放送基準は、第5の2に定めるところによる。

(3) 災害緊急放送時間帯

スタジオ放送	必要に応じて対応
割り込み放送	24時間

(4) 割り込み放送

ア 割り込み放送は、電話回線を使って暗証番号により、甲又は乙の職員が職場から直接放送するものとする。

イ 割り込み放送の方法は、丙が別に定める。

ウ 次に掲げる者は、割り込み放送に係る電話番号及び暗証番号を管理するものとする。

(ア) 浅口市企画財政部総務課長

(イ) 笠岡地区消防組合消防本部警防課長

(5) 報告

ア 甲又は乙の担当部署は、割り込み放送を行った場合、事後速やかに丙に連絡するものとする。

イ 甲、乙及び丙は、協力して災害緊急放送実績報告書を毎月作成するものとする。

(6) 試験放送の実施

甲及び乙は、丙と協議の上必要に応じ、災害緊急情報伝達装置の機器点検を兼ねて試験放送を行うものとする。

第2 火災

火災に関する災害緊急放送は、次によるものとする。

1 火災緊急放送基準

(1) スタジオ放送

ア スタジオ放送は、丙が行うものとする。

イ スタジオ放送は、大規模火災等市民に知らせる必要のある火災が発生したとき行うものとする。

(2) 割り込み放送

ア 割り込み放送は、乙が行うものとする。

イ 割り込み放送は、大規模火災等市民に知らせる必要のある火災が発生したとき行うものとする。

(3) 手順

ア 火災情報は、乙から丙へFAX又は電話により連絡するものとする。

イ FAX又は電話による連絡は、昼夜にかかわらず、その都度行うものとする。

火災緊急放送

区 分	スタジオ放送	割り込み放送
昼間	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災	原則として放送しない。
夜間	原則として放送しない。	大規模火災等市民に知らせる必要のある火災

第3 地震

地震に関する災害緊急放送は、次によるものとする。

1 地震緊急放送基準

(1) スタジオ放送

ア スタジオ放送は、丙が行うものとする。

イ スタジオ放送は、震度4以上の地震及び津波に関する情報から行うものとする。

(2) 割り込み放送

ア 割り込み放送は、甲又は乙が行うものとする。

イ 割り込み放送は、震度4以上の地震及び津波に関する情報から行うものとする。

(3) 手 順

ア 地震及び津波の情報は、甲又は乙から丙へFAX又は電話により連絡するものとする。

イ FAX又は電話による連絡は、昼夜にかかわらず、その都度行うものとする。

地震緊急放送

区 分	スタジオ放送	割り込み放送
昼間	震度4以上の地震（津波に関する情報を含む。）	原則として放送しない。
夜間	原則として放送しない。	震度4以上の地震（津波に関する情報を含む。）

第4 風水害等

風水害等に関する災害緊急放送は、次によるものとする。

1 風水害等緊急放送基準

(1) スタジオ放送

ア スタジオ放送は、丙が行うものとする。

イ スタジオ放送は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条に基づく警報から行うものとする。

ウ その他甲からの要請により、スタジオ放送を行うものとする。

(2) 割り込み放送

丙の社員が在局しない場合において、甲が災害緊急放送を必要としたときは、甲から割り込み放送をすることができるものとする。

(3) 手 順

風水害等に関する情報は、丙が甲から入手することとする。

風水害等緊急放送

区 分	スタジオ放送	割り込み放送
昼 間	警報が発表されたとき。	原則として放送しない。
夜 間	原則として放送しない。	甲が必要と判断したとき。

第5 その他災害緊急放送

第2から第4までに定めるもののほか、災害緊急放送は、次によるものとする。

- 1 火災、地震及び風水害以外の大規模な災害が、突発的に発生し、又はそのおそれがあるときは、甲又は乙は、昼夜にかかわらず、割り込み放送をすることができるものとする。
- 2 甲又は乙は、次に掲げる場合で、市民への呼びかけ、周知等が必要なときは、昼夜にかかわらず、割り込み放送をすることができるものとする。
 - (1) 浅口市の区域において災害による被害が生じ、又は被害が生じるおそれがあるため、市民生活が混乱し、又はそのおそれがある場合
 - (2) (1)に掲げるもののほか、市民への情報提供又は注意の喚起が必要な場合

附 則

この要領は、平成18年8月18日から施行する。

10-11 防災活動への協力に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害、その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が、物資を調達する必要があると認めるときに乙の保有する物資等を供給すること。
- (2) 乙の店舗であるマックスバリュ鴨方店の駐車場を、被災者に対し、一次避難場所として提供すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は当該場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第2号）により確認のうえ、物資等を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は前項の請求書を受理したときは内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制

並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
 - (2) 甲が実施する防災啓発事業
 - (3) 甲が実施する防災訓練への参加
- (連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成19年4月1日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が第1条(2)で掲げる店舗が閉店した場合、並びに、第4条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月27日

甲 岡山県浅口市六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 田主智彦

乙 兵庫県姫路市北条口4丁目4番地
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 藤本 昭

様式〔略〕

10-12 欠

10-13 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と浅口市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、甲の所管する水道施設において、地震災害、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が浅口市内に発生し、又は発生する恐れがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、水道施設における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、浅口市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 給水支援 甲の行う応急給水活動の支援
- (2) 復旧支援 甲の行う応急復旧活動の支援
- (3) その他 甲の行う情報収集、広報活動等の支援

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速、かつ、的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急対策実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに浅口市管工事業協同組合の会員の内から応急対策業務を実施する者（以下「応急対策実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第6条 応急対策実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急対策実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかにその実施した業務内容等を甲に文書により報告するものとする。

（費用負担）

第8条 応急対策業務の実施に要した費用（以下「委託料」という。）については、甲が負担するものとする。

(支払)

第9条 甲は、第7条の報告が提出されたときは、その内容を審査し、合格した場合、乙は甲に対して請求書を提出するものとする。甲は、請求書を受理してから40日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては当該業務を実施する上下水道部長を、乙にあつては理事長を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年6月28日

「甲」 浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 田 主 智 彦

「乙」 浅口市金光町占見新田714番地1
浅口市管工事業協同組合
理 事 長 青 木 保

10-14 船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と岡山県水難救済会（以下「乙」という。）とは、大規模地震等の災害発生時における船舶による輸送等の災害応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模地震等が発生した場合において、海上における輸送等の災害応急対策を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震等による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して行う。

ただし、文書で要請する時間がないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに様式第1号を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 被災者の救助及び搬送に関する輸送業務
- (4) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する救難所員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。

ただし、様式第2号で報告する時間がないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに様式第2号を送付するものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 要請を發した甲は、この協定に基づく業務の実施により当該業務に従事した乙の救難所員が、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となったときは、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(緊急連絡表の提出)

第7条 乙は、甲からの協力要請窓口を記載した緊急連絡表を毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成21年1月15日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年1月15日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
代表者 浅口市長 田 主 智 彦

乙 岡山県玉野市宇野1-27-1
岡山県水難救済会
代表者 会 長 黒 田 晋

10-15 欠

10-16 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と浅口市長（以下「乙」という。）は、浅口市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、浅口市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、浅口市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月26日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 浅口市 浅口市長 栗山 康彦

10-17 災害時における連絡体制および協力体制に関する協定

浅口市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- （1）停電発生時刻
- （2）停電発生地域
- （3）停電発生戸数
- （4）停電復旧見込み
- （5）停電原因
- （6）停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を別に定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- （1）広報車による住民への周知
- （2）防災無線、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- （3）公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- （4）避難所へ避難された住民への周知
- （5）住民からの問い合わせ対応
- （6）道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、乙と協議のうえ、対応するものとする。

- （1）土砂崩れおよび倒木等により被災した道路の復旧または仮設道路の設置
- （2）除雪対応状況の情報提供
- （3）停電復旧の支障となる、がれき、車両およびその他物件の優先撤去
- （4）塩害発生時の電気設備水洗

2. 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議のうえ、対応するものとする。

- （1）災害復旧活動に必要な土地の貸与
- （2）災害復旧の中核となる甲が管理・所有する施設への電力供給設備の優先復旧

(要員派遣)

第5条 甲または乙は、大規模災害が発生した場合、第1条・第3条および第4条の対応を円滑に行うため、乙から甲への要員派遣について協議するものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集を主とする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙が主催する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(協定の変更)

第7条 この協定に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この協定の実施に必要な要綱については、甲および乙が協議のうえ、別に定める。

(その他)

第9条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から効力を生ずる。
- 2 平成30年3月15日付け締結した「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い」は令和2年3月31日をもって廃止する。

令和2年4月1日

甲 浅口市鴨方町六条院中 3050 番地
浅口市
浅口市長 栗山 康彦

乙 倉敷市中庄 2293 番地の2
中国電力ネットワーク株式会社
倉敷ネットワークセンター所長 森 能隆

別紙

災害時における連絡体制および協力体制に関する協定の実施要綱

(目的)

第1条 災害時における連絡体制および協力体制に関する協定（以下「協定」という。）第8条に基づき、協定の実施に関する必要な事項を定める。

(連絡体制)

第2条 浅口市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、乙が社内の防災体制に入った時点で、相互連絡体制を整えるものとする。ただし、乙は、相互連絡体制下でない場合も、甲からの情報照会に対し、必要な情報提供を行うものとする。

(連絡方法)

第3条 甲および乙の相互連絡は、専用の直通電話、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。

なお、電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

また、電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

(連絡時期および連絡内容)

第4条 乙は、停電発生時には、協定第1条に定める事項を、別添様式により、原則として毎正時または必要の都度、甲に連絡するものとする。

(連絡体制の解除)

第5条 乙の社内防災体制が解除された時点で、相互連絡体制を解除する。

(その他)

第6条 この実施要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

附則

この実施要綱は、協定の発効日から適用する。

災害時における連絡体制および協力体制に関する協定の連絡先

[連絡責任者・連絡先] [略]

10-18 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と浅口市建設協力会（以下「乙」という。）は、甲の所管する公共施設、公共土木施設及び土地改良施設（以下「公共施設等」という。）において、地震災害、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができるものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 障害物の除去及び応急対策等

(2) その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速、かつ、的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急対策実施者）

第5条 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに浅口市建設協力会の会員の内から応急対策業務を実施する者（以下「応急対策実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第6条 応急対策実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急対策実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後、速やかにその実施した業務内容等を甲に文書により報告するものとする。

（費用負担）

第8条 応急対策業務の実施に要した費用（以下「委託料」という。）については、甲が負担するものとする。

（支払）

第9条 甲は、第7条の報告が提出されたときは、その内容を審査し、合格した場合、乙は甲に

対して請求書を提出するものとする。甲は、請求書を受理してから40日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては当該業務を実施する産業建設部長を、乙にあつては会長を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年10月1日

「甲」 浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

「乙」 浅口市寄島町12155-143
(株)一力興業内
浅口市建設協力会
会長 坂本竜太

10-19 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、

	愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、山口県下関市、 大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市
--	--

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合

については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

(3) この協定の運営に係る連絡及び調整

(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

この協定は、平成26年12月17日から施行する。

この協定は、平成29年7月21日から施行する。

この協定は、平成29年8月14日から施行する。

この協定は、平成30年9月10日から施行する。

この協定は、令和元年5月23日から施行する。

この協定は、令和元年10月25日から施行する。

この協定は、令和2年3月13日から施行する。

海ネット共助会員

記名・押印 [略]

10-20 災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、浅口市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、又は避難所等における被災地住民のこころのケア（以下「ケア」という。）を図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のため必要があると認めるとき、又はケアが必要と認めるときは、乙に対して、災害救助犬又はセラピードッグの出動を要請する。

（出動）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬又はセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬又はセラピードッグの出動頭数及び出動人員は、災害の種類及び規模等を考慮し、甲と乙が協議のうえ決定する。

（捜索活動の実施）

第3条 乙は、出動した災害現場においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（ケアの実施）

第4条 乙は、出動した避難所等においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従いセラピー活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲の負担とする。（別紙覚書参照）

（損害賠償）

第6条 この協定に基づく出動または活動に伴って乙の出動人員、災害救助犬又はセラピードッグに生じた損害賠償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

（訓練の参加）

第7条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間終了の1か月前までに、甲、乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときには、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月4日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 兵庫県伊丹市下河原二丁目2-13
認定特定非営利活動法人 日本レスキュー協会
理事長 伊藤裕成

(別紙)

**災害時における災害救助犬及びセラピードッグの
出動における費用負担に関する覚書**

「災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書」第5条における費用負担に関しては、出動に要した交通費、宿泊費及び救助に伴う備品・消耗品費を実費負担する。但し、具体的な額については、有事に出動の際、甲乙協議の上決定する。

10-21 災害時の医療救護活動についての協定書

浅口市（以下「甲」という。）と一般社団法人浅口医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浅口市地域防災計画に基づき甲が実施する医療救護活動に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を第3条に定める救護所に派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（救護所）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じ市有施設等に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、乙及び乙の会員の協力を得て、発災地周辺の医療施設等に救護所を設置する。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 傷病者の選別
- (3) 死亡の確認
- (4) その他医療救護活動に応じた処置

（指揮命令）

第5条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の長を通じて行う。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

（医薬品等）

第7条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行し、又は調達する。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第8条 甲が設置する救護所等における傷病者に対する医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に医療救護班を参加させるものとする。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担す

るものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護活動のために乙が加入した保険の経費
- (3) 医療救護班が携行し、又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償
- (4) 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償
(医療紛争の処理)

第11条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲、乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(未収金の処理)

第12条 後方医療施設において、第8条第2項に係る未収金が生じたときは、又は生じるおそれがあるときは、甲は当該医療施設の負担とならないような適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日から災害救助法の定めるところによる。

(指定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の成立の日から平成26年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日1月前までに、甲又は乙のいずれか一方から解除又は協定事項の変更について意思表示のないときは、期間満了の際、同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以降も同様とする。

(実施細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙双方協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年4月4日

甲 浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 浅口市金光町占見新田436番地2
一般社団法人浅口医師会
会長 福嶋啓祐

10-22 災害時の医療救護活動に係る実施細目

浅口市（以下「甲」という。）と一般社団法人浅口医師会（以下「乙」という。）との間において、平成25年4月4日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第15条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（医療救護班の編成）

第1条 医療救護班は、1班とし、医師1人、看護師及び補助者若干名で編成する。

2 班長は、医師とする。

3 班長は、必要により消防救急隊員、保健師等の応援を求めることができる。

（医療救護活動の実施場所）

第2条 医療救護班は、協定書第3条に定める救護所において協定書第4条に定める業務を行うものとする。ただし、必要がある場合は、災害現場において、その業務の一部を行うものとする。

（要請する災害の程度）

第3条 協定書第2条第1項に定める医療救護活動を実施する必要がある場合とは、集団的に多数の傷病者（おおむね10人以上）が生じた場合をいう。

（医療救護活動の報告）

第4条 乙は、協定第2条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療活動終了後速やかに、各医療救護班ごとの「医療救護活動実施報告書」（様式第1号）、「医療救護班員名簿」（様式第2号）、及び「医薬品等使用報告書」（様式第3号）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故の処理）

第5条 甲は、災害時の医療救護活動により生じた事故のため第三者に損害を与えた場合は、責任をもって処理に当たるものとする。

（医療救護活動従事者の費用弁償）

第6条 協定書第10条第1号に定める医療救護活動の従事者に対する経費の額は、岡山県災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）第8条の規定を準用する。

（経費等の請求）

第7条 協定書第10条に定める経費等の請求は、甲が別に定める様式により行うものとする。

2 乙は、医療救護活動等の終了後速やかに取りまとめ、甲に請求するものとする。

（支払）

第8条 甲は、前条の規定により乙から費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは速やかに支払うものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年4月4日

- 甲 浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦
- 乙 浅口市金光町占見新田436番地2
一般社団法人浅口医師会
会 長 福嶋啓祐

10-23 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

浅口市（以下「甲」という。）と一般社団法人浅口歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浅口市地域防災計画に基づき甲が実施する歯科医療救護活動に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を、甲が避難所等に設置する医療救護所に派遣し、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第3条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び歯科医療・歯科保健活動
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 災害時における遺体の個別判別、検案等への協力
- (4) 前各号に掲げるもののほか状況に応じた必要な措置

（指揮命令）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、歯科医療救護班に対する指揮、命令等は、甲、乙双方の緊密な連携のもとに乙が行うものとする。

（医薬品等）

第5条 歯科医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行し、又は調達するものとし、乙が携行することができない場合は、甲が調達するものとする。

（医療費）

第6条 甲が設置する救護所等における傷病者に対する医療費は、無料とする。

2 後方歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に歯科医療救護班を参加させるものとする。

（費用弁償等）

第8条 甲の要請に基づき乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護活動のために乙が加入した保険の経費

(3) 歯科医療救護班が携行し、又は調達し、歯科医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める費用
(医療紛争の処理)

第9条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した歯科医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲、乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(未収金の処理)

第10条 後方歯科医療施設において、第6条第2項に係る未収金が生じたときは、又は生じるおそれがあるときは、甲は当該歯科医療施設の負担とならないような適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第11条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日から災害救助法の定めるところによる。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の成立の日から平成26年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日1月前までに、甲又は乙のいずれか一方から解除又は協定事項の変更について意思表示のないときは、期間満了の際、同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以降も同様とする。

(実施細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙双方協議の上定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年8月8日

甲 浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市

市長 栗山康彦

乙 浅口郡里庄町新庄グリーンレスト1-4
一般社団法人浅口歯科医師会
会長 原田俊三

10-24 災害時の歯科医療救護活動に係る実施細目

浅口市（以下「甲」という。）と一般社団法人浅口歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、平成25年8月8日に締結した「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第13条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（歯科医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定第2条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療活動終了後速やかに、各歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護活動実施報告書」（様式第1号）、「歯科医療救護班員名簿」（様式第2号）、及び「医薬品等使用報告書」（様式第3号）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故の処理）

第2条 甲は、災害時の歯科医療救護活動により生じた事故のため第三者に損害を与えた場合は、責任をもって処理にあたるものとする。

（歯科医療救護活動従事者の費用弁償）

第3条 協定書第8条第1号に定める歯科医療救護活動の従事者に対する経費の額は、岡山県災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）第8条の規定を準用する。

（経費等の請求）

第4条 協定書第8条に定める経費等の請求は、甲が別に定める様式により行うものとする。

2 乙は、歯科医療救護活動等の終了後速やかに取りまとめ、甲に請求するものとする。

（支払）

第5条 甲は、前条の規定により乙から費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは速やかに支払うものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年8月8日

甲 浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市

市長 栗山康彦

乙 浅口郡里庄町新庄グリーンクレスト1-4
一般社団法人浅口歯科医師会
会長 原田俊三

様式 〔略〕

10-25 非常災害時における避難施設利用に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と岡山県立鴨方高等学校（以下「乙」という。）は、台風、地震等による非常災害が発生又は発生が予想される場合において、地域住民の安全確保のための避難所としての施設使用等について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、平成25年12月19日から平成26年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲乙双方から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲が避難所として利用できる施設は、体育館、セミナーハウス及び運動場とする。ただし、前記以外の施設が必要となった場合には、甲乙協議して決定する。

2 甲は、乙の管理する施設のうち前項の施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に規定する避難所を開設する際、教育財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）を乙に提出し、許可を受けなければならない。

2 甲は、事態が緊迫し事前に申請書を提出することができないときは、前項の規定に係わらず乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲は、乙に対し事後速やかに申請書を提出し、許可を受けるものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の運営管理は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の管理運営に係る経費は、甲の負担とする。

2 甲は、避難住民が乙の施設・設備等を破損、汚損又は紛失したときは、これに係る経費等を負担しなければならない。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、原則として避難勧告発令の場合は避難勧告発令の日から同勧告が

解除される日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合はこの限りではない。

2 地震の場合は、甲乙協議して決定する期間とする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設について避難所としての利用を終了する際には、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書を2部作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年12月19日

甲 浅口市鴨方町六条院中3050番地

浅口市

浅口市長 栗山康彦

乙 浅口市鴨方町鴨方819番地

岡山県立鴨方高等学校

校長 中桐哲則

協定書に関する留意事項

1 避難所開設について

- (1) 浅口市長（以下「市長」という。）は、地域住民に避難勧告の必要があると予想されるときは、地域住民の受け入れについて岡山県立鴨方高等学校長（以下「校長」という。）に連絡し確認するものとする。

ただし、地震等により被災した地域住民が避難所へ避難してきた場合において、岡山県立鴨方高等学校（以下「学校」という。）職員が在勤のときは、学校はただちに受け入れ、浅口市（以下「市」という。）に連絡する。学校職員が不在のときは、市は職員を派遣し、地域住民を避難させるとともに学校に連絡するものとする。

- (2) 校長は前号により市から連絡があったときは、ただちに学校施設（以下「施設」という。）運営上の支障の有無、避難所に関する事項等を把握し、市長に連絡するものとする。

2 避難所の管理について

(1) 職員の派遣

ア 市は、避難勧告を発令したとき、又は地域住民の緊急避難があったときは、ただちに職員を学校に派遣するものとする。

イ 前号の職員は、避難住民に対する施設への誘導、施設及び設備の取扱いの指導、外部との連絡及び調整等を行うものとする。

(2) 施設の使用

ア 避難所施設での必要な物品は、市が準備するものとする。

イ 市は、使用施設の鍵を責任をもって保管する。

ウ 市は、施設の管理運営に支障が生じないよう避難住民を指導しなければならない。

10-26 岡山県消防防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項の規定により、岡山県（以下「県」という。）が県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の要請に応じ、県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）を用いて消防の支援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの支援を要請することができる区域は、市町村等の区域とする。

(要請対象)

第3条 要請対象とする災害、火災又は事故等（以下「災害等」という。）は、消防防災ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる災害等で、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害
- (2) 中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビナート火災、船舶・航空機・危険物・車両火災及び特殊火災
- (3) 水難、山岳遭難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を必要とする事故
- (4) 緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うために救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(支援要請)

第4条 支援の要請は、災害等が発生した市町村等の長（以下「要支援市町村長等」という。）が、消防業務の遂行のために、消防防災ヘリによる次の各号のいずれかの活動が必要と判断する場合に、岡山県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救急活動
- (4) 救助活動

(運航時間帯等)

第5条 この協定に基づく消防防災ヘリの運航時間帯は、日の出から日没までとする。

2 耐空検査等により消防防災ヘリが使用できない場合は、知事はその期間について市町村等の長に事前に連絡するものとする。

(支援要請の手続き)

第6条 支援の要請は、次に掲げる事項を明らかにした上で、岡山県消防防災航空センターに、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（別記様式1）により、電話、ファクシミリ等により行

うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な支援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職、氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場出動車両及び無線局名
- (6) 現場の気象状況
- (7) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (8) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (9) その他必要な事項

(消防防災ヘリによる支援)

第7条 知事は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに災害発生現場の気象状況等を確認の上、要支援市町村長等に対し、支援を行うことを回答するとともに、直ちに消防防災ヘリを出動させるものとする。

2 知事は、災害等の状況が第3条及び第4条に定める要件に該当するものと判断し、かつ、要請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、前条の規定による手続きを待たないで支援を行うことができるものとする。この場合、知事は、速やかに要支援市町村長等に消防防災ヘリの出勤について通知するものとする。

3 知事は、次に掲げる理由により要請に応じることができないときは、その旨を速やかに要支援市町村長等に通知するものとする。

- (1) 気象の状況により運航ができないとき。
- (2) 定期点検の期間及び整備中のとき。
- (3) 他の災害等の現場に出動中のとき。
- (4) その他知事が運航に支障があると判断したとき。

(消防防災航空隊の活動)

第8条 前条第1項又は第2項の規定により支援を行う場合において、災害現場における消防防災航空隊の活動は、市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する消防防災ヘリの運航経費は、県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県及び市町村等が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

附 則

この協定は、平成21年10月26日から効力を生ずる。

平成21年 8 月27日

岡山県

岡山県知事 石 井 正 弘

浅口市

浅口市長 田 主 智 彦

10-27 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内各市町村とは、県内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）単独では災害時の対策を十分に実施することができない場合に、被災市町村の要請に応じ、県及び他の市町村が相互に協力し、被災市町村の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の対策を実施するために必要な人員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助活動及び救援活動に必要な車両等及び資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び処理施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援の実施）

第2条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、県又は応援を求めようとする市町村へ要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要請する内容（人員の派遣要請については職種及び人数、物資、資機材等の提供要請については物資等の品名、数量等）
 - (3) 応援場所及び応援場所への経路
 - (4) 応援の期間
 - (5) その他必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けた場合には、他の市町村の被災状況、受援市町村の求める応援の内容等を勘案して、自ら応援を実施し、又は直ちに前項各号に掲げる事項を明らかにして受援市町村以外の市町村と調整した上で、応援可能な市町村に対し受援市町村に対する応援の要請を行う。
- 3 前2項の規定により応援を要請された市町村は、正当な理由がない限り、受援市町村に対する応援を拒んではならない。
- 4 県は、災害の規模若しくは発生場所又は受援市町村からの応援要請の内容に照らし、必要と認めた場合は、速やかに近隣の府県又は国に応援を求めるものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定により応援を実施する市町村は、応援の内容等について、適宜、県に情報提供する。
- 6 第1項の要請及び第2項の調整は、原則として電話等によって行うものとし、後日、速やか

に第1項各号に掲げる事項を明記した文書を提出する。

(自主応援)

第3条 県及び受援市町村以外の市町村は、通信の断絶等により受援市町村と連絡が不可能であり、かつ、災害の状況に照らして緊急に応援を実施する必要があると認められるときは、受援市町村からの要請を待たず、自主的に必要な応援を実施することができる。

2 前項の規定により応援を実施しようとする市町村は、応援の内容等について、被災市町村及び県に情報提供する。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において、前項の経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を実施した県又は市町村において、当該経費を一時繰替支弁する。

3 前条第1項の規定により自主応援を実施した場合における第1項の経費の負担方法については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

(県連絡員の派遣)

第5条 県は、気象の状況、周辺市町村の被災状況等から、災害が発生していることが懸念される市町村であって、かつ、被害状況の報告がない等防災体制の混乱が想定される市町村に対して、連絡員の派遣を行うことができる。この場合において、連絡員の派遣を受け入れる市町村は、連絡員が行う被害状況の県への報告等の業務に協力するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び市町村は、それぞれ連絡責任者を定めることとし、県内に災害が発生した場合には、各連絡責任者は、相互に連絡し、情報を共有する。

2 市町村は、前項の規定により定めた連絡責任者の氏名及び連絡先を毎年度当初に県に通知するものとし、通知を受けた県は、連絡責任者名簿を作成し、各市町村に提供する。

(協議会の設置)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて県及び市町村の防災体制の整備に資するため、県及び市町村の防災担当課長を構成員とする岡山県災害時相互応援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、この協定に基づく応援が、より実効性の高いものとなるよう、被災市町村に対する応援を実施する市町村をあらかじめ定めるブロック制やカウンターパート制の構築等、被災状況に応じてよりの確かつ迅速な応援を可能とする仕組みづくりについて、継続的に検討を行う。

3 協議会に、幹事会を置く。

4 協議会及び幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、県及び市町村が別途協議して定める。

(平常時の活動)

第8条 市町村は、平常時から、地域防災計画及び災害時の応援に資する資料を相互に提供する

ほか、他の市町村が実施する防災訓練等に積極的に参加する等、災害時の相互応援が円滑に実施されるよう相互の交流促進を図るものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県又は市町村において既に締結されている協定及び個別に締結する協定の運用を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び各市町村が協議して定める。

附 則

発効日)

1 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

(岡山県下15市災害時相互応援に関する協定の廃止)

2 県内各市が平成22年11月25日に締結した岡山県下15市災害時相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を28通作成し、岡山県知事及び各市町村長が記名及び押印をして、各自その1通を保有する。

平成26年7月4日

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太

岡山市

岡山市長 大森 雅夫

倉敷市

倉敷市長 伊東 香織

津山市

津山市長 宮地 昭範

玉野市

玉野市長 黒田 晋

笠岡市

笠岡市長 三島 紀元

井原市

井原市長 瀧本 豊文

総社市

総社市長 片岡 聡一

高梁市

高梁市長 近藤 隆則

新見市

新見市長 石垣 正夫

備前市

備前市長 吉村 武司

瀬戸内市

瀬戸内市長 武久 顕也

赤磐市

赤磐市長 友實 武則

美作市

美作市長 萩原 誠司

和気町

和気町長 大森 直徳

里庄町

里庄町長 大内 恒章

新庄村

新庄村長 笹野 寛

勝央町

勝央町長 水嶋 淳治

西粟倉村

西粟倉村長 青木 秀樹

美咲町

美咲町長 定本 一友

真庭市

真庭市長 太田 昇

浅口市

浅口市長 栗山 康彦

早島町

早島町長 中戸 哲生

矢掛町

矢掛町長 山野 通彦

鏡野町

鏡野町長 山崎 親男

奈義町

奈義町長 花房 昭夫

久米南町

久米南町長 河島 建一

吉備中央町

吉備中央町長 山本 雅則

10-28 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定 実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成26年7月4日に締結した岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(応援要請等の様式)

第2条 協定第2条第6項に規定する文書は、様式第1-1号から第2-4号までとする。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項の経費のうち、協定第1条第1号に定める人員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 受援市町村が負担する経費の額は、応援を実施した県及び市町村が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の合計額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を実施した県又は市町村の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては受援市町村が、受援市町村への往復の途中において生じたものについては応援を実施した県又は市町村が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

2 応援職員は、県名又は応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(応援に要した経費の請求)

第4条 応援を実施した県又は市町村は、協定第4条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額を、受援市町村に請求する。

- (1) 提供した備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (2) 提供した車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項の規定による請求は、知事名又は応援を実施した市町村の市町村長名による請求書に係る書類を添付して、受援市町村の長に対して行うものとする。

3 前2項の規定により難い場合の応援に要した経費の請求については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

10-29 福祉避難所の指定に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、浅口市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人岡山千鳥福祉会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における「要援護者」とは、福祉施設や医療機関に入所または入院に至らない在宅の高齢者、障害者、要支援・要介護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、災害時において、前条に規定された要援護者の存在を把握した場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホームオペラハウス鴨方
- (2) オペラハウス鴨方デイサービスセンター

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の要請に基づき、乙が受け入れを承認した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 福祉避難所として、乙が要援護者の受け入れに要した経費については、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成26年9月1日

(甲) 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

浅口市

浅口市長 栗山康彦

(乙) 岡山県岡山市南区千鳥町7番7号

社会福祉法人岡山千鳥福祉会

理事長 八田武志

10-30 福祉避難所の指定に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、浅口市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人浅口市社会福祉協議会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における「要援護者」とは、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の高齢者、障害者、要支援・要介護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、災害時において、前条に規定された要援護者の存在を把握した場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

(1) カニ丸の家デイサービスセンター

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の要請に基づき、乙が受け入れを承認した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 福祉避難所として、乙が要援護者の受け入れに要した経費については、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成26年9月1日

(甲) 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

浅口市

浅口市長 栗山康彦

(乙) 岡山県浅口市鴨方町鴨方73番地

社会福祉法人浅口市社会福祉協議会

会長 山下隆志

10-31 福祉避難所の指定に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、浅口市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人寿光会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における「要援護者」とは、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の高齢者、障害者、要支援・要介護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、災害時において、前条に規定された要援護者の存在を把握した場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

- (1) 特別養護老人ホーム寿光園
- (2) 寿光園短期入所生活介護事業所
- (3) 寿光園デイサービスセンター通所介護事業所

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の要請に基づき、乙が受け入れを承認した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 福祉避難所として、乙が要援護者の受け入れに要した経費については、災害救助法等関連

法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成26年9月1日

(甲) 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

(乙) 岡山県浅口市金光町下竹1775番地の1
社会福祉法人寿光会
理事長 中務光海

10-32 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社岡山支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等、乙の設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別に定める「避難所特設公衆電話一覧表」の様式をもって、甲乙互いに通知し、保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別に定める「情報管理責任者（変更）通知書」の様式をもって通知するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議の上、第2条及び第5条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できる

よう、別に定める「特設公衆電話の定期試験仕様書」により接続試験を実施するものとする。
(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査するものとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知、又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

(1) 正当な理由によらないで本協定の全部、若しくは一部を履行しないとき。

(2) 相手方の責に帰すべき理由により、協定を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 前2号のほか、相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(協議事項)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成26年11月21日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 岡山県岡山市北区中山下2丁目1番90号
西日本電信電話株式会社 岡山支店
岡山支店長 杉村豊誠

10-33 福祉避難所の指定に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、浅口市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人明光会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における「要援護者」とは、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の高齢者、障害者、要支援・要介護者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、災害時において、前条に規定された要援護者の存在を把握した場合は、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

(1) 障害者支援施設 あお空

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の要請に基づき、乙が受け入れを承認した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 福祉避難所として、乙が要援護者の受入れに要した経費については、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、甲が所要の実費を負担するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報保護)

第10条 甲及び乙は、業務上知り得た要援護者又はその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときには、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成27年2月20日

(甲) 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

浅口市

浅口市長 栗山康彦

(乙) 岡山県浅口市金光町佐方2130番地

社会福祉法人 明光会

理事長 武田亮宥

10-34 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と生活協同組合おかやまコープ（以下「乙」という。）とは、浅口市に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、物資を調達する必要があるときは、乙に対し物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる供給要請物資とする。

（要請の方法）

第3条 第1条の規定による要請は、応急生活物資供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第1条の規定による要請を受けたときは、要請に係る物資を調達可能な範囲で速やかに甲に供給する措置（以下「措置」という。）を講ずるとともに、措置の状況を応急生活物資措置状況報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 措置に係る物資の搬入場所は、甲が指定するものとし、引き渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難と認められる場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該集積場所に職員等を派遣し、物資の納品及び数量を確認のうえ、受領するものとする。

（費用等）

第6条 措置により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等に係る費用（以下「費用等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 費用等の額は、災害等発生直前時における小売価格等を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(費用等の支払)

第7条 乙は、前条第2項の規定による協議が整ったときは、速やかに支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、速やかに請求金額を支払うものとする。

(連絡員の派遣等)

第8条 甲及び乙は、大規模災害のために電話等による通信が困難な場合は、必要に応じて甲が設置する災害対策本部等に乙の連絡員を派遣することができる。

(担当者の設定)

第9条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者を別に定める事務担当者報告書により作成し、相互に交換するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が別表に掲げる全ての調達可能物資を扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙で記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年9月24日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 岡山県岡山市北区奉還町1丁目7番7号
生活協同組合おかやまコープ
代表理事理事長 平田昌三

〈別表〉 供給要請物資

おにぎり	トイレットペーパー
弁当	ちり紙 (ティッシュペーパー)
パン	ポリ袋
乾パン	生理用品
インスタント麺類	ラップ
米	洗剤
缶詰 (主食)	石鹼
缶詰 (副食)	マッチ
缶詰 (フルーツ)	ライター
飲料 (水)	ローソク
牛乳	乾電池 (単1・単2・単3)
皿 (紙皿)	ガムテープ
コップ	軍手
箸	
スプーン	

上記表で挙げた品目以外についても甲・乙協議し決定するものとする。

10-35 災害時における行政書士業務相談に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と岡山県行政書士会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における、行政書士業務に関する相談業務（以下「行政書士業務相談」という。）の体制確保及び実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、大規模な災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士業務相談について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（業務の実施）

第3条 甲は、大規模な災害において市民（甲の地域内に避難してきた被災者を含む。以下同じ。）のために、緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたときは、乙に行政書士業務相談を実施するよう要請するものとする。

2 乙が、諸般の事情から緊急に行政書士業務相談を行う必要が生じたと認め、かつ甲に対し行政書士業務相談を行う旨を通知したときは、これを行うことができるものとする。

（業務の範囲）

第4条 前条の規定により乙及び乙の会員が行う行政書士業務相談は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第1項第4号の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による行政書士被災者支援相談所の開設
- (2) その他甲及び乙が必要と認める業務

（相談担当者の連絡）

第5条 乙は、第3条の規定により、行政書士業務相談を行う場合には、速やかに行政書士業務相談担当者を選出し、甲へ行政書士業務相談担当者名簿を提出するものとする。ただし、緊急を要するため事前に名簿を提出する時間的余裕がないときは、省略することができるものとする。

（相談場所の確保及び広報）

第6条 甲は、行政書士業務相談を行う場所の確保及び行政書士業務相談を実施する旨の広報を行うものとする。

（報告）

第7条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者、相談内容について随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（経費）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく行政書士業務相談については、市民に対して無償で提供することを相互に確認するものとする。

2 甲は、乙に対し、本協定に基づく行政書士業務相談の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(補償)

第9条 第3条の規定に基づき、乙が実施する行政書士業務相談に従事又は協力する乙の会員が、当該行政書士業務相談に従事又は協力したことにより負傷し、又は疾病にかかり、若しくは死亡した場合における補償は、乙が負担するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協定の期間満了後又は解除後においても同様とする。

(変更及び解除)

第11条 甲及び乙は、協議により、本協定の全部又は一部を変更し、若しくは解除することができるものとする。

(協議解決)

第12条 本協定の実施に関し、必要な事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙間で協議を行い決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定書締結日から平成28年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方から改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定成立を証するため本書を2通作成し、甲乙双方が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年11月6日

甲 浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 岡山市北区表町三丁目22番22号
岡山県行政書士会
会長 藤井薫

10-36 非常災害時における備蓄品使用に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と岡山県立鴨方高等学校（以下「乙」という。）と岡山県立鴨方高等学校PTA（以下「丙」という。）は、甲と乙が平成25年12月19日に締結した非常災害時における避難施設利用に関する協定に基づき、乙の管理する施設の一部を避難所として開設した場合の食料、水及び医薬品等（以下「備蓄品」という。）の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、非常災害時に乙の管理する施設に避難してきた地域住民が、乙及び丙が備蓄している備蓄品を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定書の有効期間は、平成29年1月23日から平成29年3月31日までとし、有効期間満了日1か月前までに甲、乙又は丙から解除の申し入れがない場合には、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（備蓄品の使用）

第3条 甲は、夜間、休日等乙の職員、生徒が不在の際に乙の管理する施設の一部を避難所として利用する地域住民に対し、甲の救援物資が届くまでの間、乙及び丙の備蓄品を使用することができる。

（使用の要請）

第4条 甲は、前条に規定する備蓄品を使用する際は、乙に対し文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から備蓄品使用の要請を受けた場合は、速やかに丙に対し文書等により通知するとともに、甲に対して措置事項を連絡するものとする。

（備蓄品の補充）

第5条 甲は、第3条により使用した備蓄品は、後日補充するものとする。

2 補充にあたって甲は、最大限努力し早急に行うものとする。なお、補充方法について甲乙丙協議して行うものとする。

（協議）

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 1月23日

甲 浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 浅口市鴨方町鴨方819番地
岡山県立鴨方高等学校
校長 妹尾和弘

丙 浅口市鴨方町鴨方819番地
岡山県立鴨方高等学校PTA
会長 立石理絵

10-37 笠岡市浅口市、里庄町及び岡山県西南水道企業団の相互間における非常用給水袋等備蓄品及び資機材等の貸出協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水等による災害、水道施設漏水事故、水質事故等（以下「災害等」という。）において、速やかな応急給水及び応急復旧に資するために、笠岡市、浅口市及び里庄町（以下「構成市町」という。）並びに岡山県西南水道企業団（以下「企業団」という。）相互間で行う非常用給水袋等備蓄品及び資機材等の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(相互貸出体制)

第2条 構成市町及び企業団に災害等が発生した場合は、相互間で非常用給水袋等備蓄品及び資機材等の貸出しができるものとする。

(貸出要請の方法)

第3条 貸出要請の手順は、貸出を要請しようとする事業者（以下「要請事業者」という。）が、次の各号の事項を明らかにして、口頭、電話等又はメール、ファックス等により貸出要請を受ける事業者（以下「貸出事業者」という。）へ行うものとする。

- (1) 災害等の場所及び状況
- (2) 必要とする非常用給水袋等備蓄品及び資機材等、物資の品目並びに数量
- (3) 貸出の期間
- (4) 貸出及び受取の場所
- (5) その他必要な事項

2 要請事業者は、貸出事業者に対し、速やかに前項の事項を記載した貸出申込文書を送付するものとする。

(費用負担)

第4条 貸出しに要した経費のうち、非常用給水袋などの消耗品の経費は、要請事業者の負担とする。

2 要請事業者は、貸出を受けた物資のうち消耗品については、同等品を購入し速やかに返却するものとする。ただし、要請事業者と貸出事業者とで同意した場合は、別の負担方法を行うことができる。

3 その他の経費及び大規模な水道施設事故の応援に要した経費は、公益社団法人日本水道協会岡山県支部（以下「県支部」という。）の相互応援対策要綱の規定を準用する。

(非常用給水袋等備蓄品の情報交換)

第5条 構成市町及び企業団は、次の各号に定める表の記載事項に異動があったときは、遅滞なく岡山県西南水道企業団構成市町部課長会議に報告するものとする。ただし、県支部における災害時備蓄調査をもって替えることができる。

- (1) 災害時連絡表
- (2) 防災関係物資等の備蓄状況調査表

(補則)

第6条 この協定に変更の必要が生じたとき、又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、協定を締結した四者で協議して定める。

この協定の締結の証として、本書4通を作成し、各事業体記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年2月23日

笠岡市

笠岡市水道事業管理者

笠岡市長 小林 嘉 文

浅口市

浅口市水道事業

浅口市長 栗 山 康 彦

里庄町

里庄町水道事業管理者

里庄町長 大 内 恒 章

岡山県西南水道企業団

企業長 小林 嘉 文

10-38 災害時における応急対策活動に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と岡山県エルピーガス協会 玉島支部（以下「乙」という。）とは、災害時における、応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が浅口市において発生した場合に、甲が乙による協力を得て被災者等に対して、LPガス及びガス機材（以下「LPガス等」という。）を供給し応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときには、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項について書面をもって要請するものとする。ただし、書面による時間的余裕がない場合はこの限りではない。

2 乙は、前項の要請があったときには、甲に協力するものとする。

（応急対策活動経費）

第3条 乙が応急対策活動に要するLPガス等の経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲及び乙が協議して定め るものとする。

3 乙は、前項の定めによる応急対策活動経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

（連絡体制の確立）

第4条 甲、乙は、あらかじめ連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、相互に連絡を行うものとする。

2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（情報交換等）

第5条 甲、乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

（訓練等への参加）

第6条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙の会員の参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

（効力）

第7条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙が記名及び押印をして、各自その1通を保有するものとする。

平成29年8月28日

甲 浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅 口 市
市 長 栗 山 康 彦

乙 倉敷市玉島中央二丁目3番12号
岡山県エルピーガス協会 玉島支部
支 部 長 狩 野 良 弘

10-39 災害発生時における浅口市と郵便局の協力に関する協定

岡山県浅口市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社浅口市内郵便局及び笠岡郵便局（以下「乙」という。）は、浅口市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、浅口市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート「避難先届」又は転居届の配布・回収を含む。）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 浅口市企画財政部長

乙 日本郵便株式会社 鴨方郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙いずれからも解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年9月26日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

浅口市

浅口市長 栗山康彦

乙 岡山県浅口市鴨方町六条院中3283番地

浅口市内郵便局及び笠岡郵便局

代表 日本郵便株式会社 鴨方郵便局長 川崎良二

10-40 災害時における法律相談業務に関する協定書

浅口市（以下「市」という。）と岡山弁護士会（以下「弁護士会」という。）は、市において、将来、地震等による大災害、その他これに準ずる災害が発生した際（以下「災害時」という。）の被災者等を対象とした法律相談の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と弁護士会が相互に協力し、浅口市内での災害時に、市が行う被災者支援における弁護士の法律相談業務及び弁護士会が行う災害ADR等に関し、について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に定めるもの及び大規模な事故等をいう。

2 この協定において、「災害ADR」とは、災害に起因した紛争に係る裁判外紛争解決手続きをいう。

（弁護士の派遣要請）

第3条 市が弁護士会に対して、災害時に、被災者に対する無料法律相談会（以下「相談会」という。）の実施を要請したときは、弁護士会は速やかにこれを応諾し、市が指定する避難所などの相談場所に弁護士会所属の弁護士を派遣するものとする。

2 諸般の事情から弁護士会において緊急に相談会を行う必要が生じたと認め、弁護士会から市に対しその旨の告知があったときも前項と同様とする。

3 弁護士会は、市からの要請を受諾した場合は、市に対し受諾した旨の連絡を行う。

（相談の終了）

第4条 相談会は、次の各号に掲げる事項が生じたとき、終了する。

（1） 市が、相談会の終了を告げたとき。

（2） 弁護士会が、相談会の続行が困難と判断したとき。

（役割）

第5条 市は、相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行うことに努める。

2 弁護士会は、相談会の開催にあたり、速やかに弁護士会の所属会員である弁護士（以下「弁護士会の会員」という。）から法律相談業務に従事する弁護士を選定し派遣するものとする。ただし、弁護士会は、弁護士会の会員のみでは対応することが困難なときは、日本弁護士連合会及び中国地方弁護士会連合会に支援を要請するものとする。

3 弁護士会は、あらかじめ相談会の法律相談業務に従事する弁護士会の会員に、災害に関する法律相談を行うのに必要な知識を習得するための研修を適宜実施するように努める。

4 市は、弁護士会に対し、必要に応じ、市が行う職員研修や市民向けの災害に関する研修等に講師として弁護士会の会員を派遣するよう要請することができる。なお、研修等の講師料の負

担については、要請の都度、市及び弁護士会が協議して決定するものとする。

(相互協力)

第6条 市と弁護士会は、相談会を円満に行うため、今後、相談会に派遣する弁護士の名簿作成及び相談会の広報等について協力する。

(連絡調整)

第7条 市と弁護士会の相談に関する連絡調整は、市は第14条に基づき定められた実施細目に規定する者が、弁護士会は環境保全・災害対策委員会委員長が行う。

(相談料)

第8条 相談会の相談料は無料とする。

(弁護士の謝礼)

第9条 弁護士会は、市に対し、相談会における報酬及び経費は請求しないものとする。ただし、弁護士会は、相談会に関し、国、岡山県、日本司法支援センター及び日本弁護士連合会などから委託金や援助金などを受け取ることができる。

(報告)

第10条 弁護士会は、相談の結果、市及び関係諸機関による措置が必要と考えた場合には、速やかに市に通知するよう努める。

(災害ADRの実施)

第11条 弁護士会が、災害ADRを行う場合において、当事者が市内に居住またはきんむするなどしないで期日を開催することが相当であると認める場合、市に協力を要請することができる。

(災害ADRの開催芭蕉の確保及び広報への協力)

第12条 市は、前条の要請を受けた場合、公共施設の使用等、災害ADRの開催芭蕉の確保に協力するものとする。

2 市は、弁護士会が行う最大ADRの広報（災害ADRのポスターの掲示、リーフレット・チラシの配布等）に協力するものとする。

(連絡調整)

第13条 市と弁護士会の災害ADRに関する連絡調整は、市は次条にに基づき定められた実施細目に規定する者が、弁護士会は仲裁センター運営委員会委員長が行う。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な細目は、市及び弁護士会が協議して実施細目として定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、市弁護士会協議の上決定するものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の期間は、令和4年12月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、市又は弁護士会から書面による解約の申出がないとき

は、更に2年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(既存の協定の効力)

第17条 市及び弁護士会で既に締結済みの平成29年11月24日付け「災害時における法律相談業務に関する協定書」は、この協定締結と同時に効力を失う。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し市弁護士会記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年11月1日

市 住 所 浅口市鴨方町六条院中3050番地
名 称 浅口市
代表者氏名 浅口市長 栗山 康彦

弁護士会 住 所 岡山市北区南方1丁目8番29号
名 称 岡山弁護士会
代表者氏名 会 長 近藤 剛

10-40 災害時における法律相談業務に関する協定実施細目

浅口市（以下「市」という。）と岡山弁護士会（以下「弁護士会」という。）とは、令和4年12月1日に市及び弁護士会間で締結した「災害時における法律相談業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（通知）

第1条 市は、浅口市内に災害が発生し、弁護士による市民の相談が必要となることが予想される場合には、あらかじめ弁護士会に通知するものとする。

（派遣要請手続）

第2条 協定書第3条に規定する要請は、派遣要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、派遣要請書をもって要請するいとまがないときは電話等で要請し、その後速やかに派遣要請書を提出するものとする。

2 弁護士会は、協定書第3条に規定する要請を受け、相談準備が整ったときは、相談態勢連絡書（様式第2号）により、相談の担当者、場所、期間、責任者等必要な事項を市へ連絡するものとする。

3 協定書第7条及び第13条に規定する相談に関する連絡調整担当者の連絡先は次のとおりとする。なお、連絡先の変更があった場合は速やかに相互に通報を行うこと。

区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
浅口市	企画財政部地域創造課長	(TEL) 0865-44-9034 (FAX) 0865-44-5771
岡山弁護士会	環境保全・災害対策委員会委員長（相談） 仲裁センター運営委員会委員長（災害ADR）	(TEL) 086-223-4401 (FAX) 086-223-6566

（報告）

第3条 弁護士会は、実施した相談会の件数、相談弁護士名について、実施報告書（様式第3号）において速やかに市に報告するものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（個人情報の保護）

第4条 市及び弁護士会は、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協定の期間満了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第5条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目について疑義が生じたときは、市及び弁護士会が協議の上決定するものとする。

この実施細目の締結を証するため、実施細目2通を作成し、市弁護士会双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月1日

市 住 所 浅口市鴨方町六条院中3050番地
名 称 浅口市
代表者氏名 浅口市長 栗山康彦

弁護士会 住 所 岡山市北区南方1丁目8番29号
名 称 岡山弁護士会
代表者氏名 会 長 近藤 剛

様式 [略]

10-41 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、浅口市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、浅口市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を

保有する。

平成30年3月1日

- 甲) 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山 康彦
- 乙) 岡山県岡山市北区下中野323-111
株式会社ゼンリン 岡山営業所
所長 野中 敏秀

10-42 大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と公益社団法人岡山県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時の避難所における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、大規模な災害の発生により浅口市内に避難所が設置された場合において、甲の申請に基づき、乙が設置された避難所に人的支援を行う乙の会員（以下「支援者」という。）を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、避難所に避難し、骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷等の軟部組織の損傷を負った者をいう。

（支援要請）

第3条 甲は、大規模な災害時において、避難所生活が長期に渡ると予見され、前条対象者の存在を多数把握した場合、乙に対して、甲が指定する避難所での支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書または口頭（電話連絡含む）で行うものとする。

3 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（支援内容）

第4条 この協定における支援内容は以下のとおりとする。

- ・ 避難所での対象者に対する応急処置、柔道整復術（整骨等）の施し
- ・ 対象者の入院・通院など医療の必要性の判断
- ・ 避難所生活における柔道整復施術的アドバイス等

（支援期間等）

第5条 支援の期間は、避難所開設時から、該当避難所等が解散するまでの間で、甲乙が協議し決定する。

（経費及び補償）

第6条 乙の施術費用については無料とする。包帯、薬剤等の乙がやむを得ず要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 甲は乙が避難所等に派遣した支援者が、その派遣に起因する傷病等を発症した場合は、これを補償し、補償内容については甲乙協議する。

（避難所への派遣可能人数）

第7条 派遣可能人数については、災害の状況を鑑み、その都度、甲乙協議するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙並びに支援者は、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。この協定満了後又は、解除後においても同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない場合には、さらに、1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年8月27日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050
浅口市
浅口市長 栗山 康彦

乙 岡山県岡山市北区天神町8-28
公益社団法人 岡山県柔道整復師会
会長 富岡 周三

10-42の2 岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内の各市町村及び消防事務を処理する一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、県内に災害が発生し、消防対応が被災した市町村等単独では困難な場合に、広域的な消防応援（以下「広域応援」という。）を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内で発生した災害に対して、県と市町村等が協力して広域応援を行うことにより、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

（対象区域）

第2条 この協定に基づく広域応援を実施する区域は、県全域とする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条の災害のうち、その規模又は特殊性に鑑み、大規模災害又は特殊災害等広域応援を必要とするものをいう。ただし、平成20年3月31日に市町村等が締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）の対象となるものを除く。

（広域応援計画）

第4条 県と市町村等は、協議の上、広域応援に係る体制及び方法等必要な事項について定める計画（以下「広域応援計画」という。）を決定するものとする。

（広域応援要請及び決定）

第5条 被災した市町村等は、この協定に基づく広域応援要請を県に対して行うものとする。

- 2 県は、前項の規定による要請を受けた場合は、広域応援計画に基づき、広域応援を決定するものとする。
- 3 県は、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、第一項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、広域応援を決定することができる。
- 4 市町村等は、前二項の規定による決定があった場合は、可能な限り広域応援に協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく広域応援に要する経費は、原則として相互応援協定の例により負担するものとする。

（その他）

第7条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県と市町村等の協議により決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を32通作成し、県及び市町村等が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

平成31年3月20日

岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太

岡山市
岡山市長 大森 雅夫

倉敷市
倉敷市長 伊東 香織

津山市
津山市長 谷口 圭三

玉野市
玉野市長 黒田 晋

笠岡市
笠岡市長 小林 嘉文

井原市
井原市長 大舌 勲

総社市
総社市長 片岡 聡一

高梁市
高梁市長 近藤 隆則

新見市
新見市長 池田 一二三

備前市
備前市長 田原 隆雄

瀬戸内市
瀬戸内市長 武久 顕也

赤磐市
赤磐市長 友實 武則

真庭市
真庭市長 太田 昇

美作市
美作市長 萩原 誠司

浅口市
浅口市長 栗山 康彦

和気町
和気町長 草加 信義

早島町
早島町長 中川 真寿男

里庄町
里庄町長 加藤 泰久

矢掛町
矢掛町長 山野 通彦

新庄村
新庄村長 小倉 博敏

鏡野町
鏡野町長 山崎 親男

勝央町
勝央町長 水嶋 淳治

奈義町
奈義町長 奥 正親

西粟倉村
西粟倉村長 青木 秀樹

久米南町
久米南町長 片山 篤

美咲町
美咲町長 青野 高陽

吉備中央町
吉備中央町長 山本 雅則

津山圏域消防組合
管理者 津山市長 谷口 圭三

笠岡地区消防組合
管理者 笠岡市長 小林 嘉文

井原地区消防組合
管理者 井原市長 大舌 勲

東備消防組合
管理者 備前市長 田原 隆雄

10-42の3 岡山県内消防広域応援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、平成31年3月20日に岡山県（以下「県」という。）と県内の各市町村及び消防事務を処理する一部事務組合（以下「市町村等」という。）で締結した「岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定」（以下「広域応援協定」という。）第4条に規定する消防の広域応援計画であり、県内で大規模災害又は特殊災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合の県が実施する対応、広域的な消防応援等について必要な事項を定め、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画において使用する用語の定義は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号）において使用する用語の例によるほか、別紙1のとおりとする。

(適用基準)

第3 本計画の適用基準は次のとおりとする。

- (1) 大規模災害等が発生し、被災地の消防力によっては防ぎよが困難な非常事態であると被災市町村の長が判断した場合
- (2) 災害の状況及び被災地の消防力を考慮して、被災地市町村からの要請を待ついとまがなく、応援等が必要な非常事態であると知事が判断した場合

(相互応援協定との関係)

第4 本計画は、平成20年3月31日に市町村等が締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）の効力を妨げるものではなく、被災市町村の長は、災害の規模、種別及び消防力等を勘案の上、広域応援要請又は相互応援協定に基づく応援要請のうち、適切と考えられる方を選択するものとする。ただし、第3（2）の規定により、非常事態であると知事が判断した場合を除く。

(各消防本部が保有する消防車両等の情報提供)

第5 広域応援隊の迅速な出動を確保するために、県は、毎年度はじめに各消防本部に対し、保有する消防車両、災害種別による特殊車両等について報告を求め、各消防本部に情報提供するものとする。

第2章 応援体制

(県消防広域応援活動調整本部の設置)

第6 知事は、被災市町村での広域応援隊の迅速かつ的確な活動に資するため、広域応援隊の出動が決定した場合又は災害の状況から広域応援が想定される場合は、県消防広域応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。

- 2 調整本部は、県庁舎東棟2階防災・危機管理センターに設置するものとし、県庁舎が被災等により使用できないときは、岡山県立図書館内に設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長は、県消防保安課長をもって充てる。
- 4 調整本部の副本部長は、県消防保安課消防班長及び代表消防機関職員をもって充てる。
- 5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集できない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 県消防保安課の職員
- (2) 代表消防機関の職員
- (3) 被災地消防本部の職員

6 調整本部は、県災害対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被災状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、広域応援隊の活動の調整に関すること。
- (3) 広域応援隊の編成及び出動の要請に関すること。
- (4) 広域応援隊の部隊移動に関すること。
- (5) 広域応援隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等の関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 県災害対策本部に設置された航空運用調整グループとの連絡調整に関すること。
- (8) 県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

7 調整本部は、本計画の対象となった災害について、県内の消防力では十分に対応できないと判断される場合は、直ちに知事に報告するものとする。知事は、消防庁長官に緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

8 本計画の対象となった災害により、本県に緊急消防援助隊が出動した場合、調整本部は消防組織法第44条の2の規定に基づく消防応援活動調整本部に移行するものとする。

なお、広域応援隊の活動は継続するものとする。

(指揮本部の設置)

第7 被災地消防本部は、管内において大規模災害等が発生した場合、広域応援隊等を円滑に運用し、災害防ぎょ、人命救助等の消防活動を円滑に実施するため、原則として、被災市町村の災害対策本部と緊密な連携がとれる場所に指揮本部を設置するものとする。

(代表消防機関)

第8 県内の消防機関を代表して、各消防本部及び県との連絡調整等を行う代表消防機関を定める。

(1) 代表消防機関

代表消防機関は岡山市消防局とする。

ただし、被災のため岡山市消防局が任務を遂行することが困難な場合は、次の順位により代表消防機関代行とする。

第1順位：倉敷市消防局

第2順位：津山圏域消防組合消防本部

(2) 代表消防機関の任務

代表消防機関の任務は次のとおりとする。

- ア 調整本部への職員派遣
- イ 出動可能隊数のとりまとめ
- ウ 広域応援隊の派遣先・派遣隊数の調整
- エ 広域応援隊の全体的な指揮・調整
- オ ブロック幹事消防機関との連絡調整
- カ 消防防災航空隊との連絡調整
- キ その他、必要な事項

(地域ブロック)

第9 広域応援隊の迅速な出動及び効果的な消防応援の確保を図るため、各消防本部を別紙2のとおりブロック分けする。

2 各ブロックにはブロック幹事消防機関を置き、ブロック内の消防本部、代表消防機関及び県との連絡調整等を行うものとする。

(ブロック幹事消防機関)

第10 ブロック幹事消防機関

(1) ブロック幹事消防機関

各ブロックの幹事消防機関は次のとおりとする。ただし、自らが被災した等により任務を遂行することが困難な場合は、ブロック幹事消防機関の代行を調整本部が別に指定するものとする。

備前ブロック：岡山市消防局

備中ブロック：倉敷市消防局

美作ブロック：津山圏域消防組合消防本部

(2) ブロック幹事消防機関の任務

ブロック幹事消防機関の任務は次のとおりとする。

- ア ブロック内の広域応援隊の指揮・調整
- イ 調整本部との連絡調整
- ウ 代表消防機関との連絡調整
- エ ブロック内の消防本部に対する連絡調整
- オ その他、必要な事項

(各消防本部)

第11 各消防本部は、広域応援隊として消防隊等を出動させる。

第3章 広域応援隊の出動体制等

(広域応援隊の編成)

第12 広域応援隊の編成は、代表消防機関が行う各消防本部への出動可能隊数の調査結果等に基づき、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊を調整本部が決定する。広域応援隊は、原則としてブロックごとに編成するものとする。

なお、航空隊は、岡山県消防防災航空隊と岡山市消防航空隊で編成するものとする。

- 2 広域応援隊を指揮する隊長（以下「県隊長」という。）は、原則として代表消防機関の職員をもって充てる。
- 3 ブロックごとに、指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊及び水上小隊のうち、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊をもって編成するものとする。

なお、災害の状況によっては、県隊長の指示により任務別に各中隊を編成して活動するものとし、広域応援隊の各中隊長は、県隊長が指定するものとする。

- 4 ブロックで編成する広域応援隊の名称は、各ブロックの名称を付け「〇〇ブロック広域応援隊（以下「ブロック広域応援隊」という。）とする。
- 5 ブロック広域応援隊を指揮する隊長（以下「ブロック隊長」という。）は、原則としてブロック幹事消防機関の職員をもって充てる。

なお、ブロック隊長は、当該消防本部の実動隊の隊長を兼ねることができる。

- 6 各消防本部は、事前に広域応援隊として出動する部隊を指定しておくものとする。
- 7 各ブロック幹事消防機関の長は、ブロック内消防本部の長と協議しブロック広域応援隊の出動時の集合場所等、必要な事項を事前に定めるものとする。
- 8 各消防本部は、消防活動が長期に及ぶことを想定し、出動隊に対する食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立に努める。
- 9 県は、ブロック幹事消防機関等と連絡をとり、人員輸送・食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立のため調整を行う。

(迅速な出動体制及び任務)

第13 出動体制及び任務は、下記のとおりとする。

(1) 災害即応部隊

ア 災害即応部隊は、下記【表1】に基づき調整本部が編成、知事の求め又は指示により迅速に出動し、被害情報の収集、被災地消防本部の指揮支援及び災害初期活動を行う。

【表1】

被災地区	情報収集航空隊		広域応援指揮支援隊			陸上先遣隊		
	第1順位	第2順位	第1順位	第2順位	第3順位	第1順位	第2順位	第3順位
岡山市	岡山市	県	倉敷市	津山圏域	—	倉敷市	津山圏域	—
倉敷市	県	岡山市	岡山市	津山圏域	—	岡山市	津山圏域	—
津山圏域	県	岡山市	岡山市	倉敷市	—	岡山市	倉敷市	—
備前ブロック	県	岡山市	岡山市	倉敷市	津山圏域	岡山市	倉敷市	津山圏域
備中ブロック	県	岡山市	倉敷市	岡山市	津山圏域	倉敷市	岡山市	津山圏域
美作ブロック	県	岡山市	津山圏域	岡山市	倉敷市	津山圏域	岡山市	倉敷市

※広域応援指揮支援隊は指揮隊、陸上先遣隊は指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊各1隊を基本的な編成とする。

イ 災害即応部隊の任務

(ア) 情報収集航空隊

航空機で被災市町村の被害状況等を収集し、調整本部に連絡する。

(イ) 広域応援指揮支援隊

指揮車で被災市町村の指揮本部に出動し、被害情報等を収集するとともに、主に広域応援隊の運用について指揮支援活動を行う。

(ウ) 陸上先遣隊

被災市町村に赴いて被害情報の収集及び消防活動を実施する。陸上先遣隊の隊長は、県隊長が被災地に到着するまでの間、県隊長代行としてブロック広域応援隊を指揮し消防活動を行う。

陸上先遣隊を構成する小隊は、県隊長到着後は広域応援隊に帰属し、県隊長の指揮の下、広域応援隊を構成する小隊として活動するものとする。

(2) 広域応援隊

広域応援隊は、知事の求め又は指示に応じ、調整本部が指定する被災地の活動拠点にブロックごとに出動し、県隊長の指揮の下、消防活動を実施する。

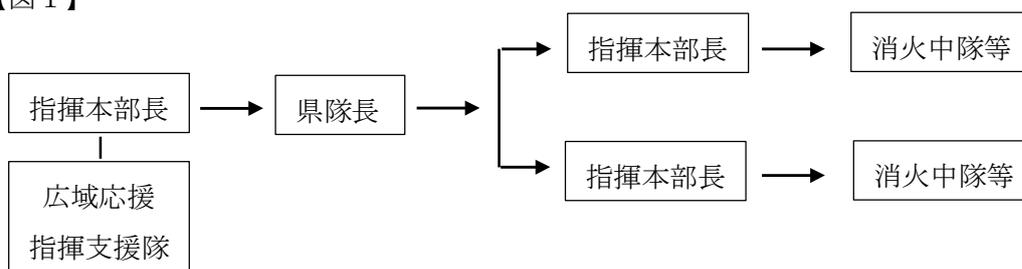
なお、県隊長到着前は、陸上先遣隊指揮者の指揮の下に活動する。

(指揮体制)

第14 広域応援隊は、指揮本部の長（以下「指揮本部長」という。）の指揮の下に行動するものとする。

2 指揮体制は、図1のとおりとする。

【図1】



第4章 広域応援要請

(広域応援要請)

第15 この計画の対象となる災害に係る広域応援協定第5条第1項の規定に基づく広域応援要請は次項のとおりとし、連絡系統は別紙3のとおりとする。

2 被災市町村の長は、被災市町村の消防長と協議の上、広域応援が必要と判断した場合は、県に対して、広域応援要請を直ちに電話により行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第、電話により連絡するものとする。また、詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。(様式1)

- (1) 災害の概況
- (2) 出動が必要な区域や活動内容
- (3) その他広域応援隊の活動のために必要な事項

第5章 広域応援の決定

(広域応援の決定)

第16 知事は、第15第2項の要請を受けたとき又は災害の状況から被災市町村の長からの広域応援要請を待ついとまがないと判断できるときは、代表消防機関と協議し、広域応援を行うことを決定する。この場合、各市町村の長に応援を求めるものとし、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて応援市町村等に連絡するものとする。(様式3-1)

(非常事態における知事の指示)

第17 知事は、消防組織法第43条の規定に基づき、各市町村等の長に応援を指示する場合は、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて応援市町村等に連絡するものとする。(様式3-1)

(被災市町村への連絡)

第18 知事は、応援市町村等に広域応援の求め又は指示をした場合は、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて被災市町村に連絡するものとする。(様式3-2)

(出動隊数の報告)

第19 応援消防本部は、広域応援隊が出動した場合は、出動隊数をブロック幹事消防機関及び代表消防機関を通じて知事に報告するものとする。(様式2)

2 知事は、出動隊数の報告を受けた場合は、代表消防機関及びブロック幹事消防機関を通じて被災市町村の長に対して通知するものとする。(様式3-3)

(調整本部の対応)

第20 調整本部は、次のとおり対応するものとする。

(1) 災害即応部隊の出動

調整本部は、災害即応部隊を出動させる消防本部に対し、電話による要請の後、ファクシミリにより出動を要請する。

なお、被災市町村による災害の規模及び状況等の把握が困難で、広域応援要請の判断に時間を要する場合には、当該部隊の出動準備を依頼できるものとする。

(2) 広域応援隊の出動

調整本部は、被災市町村からの情報や災害即応部隊の被害状況の把握の結果、広域応援隊の出動が必要と認めた場合は、ブロック幹事消防機関を通じて各消防本部に対し、ファクシミリにより広域応援隊の出動を要請する。

(3) 応援先の調整及び決定

調整本部は、広域応援隊の応援先を決定する。

なお、災害の規模により、全てのブロックが応援出動する必要がない場合は、被害状況、派遣期間等を総合的に判断し、出動ブロックを決定するものとする。

(4) 進出拠点

調整本部は、進出拠点を被災地消防本部と協議の上決定し、各ブロック幹事消防機関に連絡する。

(5) 活動拠点

調整本部は、活動拠点を被災地消防本部と協議の上決定し、各ブロック幹事消防機関に連絡する。

なお、この際は、警察、自衛隊、DMAT等の活動拠点を県災害対策本部に確認し、調整する。

(6) 被災地消防本部の受入体制の調整

調整本部は、被災地消防本部から広域応援隊の受入体制支援の要請を受けた場合、又は被災地消防本部では受入体制が整わないと判断される場合は、県内の被害状況を勘案し、受入体制を支援する消防本部について、ブロック幹事消防機関と調整する。

(7) 情報収集及び連絡

調整本部は、被害状況、活動状況、その他必要な事項について情報を収集し、適宜、被災地消防本部及びブロック幹事消防機関に連絡する。

(8) 資機材の貸出し

調整本部は、県保有の資機材の貸出しについて、必要に応じて県災害対策本部と協議を行

う。

(9) ブロック幹事消防機関への調整依頼

調整本部は、応援活動に関わる各種業務について、必要に応じ、ブロック幹事消防機関にその調整を依頼することができる。

(被災地消防本部の対応)

第21 被災地消防本部は、指揮本部を設置し、円滑な指揮体制の確立に努める。

(1) 進出拠点

広域応援隊の進出拠点を、調整本部と調整する。

(2) 活動拠点

ア 広域応援隊の活動拠点を、調整本部と調整する。

イ 広域応援隊の誘導等を行うため、連絡員を活動拠点に派遣する。

(3) 広域応援隊への指示内容等

指揮本部長は、到着した県隊長等に次の内容の連絡、指示及び確認を行う。

ア 災害の状況

イ 現在の活動状況

ウ 他ブロックの広域応援隊の状況

エ 広域応援隊の任務及び担当区域

オ 指揮体制

カ 活動場所に至る道路の状況

キ 連絡窓口

ク その他、活動上必要な事項

(4) 受入体制が整わない場合の対応

広域応援隊の受入体制が整わないと判断する場合は、その任務に係る調整を調整本部に求めることができる。

(5) 職員派遣

広域応援隊の要請を行った場合は、原則調整本部へ職員を派遣する。この場合において、派遣される職員は消防組織法第44条の2第5項第3号に規定する「災害発生市町村の長の指名する職員」として、次の役割を担うものとする。

ア 被災地消防本部と調整本部との連絡体制の構築

イ 広域応援隊の進入ルートを選定等に係る情報提供

(ブロック幹事消防機関の対応)

第22 ブロック幹事消防機関の長は、ブロック内の広域応援隊の集結場所及び集結時刻を指定し、応援可能な消防本部に通知する。

(1) 被災地への出動

ブロック隊長は、広域応援隊の集結場所において、隊員、車両、資機材、無線機、個人装備及び部隊装備の確認並びに点検を行うとともに、要請内容及び活動拠点を全員に周知させた上、ブロック広域応援隊を出動させる。

(2) 出動報告

ブロック幹事消防機関は、ブロック広域応援隊が集結場所から被災地へ出動したときは、次の事項を調整本部に連絡する。

ア ブロック広域応援隊の出動時刻

イ ブロック隊長の階級及び氏名

ウ ブロック広域応援隊の人員、車両及び資機材

エ ブロック広域応援隊の現場到着予定時刻及び移動経路

オ 進出拠点、活動拠点の確認

カ その他、必要な事項

(3) 被災地到着時の報告

ブロック隊長は、指揮本部長に到着の報告を行い、必要な指示を受ける。

(応援消防本部の応援の中止)

第23 応援出動中の部隊に事故が発生した場合等、広域応援隊の派遣を中止しなければならない特別な事態が生じたときは、応援消防本部は、ブロック隊長を通じ県隊長に状況を説明の上、応援を中止することができる。この場合、県隊長は、応援の中止の旨をブロック幹事消防機関及び調整本部に報告する。

(部隊移動の求め)

第24 知事は、部隊移動が必要と判断される場合、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊の移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項に基づく意見を求められた場合は、被災市町村の長の意見を把握するよう努めるとともに、広域応援の状況等を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、代表消防機関を通じて、広域応援隊に部隊移動の求めを行うものとする。(様式5-1)

4 知事は、部隊移動の求めをした場合は、代表消防機関を通じて被災市町村の長に連絡するものとする。(様式5-2)

第6章 活動終了

(広域応援隊の活動の終了)

第25 被災市町村の長は、広域応援隊の活動状況等を総合的に勘案し、広域応援隊の活動終了を判断するものとし、直ちに知事へその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、関係機関と調整の上、広域応援隊の引揚げを決定する。この場合において知事は、代表消防機関を通じて被災市町村の長に連絡するものとする。代表消防機関は、広域応援指揮支援隊長及びブロック幹事消防機関を通じて各消防本部に連絡するものとする。(様式4)

第7章 その他

(活動報告)

第26 応援消防本部は、広域応援隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、被災市町村に対して速やかに活動報告を行うものとする。（様式6-1，6-2）

(疑義)

第27 この計画の実施について疑義を生じたときは、その都度県及び当事者間で協議し、決定するものとする。

(各市町村等の計画の策定)

第28 各市町村等は、この計画に基づき、県内消防広域応援について必要な事項を定めるものとする。

(連携強化)

第29 県及び代表消防機関は、平素から各消防本部との情報交換や訓練の実施等を通じて連携を密にし、迅速な出動体制の維持確保に努めるものとする。

(岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づく支援要請)

第30 第15の広域応援要請が行われた場合は、被災市町村の長から知事に対して、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定第4条に基づく支援要請が行われたものとする。

附 則

この計画は、平成31年3月20日から施行する。

10-43 災害に係る情報発信等に関する協定

浅口市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、浅口市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、浅口市が浅口市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ浅口市の行政機能の低下を軽減させるため、浅口市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、浅口市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、浅口市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、浅口市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 浅口市が、浅口市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 浅口市が、浅口市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 浅口市が、災害発生時の浅口市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 浅口市が、浅口市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 浅口市が、浅口市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 浅口市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、浅口市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく浅口市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、浅口市から提供を受ける情報について、浅口市が特段の留保を付さない限り、本

協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、浅口市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、浅口市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、浅口市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年9月2日

浅口市：岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地
浅口市長 栗山 康彦

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

10-44 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定

令和2年4月23日付けで締結した「浅口市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」について、浅口市（以下「甲」という。）と社会福祉法人浅口市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、当該協定書次のとおり全部改正する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浅口市地域防災計画に基づき運営するセンターに関し必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置等）

第2条 甲は、浅口市災害対策本部を設置し、災害発生時の被災地域において、ボランティア活動による円滑な救援活動を実施する必要があると認められるときは、乙にセンターの設置を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。

3 前項の規定により設置したセンターの閉鎖は、災害の復旧状態を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 乙は、センターを浅口市社会福祉協議会本所（以下「社協本所」という。）内に設置する。ただし、社協本所に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、別の場所にセンターを設置できるものとする。

（センターの運営）

第4条 センターの運営は、乙が主体となるものとする。甲及び乙は、センターの運営の円滑化のため、必要に応じて、岡山県社会福祉協議会をはじめとして、地域の関係機関・団体等のほか、ボランティアの協力を得るものとする。

（センターの業務）

第5条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問合せへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 浅口市災害対策本部等との次に掲げる情報の共有

- ア 被災状況及び避難情報
 - イ インフラ等の復旧計画及び復旧情報
 - ウ ボランティアによる支援活動に関する情報
 - エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - オ その他、災害ボランティア活動に必要として、甲又は乙が認める情報
- (10) 関係機関、団体との間の連絡、調整、仲介、要請等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
(連携・協力)

第6条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、連携して措置を講ずる。

- 2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。
- 3 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認められる場合は、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(資機材等の確保)

第7条 甲と乙は、センターの運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資等を相互に協力して確保するものとする。

- 2 前項の規定により確保した資機材等については、乙が適切に保管し整備等するものとする。
(費用負担)

第8条 第5条各号に規定するセンターの業務に係りに掲げるいずれかに該当する費用については、甲が負担することができる。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

- (1) 救援資機材等の購入又は貸借に要する費用
- (2) 大規模な災害において、災害ボランティア活動及び甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費
- (3) その他、甲がセンターの運営に必要と認める費用

- 2 乙は、前項第1号に規定する資機材等を購入又は貸借しようとするときは、予め甲の承諾を得るものとする。
- 3 乙は、甲以外の関係機関等からの助成や現物支給等を受けることができる場合は、第1項の規定にかかわらずこれらの助成、現物支給等を利用し、不足する同項の費用については甲が負担するものとする。

- 4 第1項及び前項に係る費用のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等に係る費用については、甲乙協議の上、負担分を決定する。
- 5 乙は、第1項の費用について支出した内訳のわかる書類を作成し、甲に提出しなければならない。
- 6 甲は、前項の書類について審査し、これを妥当と認めるときは、乙に承認する旨を通知するものとする。

(請求及び支払)

第9条 乙は、前条の規定により費用について甲から承認を得たときは、領収書等の支出証拠書類等を添えて甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認した上で、速やかに支払うものとする。
- 3 乙は、支出に関する書類について当該請求を行った日の属する年度の翌年から起算して、5年間保管するものとする。

(センターの閉鎖)

第10条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を踏まえ、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第11条 災害時における応急、復旧活動等に関し、第2条で設置したセンターが扱った災害ボランティアが被った損害に対する補償は、当該災害ボランティアが自ら加入するボランティア保険により対応するものとし、その加入金は当該災害ボランティアの自己負担とする。

(報告)

第12条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第13条 乙は、平常時から、第5条各号に規定する業務について備えるとともに、関係機関及び関連団体との連携に努めなければならない。

(個人情報の取扱)

第14条 センターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、甲乙各々が定めた個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定の解除等の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年5月2日

甲 浅口市鴨方町六条院中 3050 番地

浅口市

浅口市長 栗山 康彦

乙 浅口市鴨方町鴨方 73 番地

社会福祉法人 浅口市社会福祉協議会

会長 山下 隆志

10-45 災害時における段ボール製品の調達等に関する協定

浅口市（以下「甲」という。）と神免紙器株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浅口市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達及び災害に備える地域防災力の向上を図るため、甲と乙が相互に連携協力する取組に関し、必要な事項を定める。

（内容）

第2条 甲及び乙は、前条に基づき、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）災害時における段ボール製品の調達に関すること。
- （2）浅口市の防災及び減災に関すること。
- （3）その他甲及び乙の協議により定めること。

（協力の要請及び受諾等）

第3条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、別記第1号様式により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- （1）連絡窓口及び連絡方法
- （2）物資の種類、数量及び提供可能時期
- （3）その他必要な事項

3 乙から前項の連絡を受けた後、甲は、物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

（物資の種類）

第4条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製シート
- （2）段ボール製間仕切り
- （3）段ボール製簡易ベッド
- （4）その他乙の取扱商品

（物資の引渡し）

第5条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、できる限り物資の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めることとする。

3 乙は、搬送終了後、速やかに別記様式第2号により甲に報告するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第6条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 業務に要した経費等については、災害対策基本法第91条又は第92条の規定に基づき、相当額を甲が負担する。

3 乙は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、30日以内に支払いを行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。連絡窓口を変更したときも、また同様とする。

(情報の共有等)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、生産能力及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

(災害に備えた訓練等への協力)

第9条 乙は、甲が実施する災害に備えた訓練や出前講座等への協力依頼があった場合には、できる限り協力するよう努めるものとする。

(他の協力との関係)

第10条 この協定は、甲、乙が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、その都度関係者で協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年9月3日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地
浅口市
市長 栗山康彦

乙 岡山県浅口市金光町占見 32 番地
神免紙器株式会社
代表取締役社長 中 務 浩 明

10-46 包括連携に関する協定

浅口市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、浅口市における住民サービスの向上及び健康的な生活の実現に向けて協力・連携するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、それぞれの持つ人材、知識、サービスなどの資源を活用して協力することにより、住民サービスの向上及び健康的な生活の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について協力・連携する。

- (1) 健康維持・増進に関すること
- (2) 熱中症対策に関すること
- (3) 食育に関すること
- (4) 防災・減災及び災害時の対応に関すること
- (5) スポーツ振興に関すること
- (6) その他、住民サービスの向上・健康的な生活の実現に関すること

（経費）

第3条 前条に定める協力・連携するための具体的な取組内容、実施方法および経費の負担については、甲と乙が別途協議のうえ、決定する。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも異議の申し入れがないときには、更に1年更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報をその承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

2 前条の規定は、本協定の協定期間満了後も効力を有するものとする。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議のうえ、これを決定する。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月25日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 広島県広島市西区楠木町1-14-31
大塚製薬株式会社 広島支店
広島支店長 前田朋明

10-47 災害時における電動車両等の支援に関する協定

浅口市（以下「甲」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浅口市において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッドEV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、貸与者が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠償保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、浅口市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)に

より相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4年 3月17日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地
浅口市
浅口市長 栗山 康彦

乙 大阪市淀川区新高1丁目4番10号
西日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長 五十嵐 京矢

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長兼最高経営責任者 加藤 隆雄

10-48 災害時における支援協力に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）、と岡山県西部ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、浅口市内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という）に、甲と乙が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安全を図るため、飲料等物資供給の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 本協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が浅口市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（飲料等物資供給の協力要請）

第3条 甲は、災害の発生時において飲料等物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲で甲の要請に応えるものとする。

（飲料等物資）

第5条 甲が乙に要請する飲料等物資の品目は、乙の保有する商品とし、品名及びその数量については、被害の状況に応じて甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料等物資の品名及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請手続）

第6条 甲の乙に対する協力要請手続は、飲料等物資の供給・輸送業務等要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲及び乙は連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初に、災害時における支援協力に関する協定書連絡先報告書（様式第2号）により甲乙互いに報告するものとし、期中に異動があった場合も、その都度、同様式により報告するものとする。

3 連絡責任者は、前項の規定による連絡順位が最も上位の者とする。

4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、市民に対して生活物資の供給状況等の情報伝達に努めるものとする。

(輸送)

第8条 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(飲料物資等の受領)

第9条 甲は、甲が指定した場所において、乙が輸送した飲料等物資を、品名及び数量を確認のうえ、受け取るものとする。

(業務報告)

第10条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を飲料等物資の供給・輸送業務等報告書（様式第3号）により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第11条 第3条及び第8条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、物資の対価については要請時の販売価格を参考に、甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第12条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害の負担)

第13条 第3条及び第8条の規定に基づく輸送業務により、乙の責めに帰すべき事由なくして乙に損害が生じた場合、甲が乙に補償すべき損害の範囲については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年間延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 4年 8月31日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 岡山県倉敷市老松町3丁目14番地20号
岡山県西部ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長 藤井雄一

10-49 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定

浅口市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、浅口市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる浅口市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、浅口市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を、文書により要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 4年10月25日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 広島県広島市南区出島1丁目19番20号
佐川急便株式会社 中国支店
支店長 堀 木 啓 介

10-50 災害等の発生時における岡山県建設業協会浅口支部等との応急・復旧活動の支援に関する協定

浅口市（以下「甲」という。）、岡山県建設業協会浅口支部（以下「乙」という。）、萩原工業株式会社（以下「丙」という。）、株式会社アクティオ中国支店（以下「丁」という。）、三共リース株式会社（以下「戊」という。）及び株式会社東洋リース（以下「己」という。）は、浅口市内の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）における応急・復旧活動の実施に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が行う応急活動等に対する乙、丙、丁、戊及び己の協力に関し、必要な事項を定め、甲における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第22条第1項に規定する緊急対処事態により直接または間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第3条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うことができる。

2 前項に規定する要請に対して、乙は丙、丁、戊及び己に協力要請を行うことができる。

3 丙、丁、戊及び己は、乙の協力要請に対して可能な限り優先的に乙が必要となる物資の供給を行う。

（応急・復旧活動の内容）

第4条 この協定の対象となる甲が乙に要請する応急・復旧活動とは、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する道路、河川、山林及び施設等（以下「公共施設」という。）及び避難所の応急・復旧作業
- (2) 公共施設、避難所及び一般住宅等へのブルーシートの貼り付け作業
- (3) その他甲が必要とし、乙が対応可能な応急対策活動

（協力要請）

第5条 甲は、前条の応急・復旧活動の実施について乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書

をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急・復旧活動の実施場所
- (2) 応急・復旧活動の内容
- (3) その他必要な事項

(実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により応急・復旧活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急・復旧活動の実施期間及び場所
- (2) 応急・復旧活動の内容
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が応急・復旧活動の実施にあたって要した費用は、災害等の発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

2 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡し、若しくは障害を負った場合における災害補償については、乙の組合員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲、乙、丁、戊及び己による協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書6通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年2月24日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山 康彦

乙 岡山県倉敷市玉島中央町二丁目7番1号
岡山県建設業協会浅口支部
支部長 井田 誠

丙 岡山県倉敷市水島中通一丁目4番地
萩原工業株式会社
代表取締役社長 浅野 和志

丁 広島県広島市南区京橋町1番23号
大樹生命広島駅前ビル6階
株式会社アクティオ中国支店
支店長 小櫻 勝彦

戊 岡山県浅口市鴨方町鴨方1546番地1
三共リース株式会社
岡山第二ブロック長 織田 徹也

己 岡山県浅口市金光町佐方230番地1
株式会社東洋リース
浅口営業所長代理 三宅 将八

10-51 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する 協定書

浅口市（以下「甲」という。）と、一般社団法人岡山県キッチンカー協会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、浅口市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において乙に対し、次の事項について協力を要請できるものとする。

- (1) 甲が開設した避難所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (2) 甲が提供する米等の食材の調理

（要請の方法）

第 3 条 前条の要請は、協力要請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第 4 条 第 2 条による協力の要請があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

2 乙がキッチンカーによる炊き出しを実施する場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものを食材として使用する場合には、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

3 乙がキッチンカーによる炊き出しを実施する場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

4 乙がキッチンカーによる炊き出しを実施する場合、必要に応じて咀嚼・嚥下機能の低下している被災者に配慮した食事を提供するものとする。

（実績報告）

第 5 条 乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、実績報告書（様式第 2 号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 4 条の規定により、乙が提供した原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するも

のとする。

(連絡体制の整備)

第 7 条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備するものとする。

(平時の取組)

第 8 条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の期間満了の 1 月前までに、甲又は乙から解除等の申出がないときは、更に 1 年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 8 月 9 日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山 康彦

乙 岡山県倉敷市児島下の町2-1584-30
一般社団法人岡山県キッチンカー協会
代表理事 水谷 勝

様式 [略]

10-52 災害時における物資供給に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と株式会社ナンバホームセンター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浅口市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請できるものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、物資供給要請書（様式1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する業者（以下「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が運搬することが困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等に係る費用（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第8条 乙は、前条の規定による協議が調ったときは、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から解除等の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年1月12日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山 康彦

乙 岡山県津山市材木町1328番地25
株式会社ナンバホームセンター
代表取締役 難波 賢治

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、金づち、くわ、チェーンソー、電動ハンマードリル、発電機、投光器、燃料携行缶、ホースリール、
食料品	飲料水、簡易食糧（即席カップ麺など調理不要なもの）
食器類	割り箸、紙コップ、紙皿、やかん
寝具類	毛布、布団
日用品	乾電池、懐中電灯、ビニールシート、標識ロープ、タオル
光熱材料	カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ
その他	簡易トイレ

様式 [略]

10-53 災害時における物資供給に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浅口市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請できるものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、物資供給要請書（様式1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（運搬及び引渡）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する業者（以下「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が運搬することが困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等に係る費用（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第8条 乙は、前条の規定による協議が調ったときは、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から解除等の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月13日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役社長 石田卓巳

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、金づち、くわ、チェーンソー、電動ハンマードリル、発電機、投光器、燃料携行缶、ホースリール、
食料品	飲料水、簡易食糧（即席カップ麺など調理不要なもの）
食器類	割り箸、紙コップ、紙皿、やかん
寝具類	毛布、布団
日用品	乾電池、懐中電灯、ビニールシート、標識ロープ、タオル
光熱材料	カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ
その他	簡易トイレ

様式 [略]

10-54 災害時における物資供給に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浅口市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請できる。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（運搬及び引渡）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する業者（以下「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が運搬することが困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等に係る費用（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第8条 乙は、前条の規定による協議が調ったときは、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から解除等の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月15日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山 康彦

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット 防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、金づち、くわ、 チェーンソー、電動ハンマードリル、発電機、投光器、 燃料携行缶
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

様式 [略]

10-55 災害時における物資供給に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浅口市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請できるものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（運搬及び引渡）

第6条 乙から甲への物資の引渡場所は、甲が指定するものとする。

- 2 前項の引渡場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する業者（以下「乙等」という。）が行うものとし、調達物資を確認の上、甲がこれを引き取るものとする。ただし、乙等が運搬することが困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等に係る費用（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第8条 乙は、物資の引き渡し完了後に、請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から解除等の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年5月24日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1
コーナン商事株式会社
代表取締役社長 足田直太郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、金づち、くわ、チェーンソー、電動ハンマードリル、発電機、投光器、燃料携行缶、ホースリール、
食料品	飲料水、簡易食糧（即席カップ麺など調理不要なもの）
食器類	割り箸、紙コップ、紙皿、やかん
寝具類	毛布、布団
日用品	乾電池、懐中電灯、ビニールシート、標識ロープ、タオル
光熱材料	カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ
その他	簡易トイレ

様式 [略]

10-56 災害時における無人航空機を活用した協力に関する協定書

浅口市（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県ドローン協会（以下「乙」という。）は、災害時における無人航空機を活用した協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、浅口市内で地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において乙に対し、次の事項について協力を要請できるものとする。

- (1) 災害発生現場等の被災状況の把握（地図作成を含む。）
- (2) 被災者の捜索
- (3) その他甲乙が協議し合意した事項

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第2条による協力の要請があった場合は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

2 乙は、甲の指揮者の下に、活動するものとする。

3 乙は、航空法その他関係法令を遵守の上、二次災害の防止に努め活動するものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、この協定に基づき、無人航空機による協力活動（以下「協力活動」という。）を行ったときは、活動報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 協力活動に要した費用は、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（事故の報告）

第7条 乙は、協力活動に当たり事故があった時は、文書により速やかに甲に報告するものとする。

（損害の負担）

第8条 協力活動において生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（傷害補償）

第9条 この協定に基づき、乙が行う協力活動に従事した者（以下「従事者」という。）が協力活動において負傷し、り患し、又は死亡した場合は、当該従事者を使用した乙の責任において、その補償を行うものとする。ただし、当該負傷、り患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき理

由による場合は、この限りではない。

(連絡体制の整備)

第10条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備するものとする。

(平時の取組)

第11条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から解除等の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年6月18日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 岡山県岡山市北区問屋町9-101 タイルビル3F
一般社団法人岡山県ドローン協会
代表理事 森高寛行

様式 [略]

10-57 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

浅口市(以下「甲」という。)と株式会社H I - L I N E(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、浅口市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 調達物資 被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 義援物資 被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 支援物資 調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 避難所等 支援物資の配達先となる浅口市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 物資集積・搬送拠点 大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、浅口市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送等の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務の要請は、原則として物資の受入及び配送業務等要請書(様式第1号。以下「要請書」という。)によるものとする。ただし、要請書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに要請書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

(物資受入及び配送等の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、原則としての物資の受入及び配送業務等報告書(様式第2号。以下「報告書」という。)により甲に報告するものとする。ただし、報告書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに報告書により報告するものとする。

2 甲及び乙は、第4条及び前項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に要請書又は報告書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用し

てはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 前項の規定により定めた場合は、担当部署及び連絡責任者通知書(様式第3号)により相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 6年12月13日

甲 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
浅口市
浅口市長 栗山康彦

乙 大阪府吹田市芳野町7番9号
株式会社 HI-LINE
代表取締役 木下善友

11 条 例

11-1 浅口市防災会議条例

(平成18年3月21日)
(条例第14号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、浅口市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 浅口市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 岡山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 市長が消防団のうちから委嘱する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要として委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職

員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(費用弁償)

第5条 委員が会議の招集に応じたとき、又はその職務を行うため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、別に市長が定める。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

11－2 浅口市災害対策本部条例

(平成18年3月21日)
(条例第15号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、浅口市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

11-3 浅口市災害対策本部規程

(平成18年3月21日)
訓令第18号

(趣旨)

第1条 この訓令は、浅口市災害対策本部条例（平成18年浅口市条例第15号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、浅口市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本部は、市内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防活動、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく災害救助活動その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるとき災害対策本部長（以下「本部長」という。）が設置する。

2 本部は、その都度本部長が設置し、浅口市災害対策本部の表示を行う。

(任務)

第3条 本部は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 水防その他の緊急災害予防に関すること。
- (2) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (3) 災害の応急復旧に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防災に関すること。

(組織)

第4条 条例第3条第1項の規定により、本部に別表第1に掲げる部を置き、部の事務を分掌するため、部に班を置く。

2 部に部長を、班に班長を置く。

3 部に副部長を、班に副班長を置くことができる。

(副本部長)

第5条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長、教育長及び消防団長をもって充てる。

(部長、副部長、班長及び副班長)

第6条 部長は、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 部長は、本部長の命を受け、別表第2に掲げる所掌事項を掌理する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは部長の職務を代理する。

4 班長は、それぞれ別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 班長は、部長の命を受け、別表第2に掲げる所掌事務を処理する。

6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは班長の職務を代理する。

(部員)

第7条 部員の編成については、所属係とする。部に別表第2に掲げる部員を置く。ただし、本

部長が必要と認めたときは、部長に指示して部員の配置を変更することができる。

2 部員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部連絡員)

第8条 各部に本部連絡員を設置する。

2 本部連絡員は、各部長が指名する。

3 本部連絡員は、各部所管の被害状況、応急対策の実施状況その他災害活動に必要な情報の取りまとめ及び本部長の指令等を所属の部に伝達する事務に従事する。

4 本部連絡員は、必要に応じて本部長の命により所定の場所に常駐するものとする。

(本部会議)

第9条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項に関し、施策の調整及び推進について協議する。

3 各部長は、所掌事項について、本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

(現地対策本部の設置)

第10条 本部長は、被災現地において対策を講ずる必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。

2 現地対策本部に現地対策本部長を置き、本部長が指名する。

3 現地対策本部の組織は、災害の状況に応じ、その都度本部長が定める。

4 現地対策本部は、当該本部長の指揮により応急対策業務を行う。

(本部、部及び現地対策本部の関係)

第11条 本部、部及び現地対策本部は、一体的な災害応急対策を実施するため、本部長の指示の下に情報収集、報告、連絡及び協力等綿密な連携を取るものとする。

(水防活動)

第12条 水防活動は、岡山地方気象台から大雨、洪水、高潮及び津波に関する注意報又は警報が発せられたとき、河川の水位の状況が危険水位に達したときその他本部長がその必要を認めたときその業務を開始する。

(その他の防災活動)

第13条 火災、風災及び震災等の災害防ぎょ活動は、岡山地方気象台から強風及び異常乾燥に関する注意報が発せられ、その必要が認められるとき、又はそれらの非常災害が発生したとき開始する。

(救助活動)

第14条 救助活動は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に該当する災害が発生した場合又は現に応急的な救助を必要とする場合に開始する。

(活動態勢)

第15条 前3条の防災活動業務の開始により本部が設置されたときは、関係の各部、各班は、直ちに別に定める非常執務態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。

(部員の心構え)

第16条 部長、班長及び部員は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき又は非常災害が発生したときは、直ちに本部指令に対応できるよう留意しなければならない。

第17条 各部、各班は、非常災害発生の場合、機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておかなければならない。

(相互協力の義務)

第18条 各部、各班は、本部の任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(関係機関との連絡及び協力要請)

第19条 部長及び班長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必要があるときは、直ちに本部長に通報しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、直接関係機関に協力を要請することができる。この協力要請を行った場合においては、直ちに本部長に報告しなければならない。

(情報及び被害状況等の報告)

第20条 部長及び班長は、災害に関する情報又は被害の状況の報告を受けたときは、速やかに企画財政部本部班長に連絡し、企画財政部本部班長は企画財政部長を通じて本部長に報告するものとする。

(本部の廃止)

第21条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(その他)

第22条 この訓令に定めるもののほか、本部について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月21日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第3号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月1日訓令第10号)

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成26年6月30日訓令第9号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月27日訓令第6号)

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日訓令第2号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日訓令第5号)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年12月23日訓令第9号)

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日訓令第4号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日訓令第3号)

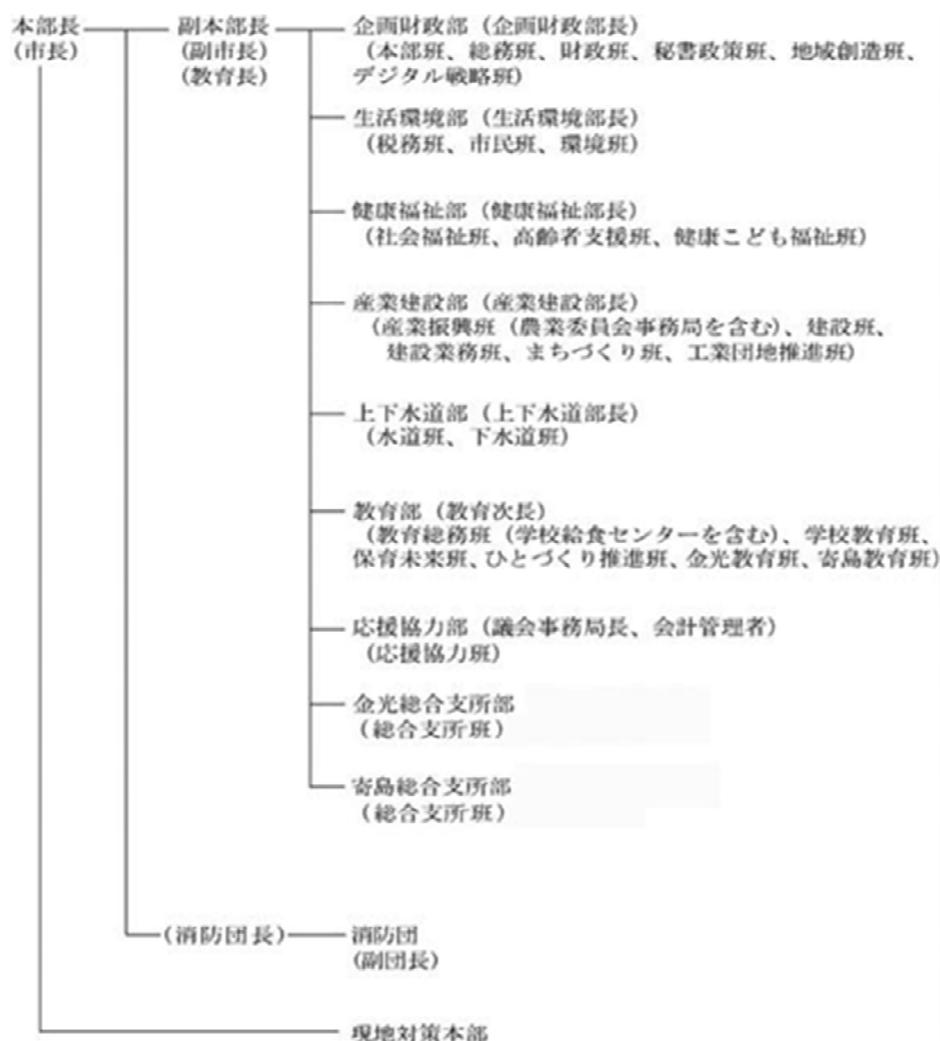
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日訓令第2号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第6条関係)

浅口市災害対策本部組織表



別表第2（第6条、第7条関係）

班の編成及び所掌事務

部 (部長)	班 (班長)	部員	所掌事務
各部・班共通			<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事項に関する災害の情報収集及び被害状況の取りまとめ及び市本部との連絡に関する事。 2 所掌事項に関する災害の発生防御又は拡大防止のための応急措置に関する事。 3 他班の応援(被害調査等)に関する事。 4 所掌事項に関する施設、設備の防護及び応急復旧に関する事。 5 所掌事項に関する緊急罹災証明に関する事。
企画財政部 (企画財政部長)	本部班 (くらし安全課長)	本庁くらし安全課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関する事。 2 浅口市防災会議との連絡調整に関する事。 3 県本部、消防本部及び関係機関団体との連絡調整に関する事。 4 各部における防災対策の総合調整に関する事。 5 本部長の命令伝達及び各部との連絡調整に関する事。 6 自衛隊に対する情報連絡及び災害派遣要請に関する事。 7 受援に関する総合調整に関する事。 8 現地対策本部に関する事。 9 無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関する事。 10 気象予報、雨量、水位等の情報収集、伝達及び記録に関する事。 11 避難の計画、避難指示等に関する事。
	総務班 (総務課長)	本庁総務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関する事。 2 非常招集及び非常配置に関する事。 3 緊急通行車両の確認及び証票の発行に関する事。 4 応援協定に基づく派遣の要請及び受入れに関する事。 5 被害状況の記録及び集計作業に関する事。
	財政班 (財政課長)	本庁財政課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急及び災害復旧費の予算措置に関する事。 2 市有財産(他班の所管に属するものを除く。)の被害状況の取りまとめに関する事。 3 庁舎の被害状況の把握及び機能確保に関する事。 4 電話による通信連絡の確保に関する事。 5 未利用地の普通財産(他班の所管に属するものを除く。)の災害対策のための貸付けに関する事。
	秘書政策班 (秘書政策課長)	本庁秘書政策課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害に関する住民への広報に関する事。 3 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 市ホームページに関する事。
	地域創造班 (地域創造課長)	本庁地域創造課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する住民相談に関する事。 2 災害ボランティアに関する事。 3 生活交通体系の確保に関する事。 4 緊急輸送の確保に関する事。

	デジタル戦略班（デジタル戦略課長）	デジタル戦略課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電算システムの機能確保に関すること。 2 災害時における情報ネットワークの機能確保に関すること。
生活環境部（生活環境部長）	税務班（税務課長）	本庁税務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に伴う市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減額又は免除措置に関すること。 2 住家被害認定調査に関すること。 3 罹災証明に関すること。
	市民班（市民課長）	本庁市民課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 災害による犠牲者の埋火葬手続に関すること。 3 災害に伴う国民年金保険料の免除受付に関すること。 4 災害に伴う国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証の再交付に関すること。 5 災害に伴う国民健康保険・後期高齢者医療一部負担金の減額又は免除措置に関すること。 6 療養取扱機関その他関係団体との連絡調整に関すること。
	環境班（環境課長）	本庁環境課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地における廃棄物の収集及び清掃に関すること。 2 災害時におけるばい煙、有毒ガス、有害物質等の漏えい等に対する措置に関すること。 3 被災地における浄化槽の管理に関すること。 4 死亡畜獣等の処理に関すること。
健康福祉部（健康福祉部長）	社会福祉班（社会福祉課長）	本庁社会福祉課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法適用事務に関すること。 2 災害義援金及び義援物資の受付、配分に関すること。 3 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 4 災害弔慰金及び見舞金品の支給等に関すること。 5 要配慮者の保護に関すること。 6 障害者施設に関すること。 7 避難所の設置及び管理についての応援協力に関すること。
	高齢者支援班（高齢者支援課長）	本庁高齢者支援課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の安全に関すること。 2 高齢者福祉施設に関すること。 3 災害に伴う介護保険被保険者証等の再交付に関すること。 4 災害に伴う介護保険一部負担金の減額又は免除に関すること。
	健康こども福祉班（健康こども福祉課長）	本庁健康こども福祉課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の健康相談、心のケアに関すること。 2 被災地における臨時予防接種に関すること。 3 被災者の栄養指導、食生活改善指導に関すること。 4 救護所の開設及び管理に関すること。 5 感染症予防のための防疫に関すること。 6 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。 7 応急救助用医薬品その他医療資材の確保及び補給に関すること。 8 被災傷病者の緊急救護に関すること。
産業建設部（産業建設部長）	産業振興班（産業振興課長）	本庁産業振興課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業に対する融資に関すること。 2 農作物の病害予防及び技術指導に関すること。

部長)	課長)	農業委員会事務局員	<ul style="list-style-type: none"> 3 災害応急食糧の確保及び供給に関すること。 4 農作物の被害状況の取りまとめに関すること。 5 観光施設の被害状況の取りまとめに関すること。 6 家畜の防疫に関すること。 7 増養殖施設、共同利用施設、水産物漁具、漁船及び漁港の被害状況の取りまとめに関すること。 8 救援物資の要請及び調達に関すること。
	建設班 (建設課長)	本庁建設課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 山林、治山施設及び林道の防災並びに被害調査に関すること。 2 農道、農業用水路、ため池及び揚水施設等の防災並びに被害調査に関すること。 3 道路、橋りょう、河川その他土木施設の防災及び被害調査に関すること。 4 土木建築業者に対する連絡調整及び協力要請に関すること。 5 応急仮設住宅等の設計に関すること。
	建設業務班 (建設業務課長)	本庁建設業務課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災地における道路交通の禁止及び制限に関すること。 2 水防活動における企画、状況判断、緊急対策及び技術指導に関すること。 3 水防資機材の確保に関すること。 4 応急仮設住宅等の用地確保に関すること。 5 車両の配車及び借用に関すること。
	まちづくり班 (まちづくり課長)	本庁まちづくり課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅等の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定制度に関すること。 3 公園等の防災及び被害調査に関すること。 4 工業団地の防災及び被害調査に関すること。 5 国道2号バイパス関連工事の防災及び被害調査に関すること。 6 岡山国道事務所及び国のリエゾンとの調整に関すること。
上下水道部 (上下水道部長)	水道班 (水道課長)	本庁水道課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の防災及び被害調査に関すること。 2 被災地に対する飲料水の供給に関すること。 3 水道施設の応急復旧に関すること。 4 被災地の水道料金の徴収猶予及び減額又は免除措置に関すること。 5 水道関係の災害応急対策費の予算措置に関すること。
	下水道班 (下水道課長)	本庁下水道課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の防災及び被害調査に関すること。 2 下水道施設の応急復旧に関すること。 3 下水道受益者負担金(分担金)の徴収猶予及び下水道使用料の減免に関すること。
教育部 (教育次長)	教育総務班 (教育総務課長)	教育総務課員 学校給食センター員	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の防災及び被害調査に関すること。 2 教育施設の緊急使用に関すること。 3 避難所の設置及び管理についての応援協力に関すること。 4 非常炊き出し実施時における協力に関すること。
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等の避難計画及び指示に関すること。 2 被災地の児童生徒等の就学に関すること。

	保育未来班 (保育未来 課長)	保育未来 課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定教育・保育施設及び放課後児童健全育成施設の利用者の安全に関すること。 2 被災者の特定教育・保育施設等の利用及び保育料の減免に関すること。 3 特定教育・保育施設及び放課後児童健全育成施設の防災及び被害調査に関すること。 4 特定教育・保育施設及び放課後児童健全育成施設の緊急使用に関すること。 5 避難所の設置及び管理についての応援協力に関すること。 6 非常炊き出し実施時における協力に関すること。
	ひとつづくり 推進班 (ひとつく り推進課 長)	ひとつく り推進課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設(天文博物館を除く。)の防災及び被害調査に関すること。 2 社会教育団体等との連絡調整及び協力要請に関すること。 3 避難所の設置及び管理についての応援協力に関すること。 4 文化財及び天文博物館の防災及び被害調査に関すること。
	金光教育班 (教育委員 会金光分 室長)	教育委員 会金光分 室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置及び管理についての応援協力に関すること。 2 非常炊き出し実施時における協力に関すること。 3 社会教育施設の防災及び被害調査に関すること。 4 社会教育団体等との連絡調整及び協力要請に関すること。
	寄島教育班 (教育委員 会寄島分 室長)	教育委員 会寄島分 室員	
応援協力部 (議会事務 局長) (会計管理 者)	応援協力班 (会計課長)	議会事務 局長 会計課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 他班の応援協力に関すること。
金光総合支 所部	金光総合支 所班 (金光総合 支所長)	金光総合 支所員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁及び関係機関団体との連絡調整に関すること。 2 総合支所各班における防災対策の総合調整に関すること。 3 市有財産(他班の所管に属するものを除く。)の被害状況の取りまとめに関すること。 4 庁舎の被害状況の把握及び機能確保に関すること。 5 電話による通信連絡の確保に関すること。 6 未利用地の普通財産(他班の所管に属するものを除く。)の災害対策のための貸付けに関すること。 7 無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関すること。 8 気象予報、雨量、水位等の情報収集、伝達及び記録に関すること。 9 避難の計画、避難指示等に関すること。 10 災害に関する住民への広報に関すること。 11 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関すること。 12 報道機関との連絡調整に関すること。 13 災害に関する住民相談に関すること。 14 災害ボランティアに関すること。

			<p>15 生活交通体系の確保に関する事。</p> <p>16 緊急輸送の確保に関する事。</p> <p>17 災害に伴う市税及び介護保険料の減額又は免除措置に関する事。</p> <p>18 避難所の開設及び管理に関する事。</p> <p>19 災害による犠牲者の埋火葬手続きに関する事。</p> <p>20 災害に伴う国民年金保険料の免除受付に関する事。</p> <p>21 災害に伴う国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証の再交付に関する事。</p> <p>22 災害に伴う国民健康保険・後期高齢者医療一部負担金の減額又は免除措置に関する事。</p> <p>23 療養取扱機関その他関係団体との連絡調整に関する事。</p> <p>24 被災地における廃棄物の収集及び清掃に関する事。</p> <p>25 災害時におけるばい煙、有毒ガス、有害物質等の漏えい等に対する措置に関する事。</p> <p>26 被災地における浄化槽の管理に関する事。</p> <p>27 死亡畜獣等の処理に関する事。</p>
寄島総合支所部	寄島総合支所班 (寄島総合支所長)	寄島総合支所員	<p>1 本庁及び関係機関団体との連絡調整に関する事。</p> <p>2 総合支所各班における防災対策の総合調整に関する事。</p> <p>3 市有財産(他班の所管に属するものを除く。)の被害状況の取りまとめに関する事。</p> <p>4 庁舎の被害状況の把握及び機能確保に関する事。</p> <p>5 電話による通信連絡の確保に関する事。</p> <p>6 未利用地の普通財産(他班の所管に属するものを除く。)の災害対策のための貸付けに関する事。</p> <p>7 無線通信施設の運用及び通信連絡の確保に関する事。</p> <p>8 気象予報、雨量、水位等の情報収集、伝達及び記録に関する事。</p> <p>9 避難の計画、避難指示等に関する事。</p> <p>10 災害に関する住民への広報に関する事。</p> <p>11 災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集に関する事。</p> <p>12 報道機関との連絡調整に関する事。</p> <p>13 災害に関する住民相談に関する事。</p> <p>14 災害ボランティアに関する事。</p> <p>15 生活交通体系の確保に関する事。</p> <p>16 緊急輸送の確保に関する事。</p> <p>17 災害に伴う市税及び介護保険料の減額又は免除措置に関する事。</p> <p>18 避難所の開設及び管理に関する事。</p> <p>19 災害による犠牲者の埋火葬手続きに関する事。</p> <p>20 災害に伴う国民年金保険料の免除受付に関する事。</p> <p>21 災害に伴う国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証の再交付に関する事。</p> <p>22 災害に伴う国民健康保険・後期高齢者医療一部負担金の減額又は免除措置に関する事。</p>

			<p>23 療養取扱機関その他関係団体との連絡調整に関する こと。</p> <p>24 被災地における廃棄物の収集及び清掃に関する こと。</p> <p>25 災害時におけるばい煙、有毒ガス、有害物質等の漏 えい等に対する措置に関すること。</p> <p>26 被災地における浄化槽の管理に関すること。</p> <p>27 死亡畜獣等の処理に関すること。</p>
--	--	--	---

団	方面団	所掌事務
浅口市消防団 (副団長)	金光方面団 鴨方方面団 寄島方面団	<p>1 緊急通信連絡に関すること。</p> <p>2 災害の警戒、防御及び応急復旧に関すること。</p> <p>3 避難の指示、誘導及び救出に関すること。</p> <p>4 行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>5 常備消防との連携に関すること。</p>

11-4 浅口市防災行政無線施設条例

(平成18年3月21日)
(条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、浅口市防災行政無線施設の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)第2条第4号に規定する電氣的設備で、送信設備及び受信設備をいう。
- (2) 送信設備 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 受信設備 送信設備の通信の相手方となる無線設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局との通信を行うために開設する、移動しない無線局をいう。
- (5) 統制局 移動系の無線設備を統括し、通信の運用を統制する装置をいう。
- (6) 遠隔制御局 有線回線により、送信設備を操作し、通信を行う装置をいう。
- (7) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (8) 無線系 無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (9) 免許人 総務大臣の無線局開設免許を受けた者をいう。
- (10) 無線従事者 総務大臣の無線従事者免許を受けた者で、無線設備の操作を行うものをいう。

(種別及び設置場所)

第3条 無線設備の種別及び設置場所は、別表のとおりとする。

(無線設備の管理)

第4条 前条に定める無線設備は、設備が最も効果的に送信、受信できるよう、常に良好な状態に管理しなければならない。

(運用)

第5条 無線設備の運用は、電波法及び関係法令に基づき、公正かつ能率的に行い、公共の福祉増進に努めなければならない。

(使用)

第6条 無線設備は、免許人以外は使用することができない。

2 無線設備は、免許状に記載された目的、通信事項の範囲内を超えて運用してはならない。
ただし、次の各号に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 人命、財産の救助等に係る非常通信
- (2) 災害の救護等に係る非常通信
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めた通信

(操作)

第7条 無線設備の操作は、法第2条第6号に定められたところによる無線従事者でなければ操作してはならない。ただし、前条第2項に係る場合は、この限りでない。

(総括責任者)

第8条 無線設備の総括責任者は、市長とする。

2 市長は、無線設備の管理、運用の業務を統括し、管理責任者を指導監督する。

(管理責任者)

第9条 無線設備の管理責任者は、その担当課長の職を有する者を充てる。

2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、無線設備の管理運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。

(通信取扱責任者)

第10条 無線設備の通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線設備の管理運用の業務を所掌する。

(無線従事者の配置、養成)

第11条 総括責任者は、無線設備の運用体制に見合った無線従事者を配置するものとする。

2 無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

(無線従事者の任務)

第12条 無線従事者は、無線系に属する無線局の操作を行うとともに無線局業務日誌を記帳しなければならない。

(通信取扱者)

第13条 通信取扱者は、無線従事者の管理の下に法を遵守し、無線設備の運用を行うものとする。

(無線設備の保守点検)

第14条 無線設備の正常な機能を確保するため、保守、点検を次のとおり行うものとする。

(1) 毎日点検

(2) 月点検

(3) 年1回の点検

2 無線設備の年点検は、専門業者に委託して行うものとする。

3 受信設備の新設、増設、移動及び廃止の工事は、専門業者に委託して行うことができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月21日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年7月7日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

種別		設置場所
送信設備	基地局	小田郡矢掛町南山田字星山3013番地1、3013番地3 岡山県遙照山無線中継所内 浅口市寄島町16010番地 浅口市役所寄島総合支所庁舎内
	統制局	浅口市鴨方町六条院中3050番地 浅口市役所庁舎内
	遠隔制御局	浅口市鴨方町六条院中3050番地 浅口市役所庁舎内 浅口市金光町占見新田751番地 浅口市役所金光総合支所庁舎内 浅口市寄島町16010番地 浅口市役所寄島総合支所庁舎内
	陸上移動局	浅口市消防団車両(車載型) 浅口市役所及び総合支所(携帯型) 浅口市消防団金光方面団本部機庫(半固定型)
受信設備	屋外拡声子局	浅口市金光町占見新田751番地 浅口市役所金光総合支所 浅口市金光町上竹288番地1 (上竹)金光1-1 消防機庫 浅口市金光町下竹1324番地3 地先 (下竹)金光1-2 消防機庫 浅口市金光町八重233番地3 八重コミュニティハウス 浅口市金光町占見新田3175番地3 (道木)金光1-4 消防機庫 浅口市金光町占見1679番号3 (福永・宮東)金光1-5 消防機庫 浅口市金光町占見1334番地1 (占見)金光1-7 消防半鐘台横 浅口市金光町地頭下721番地 (地頭下)金光1-8 消防機庫 浅口市金光町佐方1595番地4 地先 (佐方)金光2-9 消防機庫 浅口市金光町佐方2544番地 葉佐古池跡地 浅口市金光町須恵868番地3 (須恵)金光2-10 消防機庫 浅口市金光町大谷433番地1 大谷西コミュニティハウス 浅口市金光町大谷1929番地3 (大谷東)金光2-12 消防機庫 浅口市鴨方町六条院中3050番地 浅口市役所(本庁舎) 浅口市鴨方町鴨方851番地1 鴨方中学校職員駐車場

浅口市鴨方町鴨方1168番地3 (鴨方)鴨方1—1 消防半鐘台横
 浅口市鴨方町益坂1149番地1 地先 市道神田線道路肩
 浅口市鴨方町地頭上65番地 鴨方東小学校
 浅口市鴨方町地頭上678番地3 浅口市学校給食センター入口県道路肩
 浅口市鴨方町小坂東1541番地2 (杉谷)鴨方1—5 消防機庫
 浅口市鴨方町小坂東2223番地2 鴨方西小学校
 浅口市鴨方町小坂西479番地2 大内西ゴミステーション横
 浅口市鴨方町小坂西2572番地1 地先 指田公民館南市道路肩
 浅口市鴨方町小坂西3099番地1 惣良田ゴミステーション横
 浅口市鴨方町六条院西2787番地4 (西六)鴨方2—3 消防機庫
 浅口市鴨方町六条院中2113番地 六条院小学校
 浅口市鴨方町六条院中8096番地先 市道大島線道路肩
 浅口市鴨方町六条院東1342番地先 (四条原)鴨方2—7 消防機庫
 浅口市鴨方町六条院東2914番地 (明德)鴨方2—6 消防機庫
 浅口市鴨方町みどりヶ丘3丁目457番地8 みどりヶ丘コミュニティセンタ
 ー
 浅口市寄島町16010番地 浅口市役所寄島総合支所
 浅口市寄島町1252番地77 東安倉遊園地
 浅口市寄島町2834番地先 県道東安倉鴨方線分離帯
 浅口市寄島町3976番地4 寄島漁港(中安倉)
 浅口市寄島町4118番地7 西安倉遊園地
 浅口市寄島町16089番地4 寄島こども園駐車場
 浅口市寄島町7703番地3 寄島コミュニティセンター北市道路肩
 浅口市寄島町7185番地1 宮通遊園地
 浅口市寄島町7063番地2 福井揚水機場
 浅口市寄島町9200番地1 地先 尾焼大池下市道路肩
 浅口市寄島町9496番地1 地先 片本東川堤防
 浅口市寄島町10382番地3 地先 鏡天理教東市道路肩
 浅口市寄島町12044番地1 地先 青佐ゴミステーション東法面
 浅口市寄島町12182番地3 三郎公会堂
 浅口市寄島町15431番地1 柴木公民館
 浅口市寄島町13268番地1 柴木実盛池堤防
 浅口市寄島町12155番地50 中新開公会堂

11-5 浅口市水島地区大量流出油災害対策本部規程

平成18年3月21日

訓令第19号

改正 平成19年3月29日訓令第2号

令和元年6月28日訓令第5号

(設置)

第1条 水島地区からの大量流出油による内海の汚染に対して、適切な処理運営を図るため浅口市水島地区大量流出油災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 対策本部は、大量流出油によって発生する諸問題について、岡山県及び水島海上保安部の災害対策本部との連絡調整を図り、また、関係各部課等の対策促進を求めるものとする。

2 対策本部で検討協議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 漁業関係者の救済対策について
- (2) 応急資材等の補給連絡について
- (3) 公害上の啓蒙対策について
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(組織)

第3条 対策本部は、次の者によって組織し、本部長に市長、副本部長に企画財政部の事務を担当する副市長を充てる。

市長、副市長、理事、企画財政部長、生活環境部長、健康福祉部長、産業建設部長、上下水道部長、寄島総合支所長、企画財政部くらし安全課長

(会議)

第4条 本部長は、対策上必要があるときは、随時に対策本部会議を開くことができる。

2 会議の議長は、本部長として、本部長不在のときは、副本部長がこれに当たる。

3 会議に必要なときは、事務担当者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、企画財政部くらし安全課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月21日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第2号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日訓令第5号)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

11-6 浅口市消防団条例

平成18年3月21日

条例第173号

改正 平成27年3月23日条例第18号

令和元年6月19日条例第20号

令和元年9月19日条例第30号

令和4年3月15日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定に基づき、消防団に関し必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 浅口市に消防団を設置する。

2 消防団の名称は、浅口市消防団(以下「消防団」という。)とし、その区域は、浅口市の区域全域とする。

(定員)

第3条 浅口市非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定数は、940人とする。

(任命)

第4条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は、市長の承認を得て団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、これを任命する。

(1) 年齢18歳以上55歳未満の者であること。ただし、任命権者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(2) 志操堅固、身体強健で団員にふさわしい者であること。

(退職)

第5条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て許可を受けなければならない。

(休団)

第6条 団員は、長期間活動に参加できない場合は、3年を超えない範囲で休団することができる。

(欠格条項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第8条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(分限)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適確性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員が生じた場合

2 団員は、禁錮以上の刑に処せられた場合、その身分を失う。

(懲戒)

第9条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは懲戒処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令並びに条例及び規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

第10条 前条の懲戒は、次の各号の区分により行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

(服務規律)

第11条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し職務に従事しなければならない。

第12条 団員は、その職務に当たっては、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第13条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長及び副団長は市長に、その他の団員は当該方面団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第14条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

第15条 団員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し、常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身をていしてこれに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守して、上長の指揮命令のもとに上下一体事に当たらなければならない。
- (3) 上下、同僚の間、互いに相敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
- (4) 服務に関し金品の寄贈又は宴会等の接待を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。
- (5) 職務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (6) 消防団又は団員の名義をもって特定の政党、結社又は政治団体を支持し、若しくはこれに加担し、他人の訴訟又は紛議に関与してはならない。

(7) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。

(8) 機械器具その他消防団の設備、資材の維持管理に当たり職務のほかこれをを使用してはならない。

(報酬)

第16条 団員には、別表第1及び別表第2に定める報酬を支給する。

2 団員が次の各号のいずれかに該当する場合の別表第1に定める報酬の支給については、それぞれの勤務した期間に応じて当該各号に定める方法により計算した額を支給する。

(1) 年度の中途において任命された場合 その月から月割により計算した額

(2) 年度の中途において退職した場合 その月まで月割により計算した額

(3) 第6条の規定により休団した場合 その月まで月割により計算した額

(4) 休団から職務に復帰した場合 その月から月割により計算した額

(5) 年度の中途において年額報酬の額の異なる階級に異動した場合 その月から新しく任命された階級による月割により計算した額

(費用弁償)

第17条 団員が団務のため出張したときは、浅口市職員等の旅費に関する条例(平成18年浅口市条例第45号)の例により費用弁償を支給する。

2 機械及び水利整備費及び方面団操法訓練費として別表第3に定める費用を支給する。

(公務災害補償)

第18条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 前項の損害の補償の額及び支給の方法については、岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例(平成17年岡山市町村総合事務組合条例第1号)の定めるところによる。

(退職報奨金)

第19条 団員が5年以上勤務し、退職した場合においては、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報奨金を支給する。

2 退職報奨金の額及び支給の方法については、岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の定めるところによる。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の金光町消防団条例(昭和45年金光町条例第9号)、鴨方町消防団設置条例(昭和53年鴨方町条例第115号)、鴨方町消防団員の定員、任免、服務等

に関する条例(昭和53年鴨方町条例第116号)又は寄島町消防団条例(昭和26年寄島町条例第52号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、平成17年度分の団員の報酬は、それぞれ合併前の条例の例による。

附 則(平成27年3月23日条例第18号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月19日条例第20号)

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年9月19日条例第30号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月15日条例第7号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1・別表第2 〔略〕

11-7 浅口市消防団規則

平成18年3月21日

規則第150号

改正 平成20年8月12日規則第27号

平成24年4月13日規則第15号

平成29年6月19日規則第17号

令和4年3月15日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、消防団の組織並びに消防団員の階級、訓練、礼式及び服制等に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防団に、消防団本部、方面団及び予防啓発部を置く。

2 方面団に、方面団本部及び分団を置く。

3 消防団本部に、消防団長(以下「団長」という。)及び副団長を置く。

4 方面団本部に、方面団長及び方面副団長を置く。方面団長及び方面副団長は、副団長をもって充てる。

5 方面団本部に、本部長、本部班長及び本部団員を置く。本部長は、分団長、副分団長、部長又は本部班長の中から団長がこれを任命する。

6 分団に、分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

7 予防啓発部に、部長、班長及び団員を置く。

(消防団員証)

第3条 消防団員の身分を証明するため、任命権者は、消防団員証(様式第1号)を交付するものとする。

2 消防団員は、その職務に従事するとき、又は任命権者が必要と認めるときは、消防団員証を携帯しなければならない。

3 消防団員は、消防団員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 消防団員は、消防団員証を毀損し、又は紛失したときは、速やかに任命権者に届け出なければならない。

5 消防団員は、消防団員証の記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けなければならない。

6 消防団員は、その職を失ったときは、速やかに消防団員証を任命権者に返納しなければならない。

(階級等)

第4条 消防団員の階級及び職名は、別表第1のとおりとする。

2 消防団員の所属及び階級職名別定数は、別表第2のとおりとする。ただし、班長及び団員階

級の定数において、団長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(職制)

第5条 団長は、消防団の事務を統括し、所属消防団員を指揮監督する。

- 2 副団長は団長を補佐し、団長に事故があるとき又は団長が欠けたときは、あらかじめ定める順位によりその職務を代理する。
- 3 方面団長は、団長の命を受けて方面団を統率し、所属消防団員を指揮監督する。
- 4 方面副団長は、方面団長を補佐し、方面団長に事故があるとき又は方面団長が欠けたときは、あらかじめ定める順位によりその職務を代理する。
- 5 本部長は、上長の命を受け、本部班長及び本部団員の指揮監督を行う。
- 6 分団長は、方面団長の命を受け分団の事務を統括し、所属消防団員を指揮監督する。
- 7 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定める順位によりその職務を代理する。
- 8 部長は、分団長、副分団長の命を受け部の事務を統括し、所属消防団員を指揮監督する。ただし、予防啓発部の部長は、団長、副団長の命を受け部の事務を統括し、所属消防団員を指揮監督する。
- 9 班長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定める順位によりその職務を代理する。
- 10 団員は、上長の命を受け団務を行う。

(任期)

第6条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の消防団員に欠員を生じて新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(休団)

第7条 消防団員は、長期出張、育児等で長期間活動に参加できない場合は、3年を超えない範囲内で休団(消防団員の身分を保有しつつ、その職務を休職することをいう。以下同じ。)することができる。

- 2 消防団員は、前項の規定により休団しようとする場合は、休団届(様式第2号)により、団長にあっては市長に、団長以外の消防団員にあっては団長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 3 休団中の消防団員は、復団(休団した消防団員が職務に復帰することをいう。以下同じ。)しようとする場合は、復団届(様式第3号)により、団長にあっては市長に、団長以外の消防団員にあっては団長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 4 休団中の消防団員が復団したときの当該消防団員の階級は、休団を開始した日にその者が属していた階級とする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。

(災害出動の場合の措置)

第8条 消防車等(以下「消防車」という。)が、火災その他の災害現場にむかうときは、所定の速度を守るとともに、事故防止に注意し、正当な交通を維持するためサイレン及び赤色灯を用

いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限るものとし、常に交通法規を遵守しなければならない。

(消防車の責任者遵守事項)

第9条 消防車の出動又は引揚げの場合には、消防車に乗車する責任者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 鉄道踏切、交差点及び学校、病院等公衆の集合している場所の付近を通過するときは、事故防止に特に注意しなければならない。
- (3) 消防車は、一列縦隊で安全な距離を保って走行しなければならない。
- (4) 消防団員以外の者は、消防車に乗車させてはならない。
- (5) 先行消防車の追越信号のある場合のほか、これを追い越してはならない。

(管轄区域)

第10条 消防団は、市長の許可を得ないで市の区域外の火災その他災害に出動してはならない。

ただし、管轄区域と認めて出動した場合において、現場に近づくにしたがって管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消防及び水防等の活動)

第11条 消防団員は、火災その他の災害現場において設備、機械器具及び資材を最高度に活用して、住民の生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめるよう防御及び鎮圧に努めなければならない。

(災害現場での遵守及び留意事項)

第12条 消防団が火災その他の災害現場に出動した場合は、次の各号に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防団員は、団長の指揮の下に行動しなければならない。団長は、市長の所管の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は、迅速かつ適確に行わなければならない。
- (3) 放水口数は、最大限に使用し消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び濡損を最小限に止めなければならない。
- (4) 方面団、分団及び部は、相互に連絡協調しなければならない。

(出動等の報告)

第13条 部長は、出動等活動に参加した団員の報告をまとめ、別に定める出動等報告書を作成し、延滞なく団長に提出しなければならない。

(死傷者発見の場合の措置)

第14条 消防団員は、火災その他の災害現場において死傷者を発見したときは、速やかに団長に、団長は市長に報告するとともに死体については警察職員又は検屍員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第15条 放火の疑いがある場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに団長は、市長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件は、慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えなければならない。

(文書簿冊)

第16条 消防団には、次の各号に掲げる文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 消防団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 水利台帳
- (7) 金銭出納簿
- (8) 消防法規、例規集
- (9) 雑書類

(教養及び訓練)

第17条 団長は、消防団員の消防知識の修得、消防技術、技能の練磨に努めるため、定期的にこれらの訓練を実施しなければならない。

(訓練、礼式及び服制)

第18条 消防団の訓練、礼式及び服制については、消防庁の定める準則によるものとする。

(表彰)

第19条 市長は、部又は消防団員が任務遂行に当たって、功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

- 2 団長は、部又は消防団員が任務遂行に当たって、功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

(表彰の方法)

第20条 表彰は、表彰状を贈り表彰する。

- 2 前項のほか、金品を添えて表彰することができる。

(感謝状授与)

第21条 市長は、次の各号に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設拡充、強化についての協力
- (3) 水火災現場における人命救助
- (4) 火災その他災害時における警戒、防御、救助に関し消防団に対してなした協力

- 2 感謝状には、金品を添えることができる。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月21日から施行する。

附 則(平成20年8月12日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年4月13日規則第15号)

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則(平成29年6月19日規則第17号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月15日規則第5号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

階級	消防団員の職名
団長	団長
副団長	副団長
	方面団長
	方面副団長
分団長	分団長
	本部長
副分団長	副分団長
部長	部長
班長	本部班長
	班長
団員	本部団員
	団員

別表第2 (第4条関係)

消防団及び方面団	分団及び部名	消防団員定数	階級職名別定数										
			団長	副団長	方面団長	方面副団長	本部長	分団長	副分団長	部長	本部班長、班長	本部団員、団員	
消防団本部		1	1										
		(6)		(6)									
金光方面団	本部	23			1	1	1					5	15
	第1分団		2					1	1				
		第1部	24								1	5	18
		第2部	24								1	5	18
		第3部	24								1	5	18
		第4部	24								1	5	18
		第5部	24								1	5	18
第6部	24								1	5	18		

消防団及び方面団	分団及び部名	消防団員定数	階級職名別定数										
			団長	副団長	方面団長	方面副団長	本部長	分団長	副分団長	部長	本部班長、班長	本部団員、員	
	第7部	24								1	5	18	
	第8部	24								1	5	18	
	計	194						1	1	8	40	144	
	第2分団		2						1	1			
		第9部	24								1	5	18
		第10部	24								1	5	18
		第11部	24								1	5	18
	第12部	24								1	5	18	
	計	98						1	1	4	20	72	
	小計	315			1	1	1	2	2	12	65	231	
鴨方方面団	本部	17			1	1	1				4	10	
	第1分団		2						1	1			
		第1部	25								1	5	19
		第2部	20								1	5	14
		第3部	25								1	5	19
		第5部	25								1	5	19
		第6部	25								1	5	19
		第7部	25								1	5	19
		第8部	33								1	7	25
	計	180						1	1	7	37	134	
	第2分団		2							1	1		
		第1部	25								1	5	19
		第2部	25								1	5	19
		第3部	25								1	5	19
		第5部	25								1	5	19
第6部		20								1	5	14	
第7部	30								1	6	23		
計	152						1	1	6	31	113		
小計	349			1	1	1	2	2	13	72	257		
寄島方面団	本部	17			1	1	1				4	10	
	第1分団		2						1	1			
		第3部	16								1	4	11
		第4部	21								1	5	15
		第5部	21								1	5	15
		第6部	21								1	4	16
		第7部	21								1	4	16
		第11部	12								1	3	8
		第14部	12								1	5	6
	第16部	12								1	3	8	
	計	138						1	1	8	33	95	
	第2分団		2							1	1		
		第1部	12								1	2	9
		第2部	14								1	3	10
第8部		16								1	4	11	
第9部		16								1	4	11	
第10部		12								1	3	8	
第12部	12								1	2	9		

消防団及び方面団	分団及び部名	消防団員定数	階級職名別定数									
			団長	副団長	方面団長	方面副団長	本部長	分団長	副分団長	部長	本部班長、班長	本部団員、員
	第13部	12								1	2	9
	第15部	18								1	4	13
	計	114						1	1	8	24	80
小計		269			1	1	1	2	2	16	61	185
予防啓発部		6								1	1	4
合計		940	1	(6)	3	3	3	6	6	42	199	677

備考：() 内の数字については、階級の重複者（兼務者）を表し、各合計に参入しない。

11-8 浅口市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成18年3月21日

条例第106号

改正 平成30年9月21日条例第24号

令和元年6月19日条例第19号

令和元年9月19日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下次条から第11条までにおいて単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、当該兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時において、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の

祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ別表に掲げるとおりとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書きに該当する場合は、5年)とする。

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、無利子とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(支給審査委員会の設置)

第17条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の金光町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年金光町条例第25号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年鴨方町条例第103号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年寄島町条例第665号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成30年9月21日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月19日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の浅口市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年9月19日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の浅口市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日から適用する。

別表 〔略〕

11-9 笠岡地区消防組合格約

昭和47年4月1日

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、笠岡地区消防組合（以下「組合」という。）という。

(組織)

第2条 組合は、笠岡市、浅口市及び里庄町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、各構成市町（浅口市にあっては、旧鴨方町及び旧寄島町の区域に限る。）における次の各号に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
 - (2) 液化石油ガスの充てんの許可等に関する事務
 - (3) 煙火に関する火薬類の消費許可等に関する事務
 - (4) 高圧ガスの製造の許可（コンビナートの事業所内に係るものを除く。）等に関する事務
- (事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、笠岡市十一番町4番地の3に置く。

第2章 議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は12人とする。

2 組合議員は、関係市町の議会においてその市町議会の議員の中から次のとおり選挙する。

笠岡市 6人

浅口市 4人

里庄町 2人

3 組合議員に欠員の生じたときは、その組合議員の属していた関係市町は、直ちに補欠選挙を行なわなければならない。

4 関係市町の長は、前2項の規定により組合議員の選挙が行なわれたときは、直ちにその組合議員の住所、氏名、生年月日、選挙の日、その他必要な事項を管理者に通知しなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、その組合議員の属する関係市町の議会の議員の任期による。

第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第7条 組合に管理者1人及び副管理者3人を置く。

2 管理者は関係市町の長が互選する。

3 副管理者は、管理者に選出された者以外の関係市町の長及び管理者の属する関係市町の副市町長をもって充てる。

(職務権限)

第8条 管理者は、組合の事務を掌理し、組合を代表する。

2 管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序により、副管理者がその職務を代理する。

(任期)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市町の長又は副市町長の任期による。

(監査委員)

第10条 組合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とする。

(会計管理者)

第11条 管理者は、組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。

(補助職員)

第12条 組合に消防吏員その他の職員を置く。

2 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条の規定によるもののほか、職員は管理者が任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例で定める。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、関係市町の分担金、手数料その他の収入をもってあてる。

2 前項の分担金は、毎年度地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算定した基準財政需要額のうち、消防費にかかる額の算定の基礎となった人口（同法第13条の規定により補正された後の人口）に応じて、関係市町が分担する。この場合において、浅口市の分担金は、旧鴨方町及び旧寄島町の区域に係る人口に応じて浅口市が負担する。

3 前項の規定にかかわらず、関係市町の要請に基づく特別の事業の実施にかかる経費については、当該関係市町に賦課することができる。

附 則

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和50年2月6日）

この規約は、岡山県知事の許可の日（昭和50年2月6日）から施行する。

附 則（昭和51年8月28日）

この規約は、岡山県知事の許可の日（昭和51年8月28日）から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月20日）

この規約は、岡山県知事の許可の日（平成6年7月20日）から施行する。

附 則（平成18年3月21日）

この規約は、平成18年3月21日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

（施行期日）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は、岡山県知事の許可の日（平成19年1月25日）から施行する。

（経過措置）

- 2 前項のただし書きの規約の施行の際地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により現に在職する収入役がある場合は、その任期中に限り、この規約による改正後の笠岡地区消防組規約第7条第1項及び第4項、第8条第3項並びに第9条の規定は適用せず、この規約による改正前の笠岡地区消防組規約第7条第1項及び第4項、第8条第3項並びに第9条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定によりなおその効力を有するとされた場合において、この規約による改正前の笠岡地区消防組規約第9条中「助役」とあるのは「副市町長」とする。

附 則（平成20年4月1日）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

11-10 浅口市と倉敷市との間における消防事務の委託に関する規約

(平成18年2月28日)
告示第97号)

(委託事務の範囲)

第1条 浅口市(以下「甲」という。)は、旧金光町の区域における次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)を倉敷市(以下「乙」という。)に委託する。

- (1) 消防に関する事務(消防団に関する事務、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務並びに水防に関する事務を除く。)
- (2) 液化石油ガスの充てんの許可等に関する事務
- (3) 煙火に関する火薬類の消費許可等に関する事務
- (4) 高圧ガスの製造の許可等に関する事務

(経費の支弁の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

- 2 前項の経費の額及び納付の時期は、乙の長が甲の長と協議して定める。

(収入の帰属)

第3条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、すべて乙の収入とする。

(事務管理等の通知)

第4条 乙の長は、年度の終了後速やかに委託事務の管理及び執行の状況を甲の長に通知するものとする。

(条例等改廃の場合の措置)

第5条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例、規則その他の規定(以下「条例等」という。)を制定又は改廃した場合においては、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知があったときは、甲の長は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(水利施設の整備)

第6条 甲は、消火活動に常に有効に使用することができるよう水利施設を設置するとともに、適切に維持管理するものとする。

(連絡会議)

第7条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長と年1回以上連絡会議を開くものとする。ただし、甲の長の申出があったときは、随時連絡会議を開くことができる。

(その他)

第8条 前各条に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成18年3月21日から施行する。ただし、第1条第3号の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 甲の長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲の旧金光町の区域に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 甲は、この規約の施行の際、現に甲が消防の用に供している旧金光町の財産で、乙が必要と認めるものを無償で乙に使用させるものとする。

附 則（平成20年3月26日告示第171号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

浅口市地域防災計画（資料編）

発行日 令和7年3月
発行 岡山県浅口市

〒719-0295
岡山県浅口市鴨方町六条院中 3050 番地
TEL 0865-44-9006

編集 浅口市企画財政部くらし安全課
